

さぬき市第5期地域福祉計画

さぬき市第5期地域福祉活動計画



さぬき市
マスコットキャラクター
「さっくー」



さぬき市社会福祉協議会
キャラクター
「ふっくーちゃん」

令和7年3月

さぬき市
さぬき市社会福祉協議会

は じ め に

近年、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加などにより社会が大きく変化していく中、社会的孤立や8050問題、介護と育児のダブルケアやヤングケアラー等の介護者支援の問題など、生活課題は、より複雑化・複合化しています。



そして、こうした課題に対応するため、高齢者や障がい者、子どもや生活困窮者などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける社会の構築が求められています。

本市では、その実現に向け、平成31年3月に策定した第4期計画を見直し、“思いやりと助け合いがあふれる「いきいき福祉のまち さぬき」”を基本理念として掲げ、「地域共生社会の推進」、「安心な暮らしづくり」、「誰ひとり取り残さない支え合いの協働まちづくり」の3つを基本目標として設定し、「さぬき市第5期地域福祉計画・さぬき市第5期地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画は、第1期計画から第4期計画までの基本理念を踏襲しながら、これまでの取組に加え、新たに市や各関係機関の連携による包括的な支援に関する事項を盛り込むことで、制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題への支援を推進し、生活に困難を抱える様々な人への支援の充実を図ることとしています。

今後、市民の皆さんもとより、地域の関係組織・機関・団体及び事業者と行政が一体となり、互いに助け合い、支え合いのできる地域づくりに取り組んでまいりますので、皆さんのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いします。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました策定委員の皆さんをはじめ、アンケート調査やワークショップ等にご協力を賜り、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆さんや関係機関の方々に心から感謝申し上げ、ご挨拶とします。

令和7年3月

さぬき市長 大山 茂樹

ごあいさつ

さぬき市社会福祉協議会では、平成31（2019）年に策定した「さぬき市第4期地域福祉活動計画」に基づき、『優しさと思いやりが織りなす いきいき福祉のまち』をスローガンに、市民の皆様の御理解と御協力の下、多くの福祉関係機関・団体・行政と連携して、地域福祉の推進に努めてまいりました。



しかしながら、近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行し、単身世帯が増加する中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が拍車をかけて、地域のつながりの希薄化がますます進み、社会的孤立や経済的困窮による様々な地域生活課題が顕在化してきました。

このような状況の中、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく『地域共生社会』の実現のために、市民や福祉関係機関・団体・行政と連携を図りながら、地域において力を合わせた活動をさらに推進していくことが重要になっています。

さぬき市社会福祉協議会では、地域の新たな地域生活課題の解決に向けて取り組むため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画推進期間とし、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に進める『さぬき市第5期地域福祉活動計画』を策定いたしました。

計画策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきましたさぬき市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様を始め、地区策定委員の皆様やアンケート調査、パブリックコメントなどを通じて貴重な御意見をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

そして、今後5年間の地域福祉活動の指針となる『さぬき市第5期地域福祉活動計画』が多くの市民の皆様に身近なものとして親しまれますとともに、私どもさぬき市社会福祉協議会の活動に対しまして、より一層の御支援と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして御挨拶といたします。

令和7年3月

社会福祉法人 さぬき市社会福祉協議会
会長 間 島 憲 仁

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	策定に関する法律や制度の動向	2
2	地域福祉とは	3
(1)	地域福祉とは	3
(2)	地域共生社会の実現	4
(3)	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する事項	5
(4)	地域福祉推進のための圏域の考え方	7
3	「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定	8
(1)	地域福祉活動計画とは	8
(2)	「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義	8
4	計画の位置づけ	9
(1)	計画の法的根拠	9
(2)	関連計画の位置づけ	9
5	計画期間	11
6	SDGs	12

第2章 福祉から見たさぬき市の現状

1	さぬき市の現状	14
(1)	人口について	14
(2)	世帯について	17
(3)	高齢者のひとり暮らし世帯について	18
(4)	要介護認定者数の推移	19
(5)	障害者手帳所持者について	20
(6)	生活困窮者等について	22
(7)	ひとり親家庭等について	22
(8)	虐待等について	23
(9)	権利擁護等について	23
(10)	民生委員・児童委員について	24
(11)	地域の援助体制の状況	25
2	アンケート調査	28
(1)	市民調査	29
(2)	民生委員・児童委員調査	40
(3)	福祉委員調査	42
3	ヒアリング・アンケート調査	44
(1)	社会福祉協議会	45

(2) 関係団体	46
4 地区座談会（ワークショップ）結果	47
(1) 実施概要	47
(2) 第4期地区地域福祉活動計画の評価と課題	48

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念	53
2 計画の基本目標	54
3 施策の体系	55

第4章 具体的な取組と今後の方向性

基本目標1 地域共生社会の推進	56
基本目標2 安心な暮らしづくり	71
基本目標3 誰ひとり取り残さない支え合いの協働まちづくり	77

第5章 地区地域福祉活動計画

1 津田地区	88
2 大川地区	91
3 志度地区	96
4 寒川地区	101
5 長尾地区	106

第6章 計画の推進体制

1 推進体制づくり	111
2 組織体制の整備	111
3 パートナーシップ体制の整備	111
4 計画の広報・啓発	112
5 計画の評価・進行管理・見直し	113

資料編

1 さぬき市地域福祉計画策定委員会設置要綱	114
2 さぬき市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	115
3 さぬき市第5期地域福祉計画策定委員会委員名簿及びさぬき市第5期地域 福祉活動計画策定委員会委員名簿	116
4 さぬき市地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・委員名簿	117

第Ⅰ章 計画策定の基本的な考え方

I 計画策定の背景

(Ⅰ) 策定の趣旨

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成16年3月に「さぬき市第1期地域福祉計画」、平成17年3月に「さぬき市第1期地域福祉活動計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取組支援などの施策を5年ごとに見直し、再編を進めてきました。

平成31年3月には、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものとの役割や協働を明確化し、実効性のある計画とするために、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動の在り方を定める「地域福祉活動計画」を一体的にした「さぬき市第4期地域福祉計画・さぬき市第4期地域福祉活動計画」を策定し、『優しさと思いやりが織りなす「いきいき福祉のまち』』の基本理念のもと、地域福祉に関する様々な施策を市民・地域・行政の協働によって推進してきました。

しかし、少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加、地域住民同士のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境は変化しています。

また、地域社会からの孤立、虐待、配偶者等からの暴力（DV）、ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態など）、生活困窮者への対策、高齢者や障がいのある人の権利擁護、ヤングケアラー、子どもの貧困問題等の新たな課題も発生しています。これらの複雑化した課題の解決には、従来の対象者ごとに整備された福祉制度では対応が困難なケースも増加しています。

国においては、厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部のもと、制度・分野ごとの垣根、支え手と受け手という関係を超えて、誰もが『我が事』として参画し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をつくっていく「地域共生社会」の実現を目指した取組が行われています。

こうした国の取組や社会や地域の変化を踏まえ、さらなる地域福祉の推進を図るため、「さぬき市第5期地域福祉計画・さぬき市第5期地域福祉活動計画」を策定するものです。

(2) 策定に関する法律や制度の動向

年	法等
平成 27 年 (2015)	○生活困窮者自立支援法の施行 (生活困窮者自立支援制度の開始)
平成 28 年 (2016)	○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 (市町村に成年後見制度利用促進基本計画の策定が努力義務とされる) ○再犯の防止等の推進に関する法律の施行 (市町村に地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされる)
平成 29 年 (2017)	○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 (地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保について示される)
平成 30 年 (2018)	○社会福祉法の一部改正 (市町村に地域福祉計画の策定が努力義務とされ、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられる。また、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加) ○自殺総合対策大綱の見直し (重点施策に地域レベルの実践的な取組への支援強化、子ども・若者及び女性の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進等が盛り込まれる)
令和 2 年 (2020)	○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援する重層的支援体制整備事業が創設される)
令和 6 年 (2024)	○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行 (女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援体制の構築を行う) ○生活困窮者自立支援法の一部改正 (生活困窮者等の自立を図るため、居住支援の強化の措置、就労準備支援及び家計改善支援の強化、支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる)

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉とは

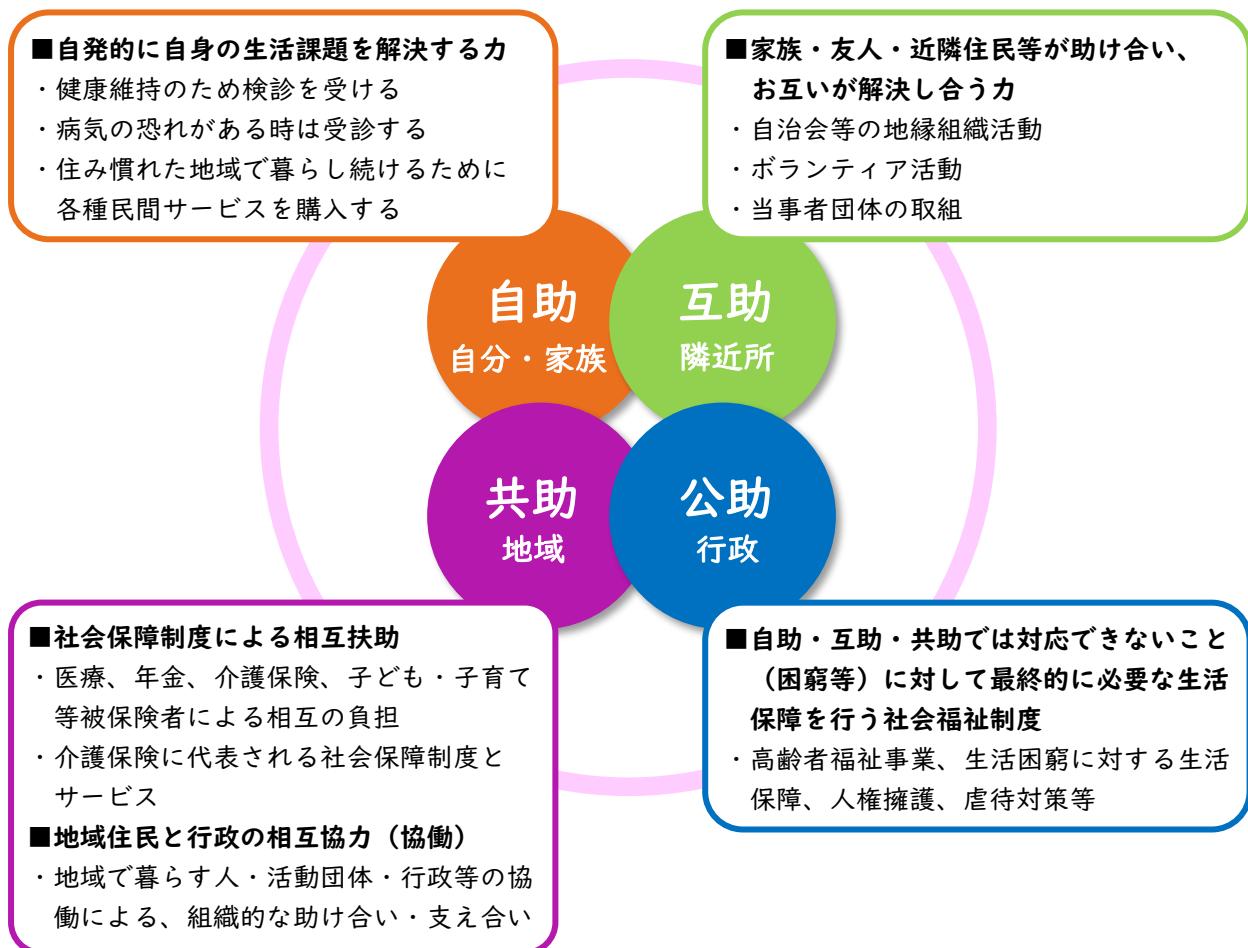
「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者・障がい者・子どもといった対象別ではなく、全ての人が共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていくこうとする取組のことを言います。



具体的には以下の取組になります。

- ◎様々な担い手（住民・事業者・社会福祉協議会・行政）が集まって、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」等（自助・互助・共助・公助の役割分担）の仕組みを構築すること。
- ◎課題の解決に向けて、様々な担い手が協力しながら実際に取り組むこと。

■自助・互助・共助・公助と地域福祉の関係図



(2) 地域共生社会の実現

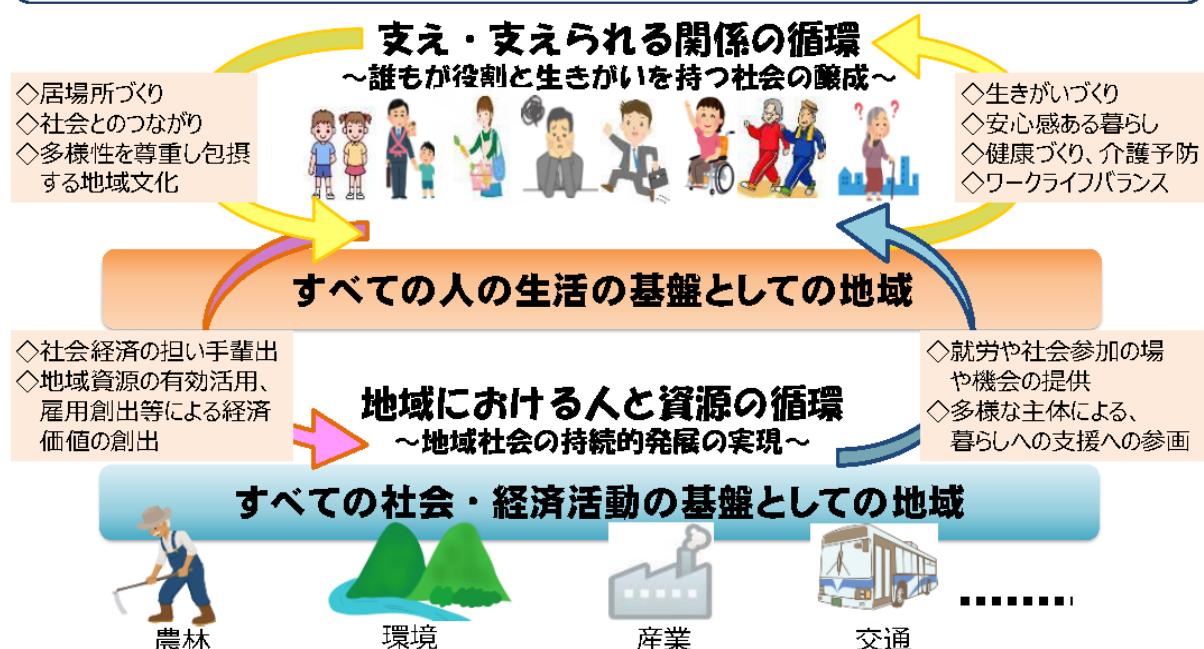
地域共生社会とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、「相互に支えあえる」ことを目指し、住民や地域の多様な主体が、あらゆる分野の活動に参画し、それぞれが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会を共に創っていくことです。

本市の高齢者福祉計画は、これまで、高齢になっても住み慣れた地域で暮らすことができる地域をめざす「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。これからは、地域福祉計画において、高齢者福祉計画等関連計画での取組等をもとにしながら、「地域共生社会の実現」を目指すものです。

そして、「地域共生社会の実現」に向けて、より具体的に包括的な地域福祉を推進していくことが必要になります。

■地域共生社会の実現 説明図

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



出典：厚生労働省 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」

(3) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する事項

「地域共生社会」実現のために新たに、社会福祉法が改正（平成30年4月1日施行）され、地域福祉計画に盛り込むべき事項の追加が示されました（下表の第1項第1号と第5号）。その後、令和3年4月1日施行の改正社会福祉法により、第1項第5号は「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」となりました。

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための取組の基本となるものです。

■改正社会福祉法の抜粋（令和3年4月1日施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（平成30年の施行時は「第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項」）

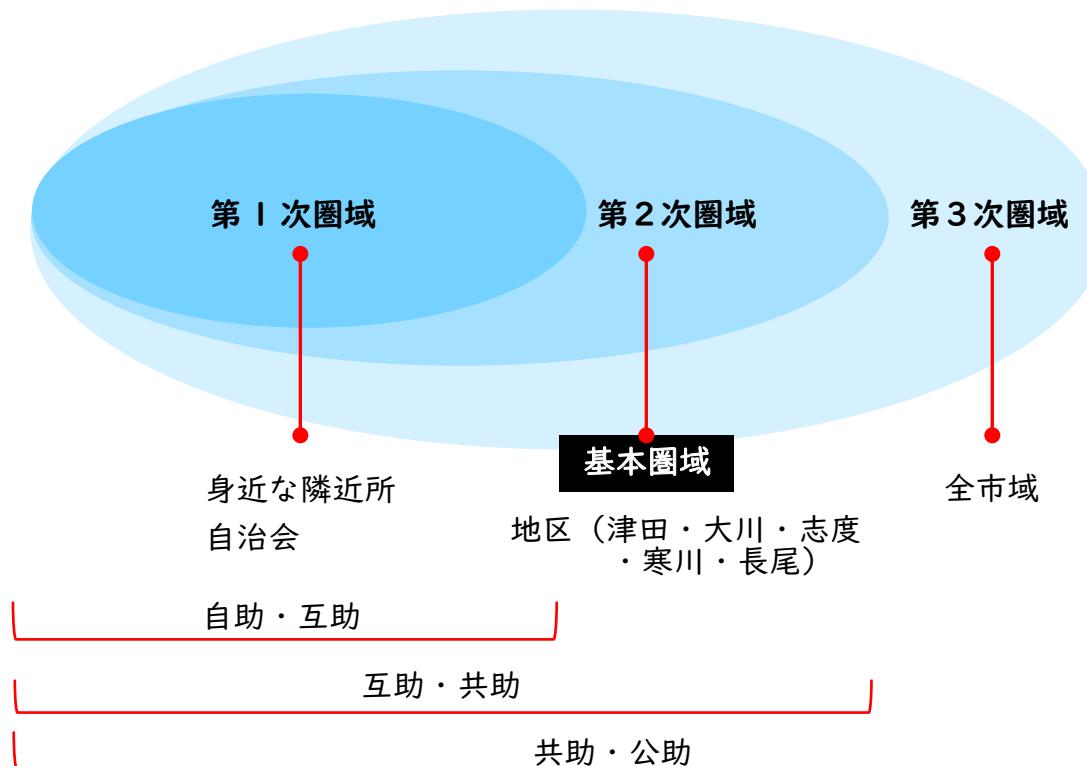
◎第107条第1項第1号 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉
その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

現在、高齢者・障がいのある人・児童等の対象者ごとに策定されている個別の計画・制度では解決困難な、いわゆる“制度の狭間”や複合的な課題を抱える世帯が問題とされています。この対応策として、各計画を「縦糸」とすれば、地域福祉計画には、各分野を横断しつなぎ合わせる「横糸」としての役割を持たせることになりました。各計画に共通する事項16項目が地域福祉計画に位置づけられました。

- ①さまざまな課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外のさまざまな分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など）との連携に関する事項
- ②高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の課題への対応の在り方
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩高齢者、障害のある人、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
- ⑫地域住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用
- ⑬地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金などの取り組みの推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

(4) 地域福祉推進のための圏域の考え方

本市の地域福祉活動の推進における主体的な組織は、市内5地区（津田・大川・志度・寒川・長尾）とし、座談会の開催、地区住民活動計画の策定を行っています。この地区が包括する地域がそれぞれの「基本圏域（第2次圏域）」と考えます。また、より身近な関係を「第1次圏域」、そして全市域を「第3次圏域」として位置づけ、市や市社協が全体の方向性の決定や各圏域の取組の支援等を行っていきます。



圏域名	活動内容
第1次圏域	隣近所同士の日常的なあいさつや声掛け、自治会での住民同士の日常的なつながりをつくり、声掛け、見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動を行いつつ、顔の見える関係づくりを行います。
第2次圏域 (基本圏域)	地域住民で組織される市内5地区（津田・大川・志度・寒川・長尾）を基本圏域とし、市社協とも連携しながら、地域の生活課題の把握・共有・解決を行います。
第3次圏域	行政などによる保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、住民・各種地域活動団体・市社協・専門機関・事業者・行政の連携や調整を行います。

3 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定

(1) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、住民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と代弁を図る組織です。

このため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会は、地域の福祉活動を推進していくための中心的機能を果たすと同時に、計画策定に係る作業過程そのものが地域福祉を推進する社会福祉協議会の事業展開において重要な位置を占めるものとなっています。

計画策定は、社会福祉協議会を中心としながらも、これからの方針「福祉のまちづくり」に向けて、これまで地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との地道な協働を通して、果たすべき役割を明確にし、それぞれがそれぞれの立場で地域福祉を考え、行動していくための指針となるものです。

(2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するため、具体的な取組を示す「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域福祉に関わる全てのものの役割や協働が明確になり、より実効性のある計画づくりが可能となります。

さらに、2つの計画を密接に関連付けて推進するため、「地域福祉活動計画」の実施主体である地域住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所などの課題、意見及び要望等が、それぞれの計画に生かされ、計画の進捗・達成状況の評価や見直しも反映されやすくなります。

4 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

地域福祉計画の策定は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する、いわゆる福祉分野の上位計画として各個別計画と調和をとることとされています。

(2) 関連計画の位置づけ

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「さぬき市成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「さぬき市再犯防止推進計画」について、本計画の一部として位置づけます。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

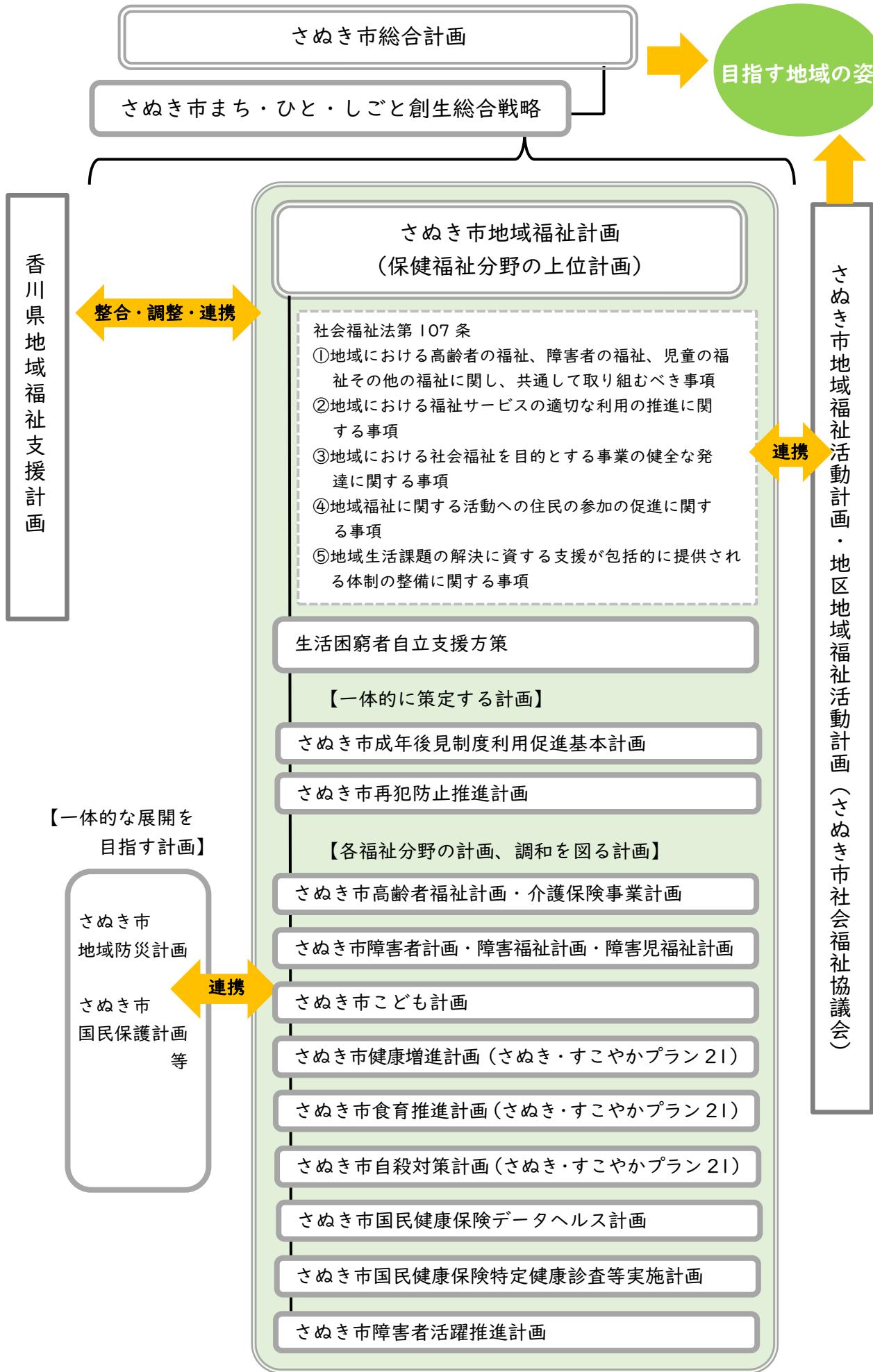
（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



5 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。ただし、社会的な情勢の変化や高齢化の状況、法改正の動向、本計画と現状との隔たりに応じて、必要な見直しを行います。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2次さぬき市総合計画後期基本計画					
	さぬき市第5期地域福祉計画 さぬき市第5期地域福祉活動計画				
	【一体的に策定する計画】 さぬき市成年後見制度利用促進基本計画 さぬき市再犯防止推進計画				
さぬき市高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画		さぬき市高齢者福祉計画及び 第10期介護保険事業計画			
さぬき市障害者計画（第7次） さぬき市障害福祉計画（第7期） さぬき市障害児福祉計画（第3期）		さぬき市障害者計画（第8次） さぬき市障害福祉計画（第8期） さぬき市障害児福祉計画（第4期）			
	さぬき市こども計画				
	さぬき・すこやかプラン21（第3次） ※健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画				
	さぬき市国民健康保険第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画				
さぬき市障害者活躍推進計画					

6 SDGs

SDGsの理念と地域共生社会の考え方はともに目指すところは同じです。地域共生社会を実現させるためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中にはさまざまな人がいるということ（多様性/Diversity）を理解し、それを受けとめるということ（社会的包摂/Social Inclusion）が求められています。

本計画ではSDGsの概念も意識して推進していきます。

目標	地域福祉における各目標との関連づけ
1 貧困をなくそう 	目標1（貧困） ひとり親世帯、生活保護世帯を含め、生活困窮者の自立と尊厳の確保と、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に、一人ひとりの状況に応じた包括的な相談支援と支援計画を通じて、住居確保支援、就労支援、緊急支援などの自立に向けた包括的な支援を行っていきます。また、貧困の連鎖を防止するために生活困窮世帯の居場所づくりを進めます。
2 飢餓をゼロに 	目標2（飢餓） 生活困窮者への包括的な自立相談支援を通して、緊急的な一時生活支援として、食料を含めた日常生活に必要な支援を提供します。
3 すべての人に健康と福祉を 	目標3（健康と福祉） 健康づくりの推進、福祉サービスの適切な提供・利用の推進など、すべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進します。また、相談から支援を円滑に行い、複雑化・複合化する課題に的確に対応するため、重層的支援体制を構築していきます。
4 質の高い教育をみんなに 	目標4（教育） 地域福祉活動を担う人材育成を進めます。また、地域における共生の文化を創造する総合的な活動として福祉教育をとらえ、地域にある課題に基づいた福祉教育に取り組みます。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5（ジェンダー平等） 互いに助け合い、互いに尊重し認め合うジェンダー平等の意識が欠かせません。地域福祉活動を進める上で、福祉人材の育成、包括的相談支援、防災・防犯の地域づくり、子育て支援等においてLGBTQ等のジェンダー平等と互助意識を高めていけるよう取り組みます。

目標	地域福祉における各目標との関連づけ
8 働きがいも 経済成長も 	目標 8（成長・雇用） 高齢者の就労支援、障がい者の雇用・就業推進、生活困窮者の自立支援、地域活動への支援を通して、誰もが働きがいのある雇用・活動や、安心な暮らしを持続的に行えるよう取り組みます。
10 人や国の不平等 をなくそう 	目標 10（不平等） 年齢、性別、障がい、国籍などに関わりなく、平等にすべての人が健康で支障なく日常生活が送れるよう、福祉教育、包括的相談支援、子どもの貧困対策、健康づくり、権利擁護システムの推進、福祉サービスの充実等に取り組みます。
11 住み続けられる まちづくりを 	目標 11（持続可能な町） 自分が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、福祉サービスの充実・適正な提供と支援体制の充実を図り、支え合いの仕組みづくりを行います。また、防災に関して、避難行動要支援者の把握、日常的な見守り・支援の推進に取り組みます。さらに、多様な関係機関・団体と連携、協働を図り、重層的支援体制を構築し、安全で快適な環境づくりを推進します。
16 平和と公正を すべての人に 	目標 16（平和） 高齢者・障がい者・子どもへの虐待防止、権利擁護の推進、再犯防止などに取り組み、平和で公正な社会をつくるために、地域住民の多くの参画を促し、地域共生社会の実現に取り組みます。
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	目標 17（協働） あらゆる目標を達成するためには、人々の協力は欠かせません。持続可能な地域を構築するため、行政、住民、事業者が互いを尊重し、協働で地域福祉の推進を図ることに取り組みます。

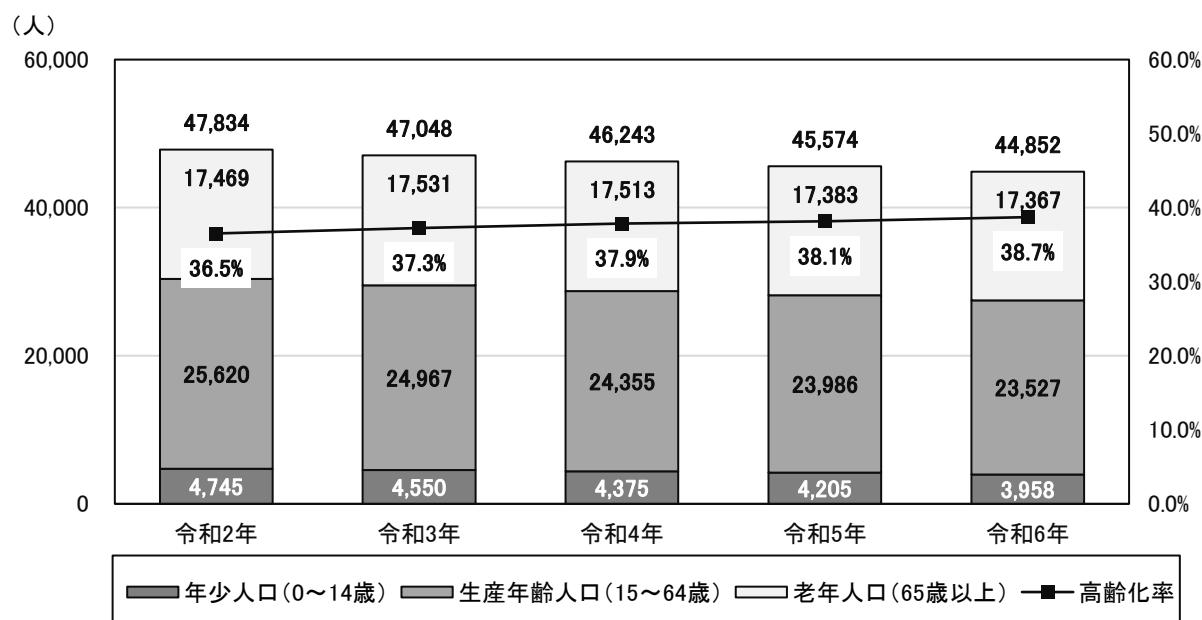
第2章 福祉から見たさぬき市の現状

I さぬき市の現状

(1) 人口について

本市の令和6年3月末現在の総人口は、44,852人となっており、令和2年から令和6年にかけて2,982人減少しています。また、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、令和2年の36.5%から令和6年の38.7%と少しづつ高齢化が進んでいます。

① 総人口と年齢3区分人口の推移、高齢化率

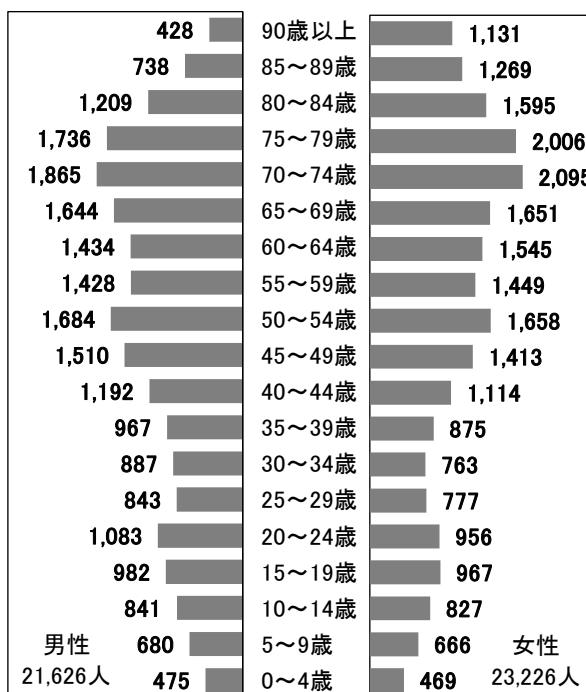


【出典】住民基本台帳（各年3月末現在）

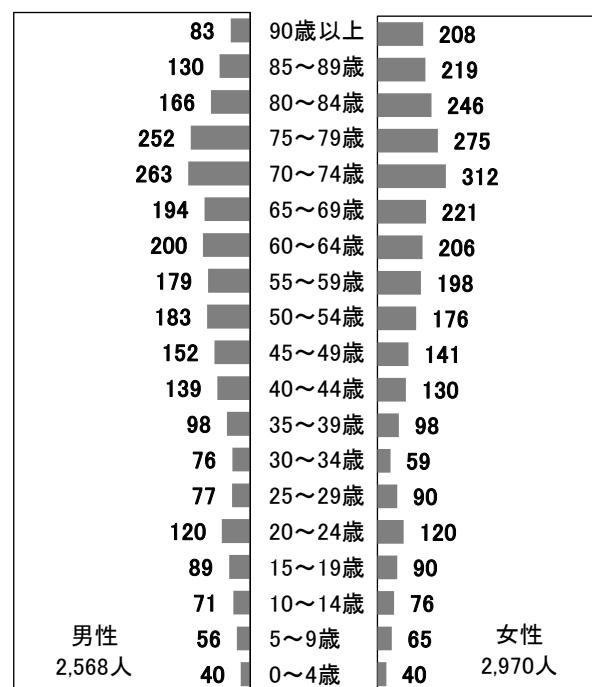
② 地区別人口ピラミッド

令和6年3月末現在の地区別人口をみると、「志度地区」が17,774人と最も多い、次いで「長尾地区」11,873人、「津田地区」5,538人、「大川地区」4,903人、「寒川地区」4,764人となっています。また、高齢化率は「津田地区」が46.4%と最も高く、次いで「大川地区」44.4%、「寒川地区」39.3%、「志度地区」37.1%、「長尾地区」35.0%となっています。

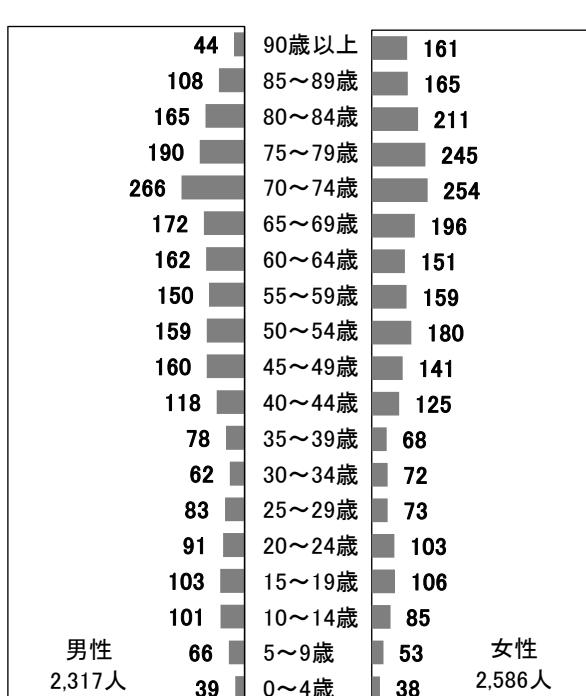
【さぬき市全体】 総人口 44,852 人



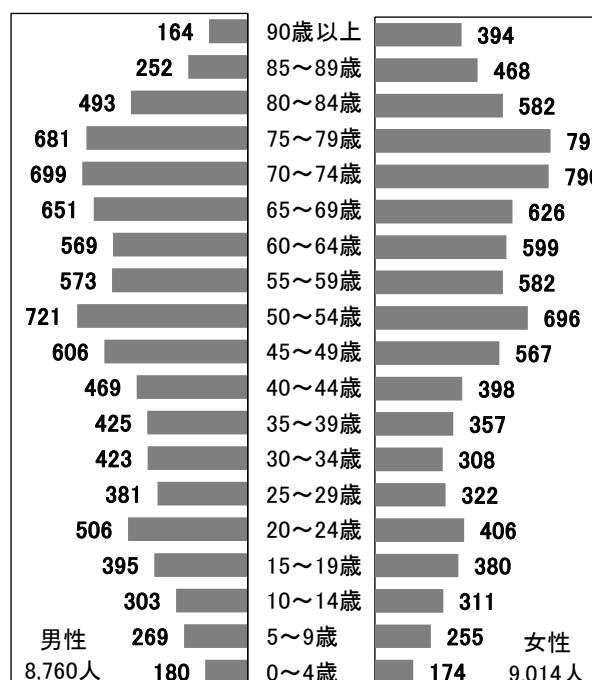
【津田地区】 総人口 5,538 人



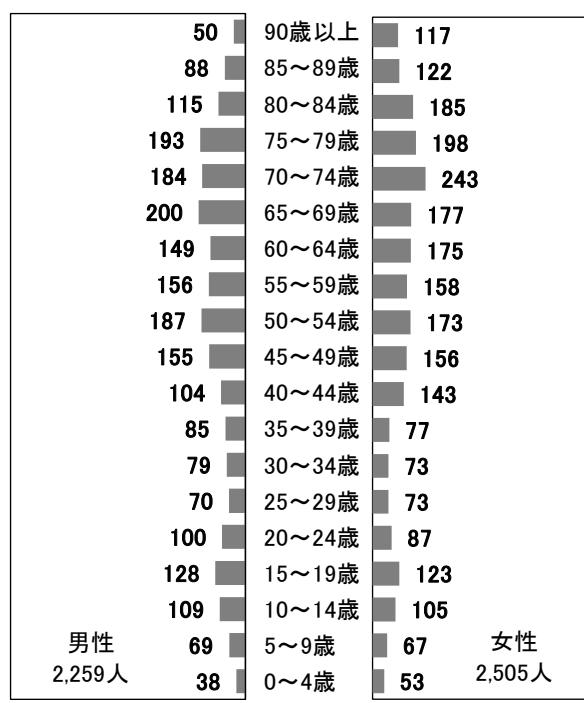
【大川地区】 総人口 4,903 人



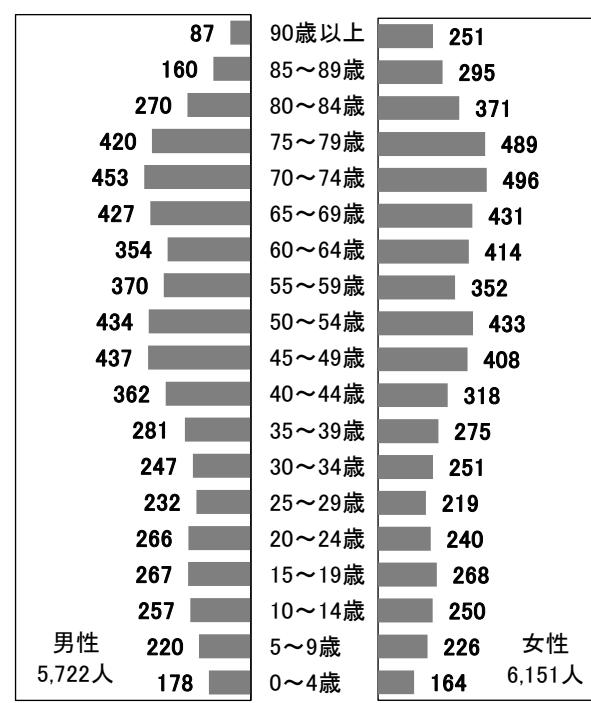
【志度地区】 総人口 17,774 人



【寒川地区】 総人口 4,764 人



【長尾地区】 総人口 11,873 人



1,000人 500人 0人 0人 500人 1,000人 1,000人 500人 0人 0人 500人 1,000人

人口	津田地区	大川地区	志度地区	寒川地区	長尾地区
年少人口（0~14歳）	348	382	1,492	441	1,295
生産年齢人口（15歳~64歳）	2,621	2,344	9,683	2,451	6,428
老人人口（65歳以上）	2,569	2,177	6,599	1,872	4,150
合計	5,538	4,903	17,774	4,764	11,873
構成比	津田地区	大川地区	志度地区	寒川地区	長尾地区
年少人口	6.3%	7.8%	8.4%	9.3%	10.9%
生産年齢人口	47.3%	47.8%	54.5%	51.4%	54.1%
老人人口	46.4%	44.4%	37.1%	39.3%	35.0%

【出典】住民基本台帳（令和6年3月末現在）

③ 出生数と死亡数

出生数についてみると、令和2年以降は200人を下回って推移しており、令和5年には158人となっています。また、死亡数についてみると、令和3年以降は700人を上回って推移しており、令和5年には756人となっています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	205	190	191	174	158
死亡数	693	666	745	801	756

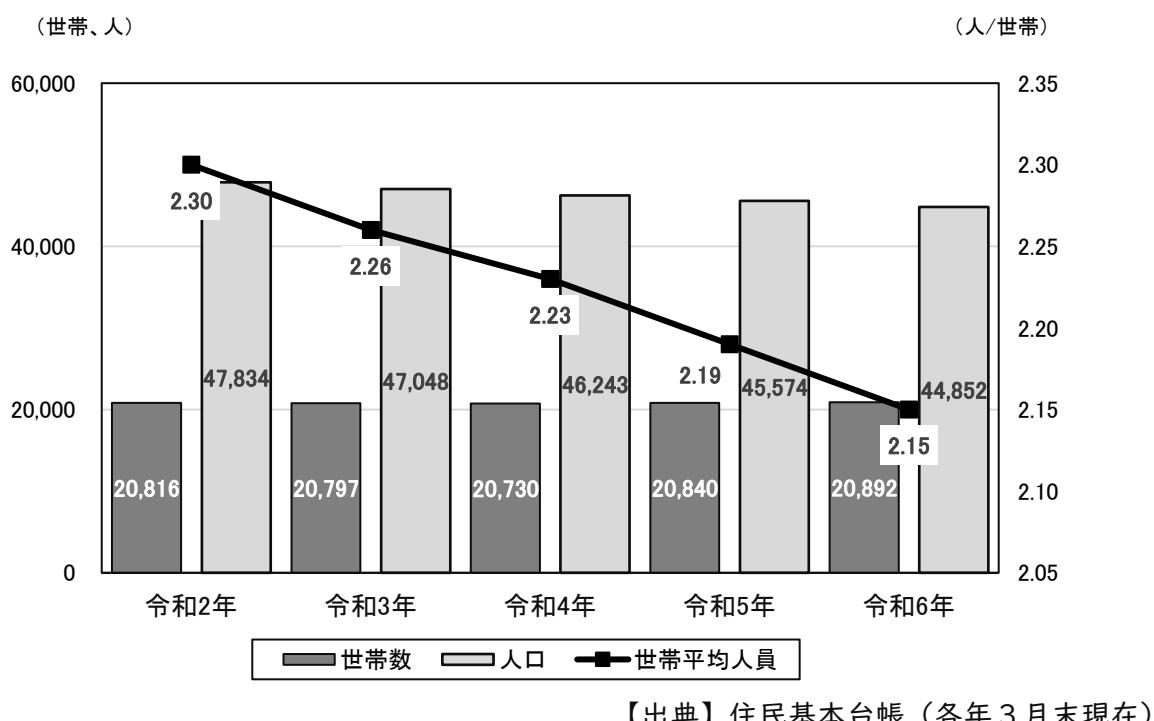
【出典】香川県人口移動調査報告（各年1月～12月）

(2) 世帯について

世帯数と世帯平均人員をみると、世帯数は、令和2年から令和4年にかけて減少していましたが、令和5年から増加する傾向がみられています。

世帯平均人員は毎年減少しており、令和2年には2.30人でしたが、令和6年では2.15人となっています。

① 世帯数と1世帯あたりの人口

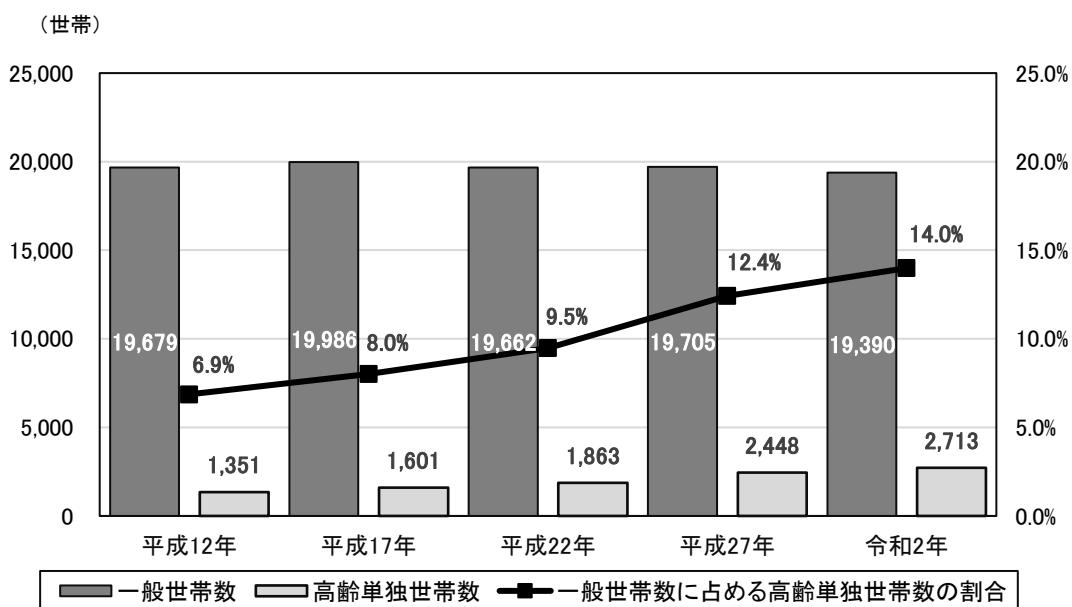


(3) 高齢者のひとり暮らし世帯について

高齢単独世帯数は、平成12年の1,351世帯から令和2年には、2,713世帯へと増加しており、一般世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も6.9%から14.0%へ上昇しています。

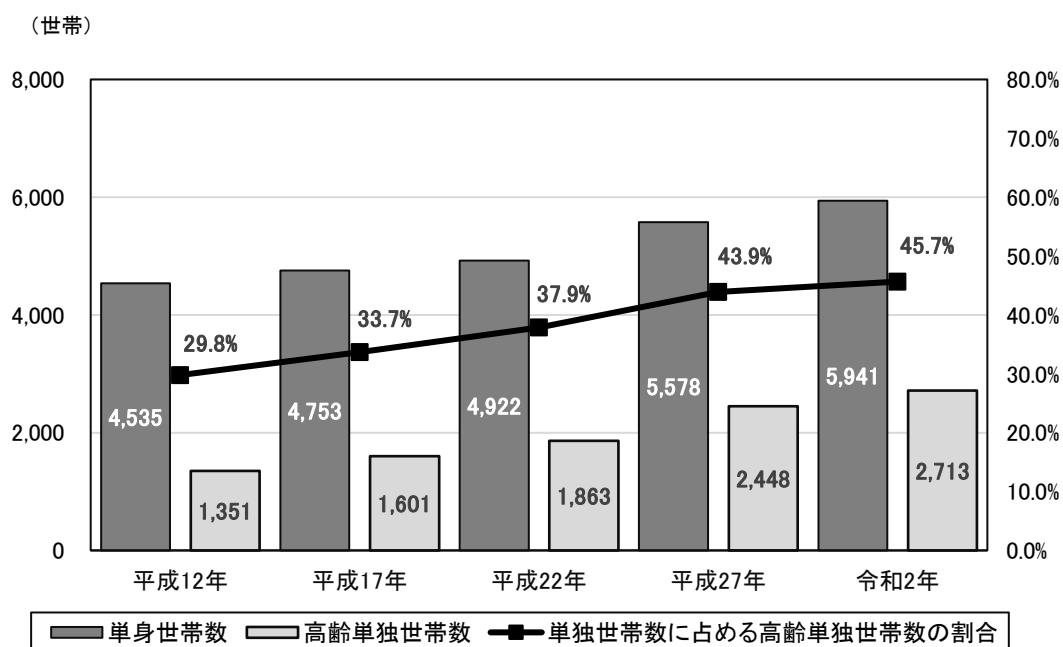
単独世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も平成12年の29.8%から令和2年には45.7%に上昇しており、単独世帯の半数近くが高齢単独世帯となっています。

① 一般世帯数に占める高齢単独世帯数の推移



【出典】国勢調査（各年10月1日現在）

② 単独世帯数に占める高齢単独世帯数



【出典】国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、令和元年の3,680人から令和5年には3,482人へと減少が続いています。

認定ごとの構成比についてみると、概ね横ばいで推移していますが、「要介護2」は年々減少傾向にあり、令和元年の20.4%から令和5年には16.5%となっています。

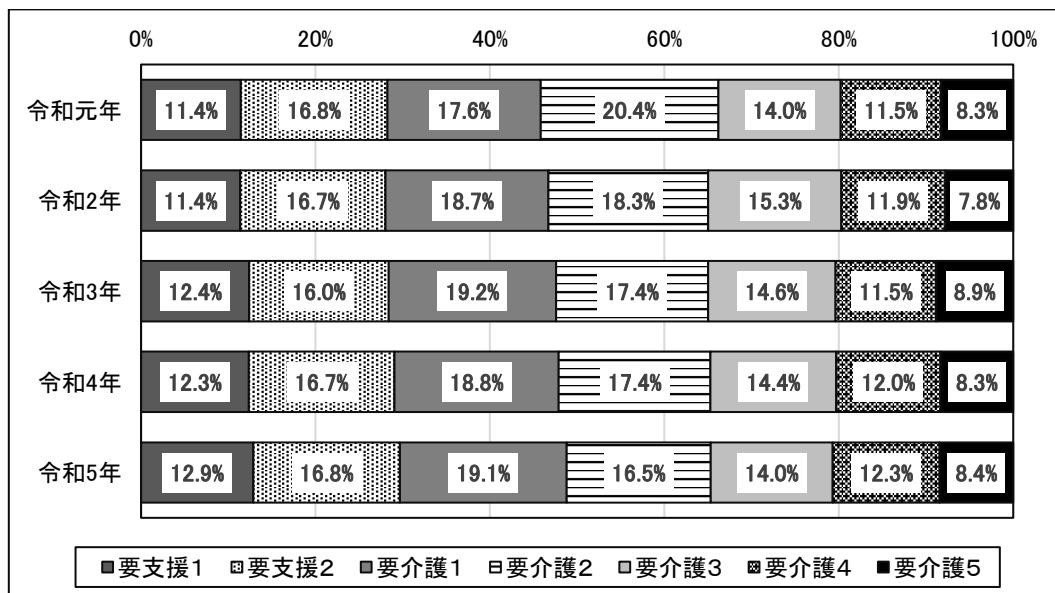
① 要介護認定者数の推移

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	421	411	448	438	448
要支援2	618	602	579	593	586
要介護1	647	675	693	668	665
要介護2	750	661	630	617	575
要介護3	516	552	529	511	487
要介護4	424	431	416	424	427
要介護5	304	281	320	296	294
全体	3,680	3,613	3,615	3,547	3,482

【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）

② 要介護度別構成比の推移



【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）

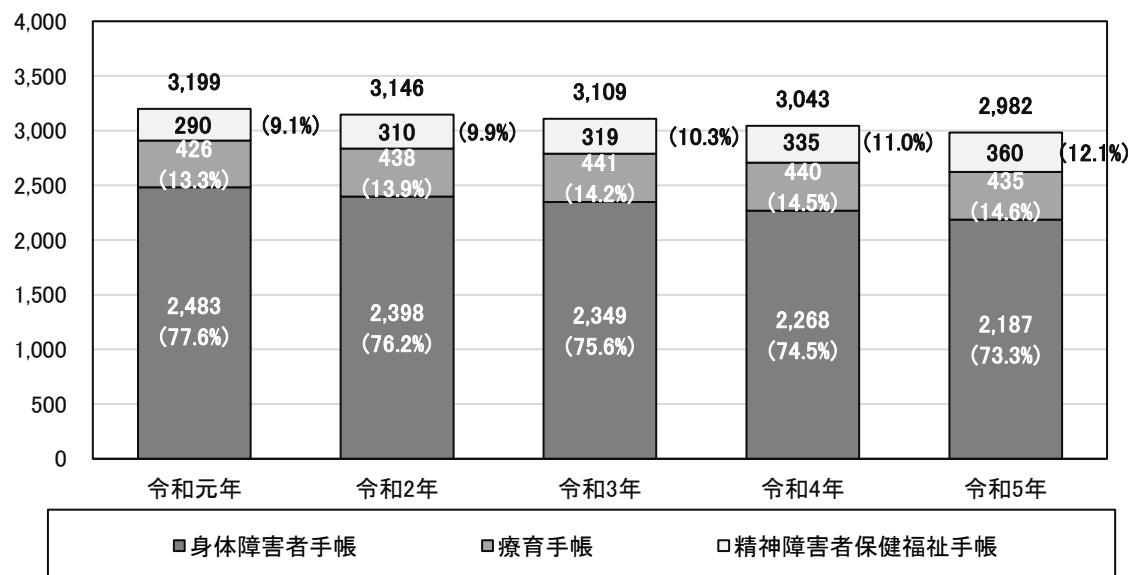
(5) 障害者手帳所持者について

障害者手帳所持者（全体）は、令和元年の3,199人から令和5年には2,982人へと減少が続いています。

手帳種別ごとの推移をみると、身体障害者手帳所持者は令和元年から令和5年にかけて減少が続き、療育手帳所持者は概ね横ばいで推移しており、精神障害者保健福祉手帳所持者は令和元年から令和5年にかけて増加しています。

① 障害者手帳所持者の推移

(人)



【出典】さぬき市障害者計画（第7次）

② 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
I 級	746	719	708	674	650
2 級	348	324	308	300	289
3 級	415	409	412	401	384
4 級	686	667	660	636	621
5 級	138	138	126	120	116
6 級	150	141	135	137	127

【出典】さぬき市障害者計画（第7次）

③ 身体障害者手帳所持者の推移（障がい別）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	191	187	183	173	168
聴覚・ 平衡機能障害	171	168	165	166	162
音声・言語・そしや く機能障害	32	30	29	29	30
肢体不自由	1,325	1,265	1,218	1,167	1,112
内部障害	764	748	754	733	715

【出典】さぬき市障害者計画（第7次）

④療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
○A	81	79	77	74	68
A	99	102	102	103	102
○B	135	140	139	138	138
B	111	117	123	125	127

【出典】さぬき市障害者計画（第7次）

⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	23	28	22	28	28
2級	182	187	197	208	216
3級	85	95	100	99	116

【出典】さぬき市障害者計画（第7次）

(6) 生活困窮者等について

生活保護受給者数について、被保護世帯数は令和元年度から令和4年度にかけて減少し、被保護者数も令和元年度から令和4年度にかけて減少していましたが、令和5年度は増加しています。

世帯類型別生活保護受給世帯数は、全ての項目で横ばいもしくは減少傾向で推移しています。

① 生活保護受給数の推移

単位：世帯、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保護世帯数	200	191	184	173	178
被保護者数	243	231	222	204	218

【出典】福祉総務課

② 世帯類型別生活保護受給世帯数の推移

単位：世帯

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者世帯数	106	94	99	88	89
母子家庭数	7	6	5	4	3
障害者世帯数	23	25	23	25	26
傷病者世帯数	22	20	23	22	21
その他世帯数	42	46	34	34	39
合計	200	191	184	173	178

【出典】福祉総務課

(7) ひとり親家庭等について

児童扶養手当支給件数は、令和元年の376件から令和5年には290件へと減少しています。

単位：件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童扶養手当支給件数	376	350	322	311	290

【出典】子育て支援課（各年3月末現在）

(8) 虐待等について

高齢者虐待の相談件数は、令和元年度の19件から令和5年度の135件へと増加しており、相談者及び相談回数が増加しています。

障害者虐待の相談件数は、概ね横ばいで推移しています。

児童虐待の相談件数は、令和元年度の95件から令和5年度の472件へと増加しています。相談の実人数は概ね横ばいで推移していますが、相談への対応回数が増加しています。

虐待相談件数

単位：延べ件数、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者虐待	19	27	48	50	135
高齢者虐待（実人数）	7	9	7	10	14
障害者虐待	14	22	29	24	28
障害者虐待（実人数）	3	4	7	3	7
児童虐待	95	178	111	172	472
児童虐待（実人数）	44	50	43	39	53

【出典】長寿介護課・障害福祉課・子育て支援課（各年度3月末現在）

(9) 権利擁護等について

成年後見制度の相談件数は、令和2年度から令和4年度にかけて減少していましたが、令和5年度には再び増加しています。

成年後見制度相談件数

単位：延べ件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	54	57	22	21	43

【出典】長寿介護課（各年度3月末現在）

(10) 民生委員・児童委員について

本市の民生委員・児童委員数は定数の115人です。

活動内容の内訳件数は、新型コロナウイルスの影響等により一時的に減少しましたが、相談・支援等活動内容は増加傾向にあります。「証明事務」については、負担軽減の観点から手続きに関する見直しを行ったため減少傾向となっています。

分野別の相談・支援件数は、「高齢者に関すること」が最も多く、次いで「その他」が増加傾向にあります。社会情勢の変化から地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、相談内容も多岐に渡っています。

① 民生委員・児童委員数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員数	115	115	115	115	115

【出典】福祉総務課

② 活動内容の内訳件数の推移（主任児童委員含む）

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・支援活動	1,878	1,573	2,107	2,397	2,067
調査・実態把握	971	999	1,187	1,060	1,399
行事・事業・会議への 参加・協力	3,046	1,866	1,914	2,652	3,008
地域福祉活動・ 自主活動	5,905	4,213	4,906	5,811	5,590
民生委員児童委員 協議会運営・研修	2,697	2,278	2,213	2,708	2,674
証明事務	408	348	390	214	159
要保護児等の発見・ 通告・仲介	36	9	10	14	54

【出典】福祉総務課

③ 分野別相談・支援件数の推移（主任児童委員含む）

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者に関すること	849	630	943	1,086	940
障害者に関すること	75	45	47	59	78
子どもに関すること	581	576	623	688	448
その他	373	322	494	564	601

【出典】福祉総務課

(II) 地域の援助体制の状況

① さぬき市社会福祉協議会

さぬき市社会福祉協議会では、地域で抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。住民参加による小地域でのネットワークづくりなどの支援や、社会福祉に関わる公私 の関係者・団体・機関等との連携を進め、具体的な福祉サービスを企画し実施しています。そして、その活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」を目指しています。

社会福祉協議会とは…

「市地域福祉活動計画」と「地区地域福祉活動計画」の策定に当たって、計画策定の事務局を担った社会福祉協議会（社協）は、地域福祉の推進を目的とした非営利組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき全国に設置され、戦後 70 年の歴史の中で、時代のニーズに沿った活動実践を積み重ねてきました。

社会福祉協議会活動の基本指針である「社会福祉協議会基本要項」（昭和 37 年）には、「住民主体」の原則に基づく社会福祉協議会の組織と活動の在り方が明記され、昭和 58 年に市町村社会福祉協議会の法制化、平成 2 年には指定都市及びその区社会福祉協議会について位置付けられました。平成 4 年に制定された「新・社会福祉協議会基本要項」では、従来の「住民主体」の理念を継承するとともに、住民参加による地域福祉を支える組織基盤の整備や公私協働の活動を実現するために、「住民ニーズ 基本の原則」「住民活動主体の原則」「民間性の原則」「公私協働の原則」「専門性の原則」が提示されました。

新・社会福祉協議会基本要項（抜粋）

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。

【住民ニーズ基本の原則】

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。

【住民活動主体の原則】

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

【民間性の原則】

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性、柔軟性を発揮した活動をすすめる。

【公私協働の原則】

公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割 分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。

【専門性の原則】

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

社会福祉法第109条には、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記され、活動を通して地域福祉を推進していくことが期待されています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ（中略）、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4)前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

つまり、社会福祉協議会は、全国の都道府県、市区町村に設置され、「住民主体」の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を住民やボランティア、当事者、教育・医療・保健・福祉関係者、行政等と協働して進めていく、総合的な連絡調整や企画実施等を行う特別な役割を担う社会福祉法人であると言えます。社会福祉協議会は、文字通り、地域住民や福祉関係者等が「地域(社会)の福祉を協議するための会」であり、本計画づくりも、これから地域福祉推進の在り方を、住民主体を基本とする公民協働の下で推進していくことを明らかにした事業活動の一環です。

社会福祉協議会は、住民の福祉活動支援、ボランティア活動支援、福祉課題を抱えた人への相談援助活動、在宅福祉サービス事業などを行うことで、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めています。その対象や事業内容は幅広く、地域の多様化、複雑化する様々な福祉課題に対して、民間性と公共性の両面を併せ持つ特性を生かして先駆的なサービスを開発し、住民が主体的な課題解決に取り組めるように支援を行い、住民の暮らしを基盤にした事業活動を推進することが求められています。

「地方分権」、「市民協働・住民自治」、「地域福祉」の時代にあって、これから社会福祉協議会に求められることは、地域住民を基盤とした「協議体」、地域の課題を把握し、開拓的、先駆的な事業を開発する「事業体」、住民、NPO、ボランティア、福祉関係者などの多様な地域福祉推進主体と連携し、協働して活動を進める「運動体」という3つの特性をバランス良く生かした地域福祉の推進であると言えます。

② 民生委員・児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。全ての民生委員は、児童福祉法によって児童委員を兼ねています。また、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

行政機関をはじめ社会福祉協議会など関係機関と協力・連携し、地域の人々の身近な相談役・支援者として様々な福祉活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員とは…

各地区から推薦され、厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱を受けた、地域における相談・支援のボランティアです。

③ 地域福祉推進員

地域福祉推進員とは、地域内の福祉に関する問題、また、支援を求めている要援護者やその家族に対して、その状況を把握し、当事者の立場を十分に理解し、その問題解決に向けて地域ぐるみで支援していくための地域福祉活動のリーダーです。

本市では、自治会長、福祉委員、民生委員・児童委員が、地域福祉推進員として活動されています。

④ ボランティア活動等の地域活動

福祉以外の分野でも、保健、医療、文化活動、環境づくりなど幅広い活動が行われています。ボランティアセンターには、41グループ、66人のボランティアの登録があります。他に、災害時の災害ボランティアセンターには67人の登録があり、様々な分野で活動しています。

2 アンケート調査

地域のことや福祉について、市民の皆さまの状況とニーズをお伺いし、本計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

①市民調査

調査対象者	市内在住の高校生世代～70代の方
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査時期	令和6年8月5日～令和6年8月30日
調査方法	郵送配布、郵送とWEBでの回収
配布数	1000件
回収率	45.3% (453件) ※内訳 郵送回答 69.1% (313件) WEB回答 30.9% (140件)

②民生委員・児童委員調査

調査対象者	民生委員・児童委員
調査時期	令和6年7月下旬～令和6年8月下旬
調査方法	郵送配布、8月の地区民児協定例会で回収
配布数	115件
回収率	89.6% (103件)

③福祉委員調査

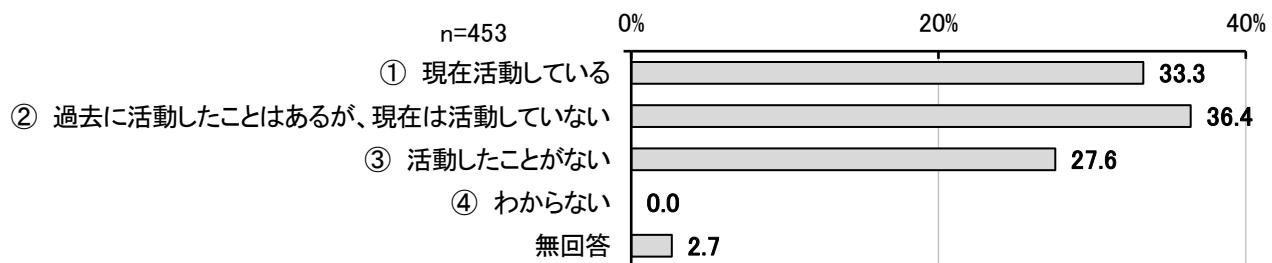
調査対象者	福祉委員
調査時期	令和6年7月下旬～令和6年8月中旬
調査方法	各地区研修会開催時に依頼、研修会終了後に回収
配布数	291件
回収率	78.7% (229件)

(Ⅰ) 市民調査

問 あなたは、自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動をしていますか。(1つに○)

地域活動への参加状況についてみると、現在活動中または過去に活動していた人の割合は 69.7% となっています。また、「③ 活動したことがない」 27.6% となっており、差は 42.1 ポイント となっています。

【全体】単数回答

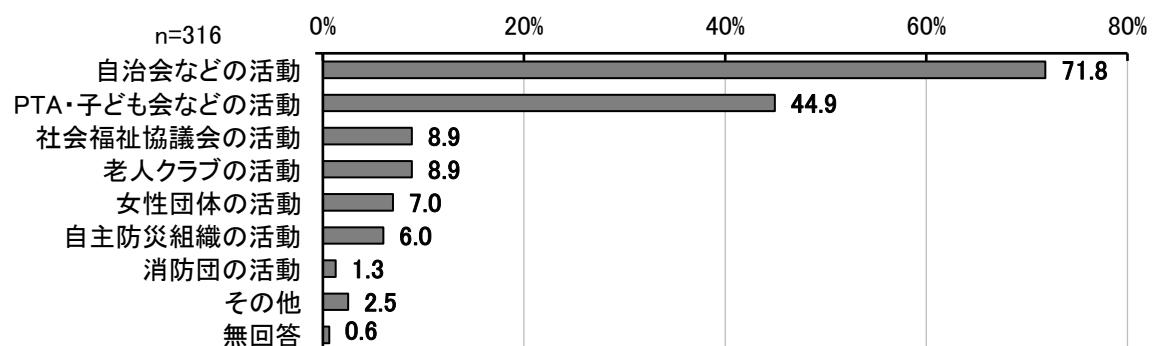


「①現在活動している」、「②過去に活動したことはあるが、現在は活動していない」を選ばれた方のみ

問 どのような活動をしていますか(しましたか)。(○はいくつでも)

活動内容についてみると、「自治会などの活動」 71.8% と最も高く、次いで「PTA・こども会などの活動」 44.9%、「社会福祉協議会の活動」、「老人クラブの活動」 8.9% などの順になっています。

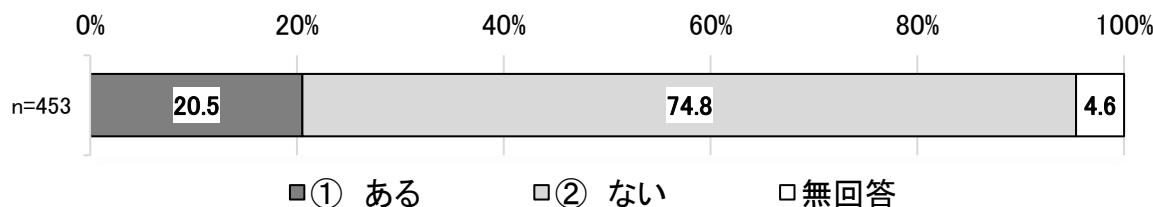
【全体】複数回答



問 あなたは、過去5年間で、前問の地域活動（自治会、PTA・子ども会、社会福祉協議会など）以外のボランティア活動に参加したことはありますか。（1つに○）

ボランティア活動への参加状況についてみると、「① ある」20.5%、「② ない」74.8%で差は54.3ポイントとなっています。

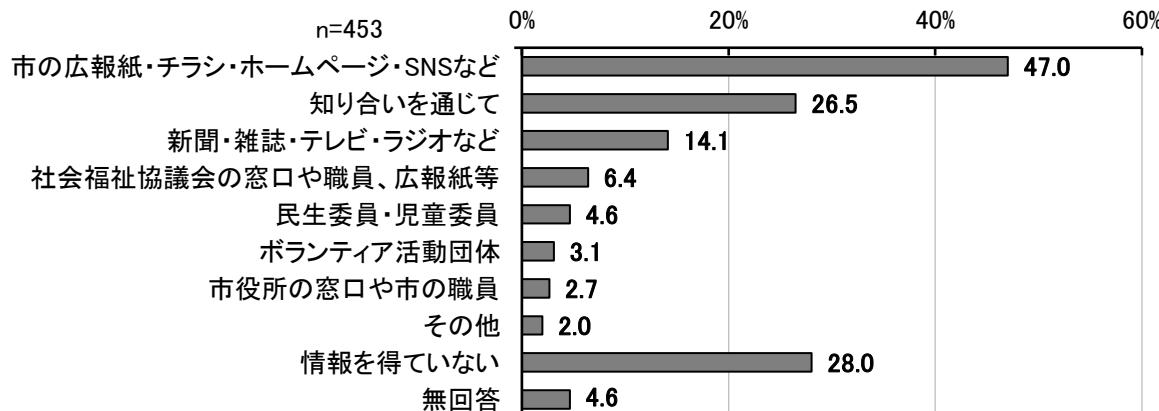
【全体】単数回答



問 地域活動やボランティア活動に関する情報をどこから得ていますか。（○は3つまで）

地域活動やボランティア活動に関する情報の入手先についてみると、「市の広報紙・チラシ・ホームページ・SNSなど」47.0%と最も高く、次いで「知り合いを通じて」26.5%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」14.1%などの順になっています。また、「情報を得ていない」28.0%となっています。

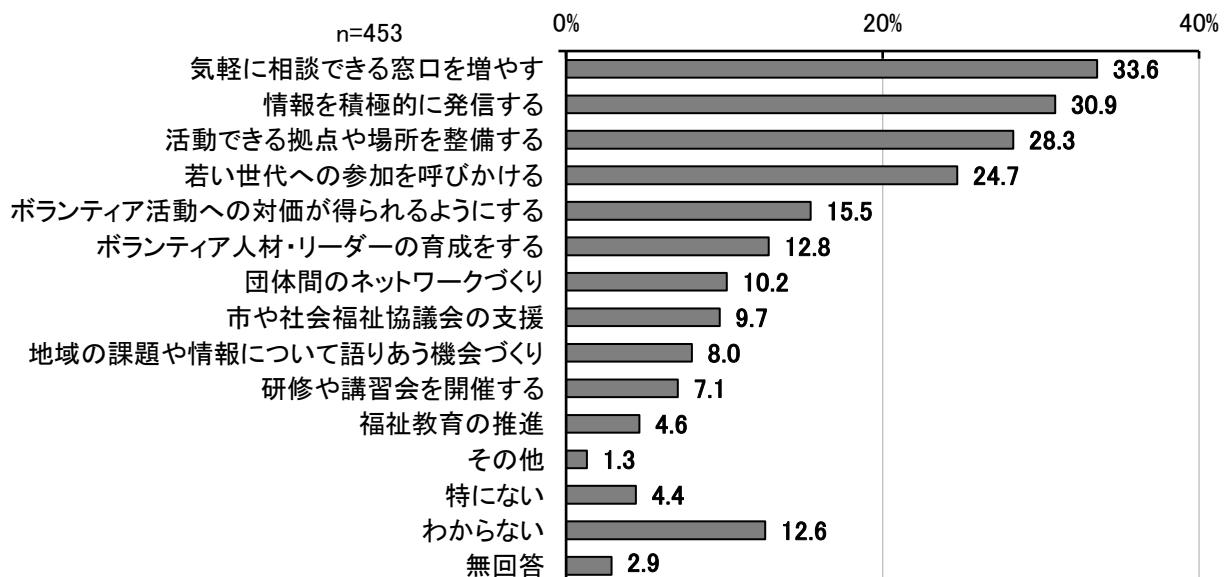
【全体】複数回答



問 あなたは、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために、今後どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

今後必要なボランティア活動についてみると、「気軽に相談できる窓口を増やす」が33.6%と最も高く、次いで「情報を積極的に発信する」30.9%、「活躍できる拠点や場所を整備する」が28.3%などの順になっています。

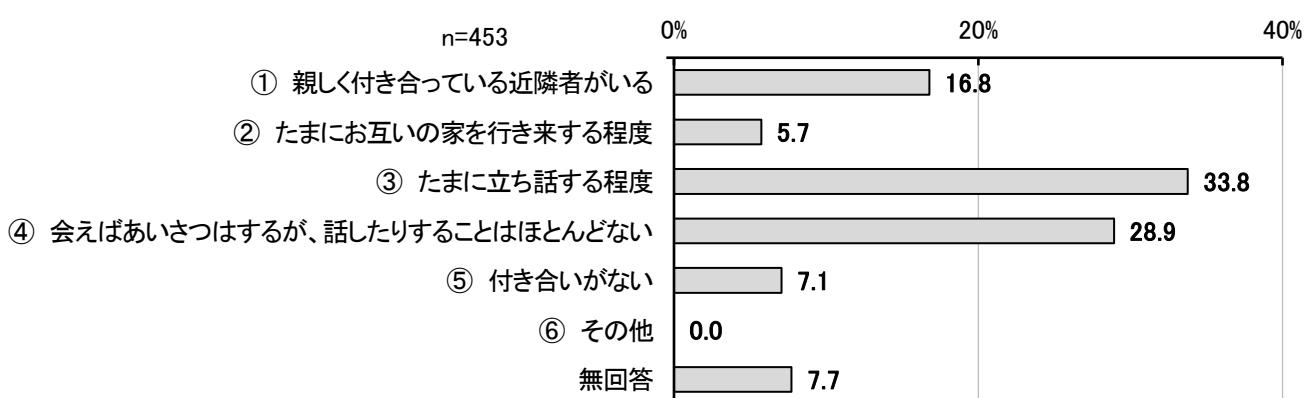
【全体】複数回答



問 あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。（1つに○）

近所付き合いについてみると、「③ たまに立ち話する程度」が33.8%と最も高く、次いで「④ 会えばあいさつはするが、話したりすることはほとんどない」28.9%、「① 親しく付き合っている近隣者がいる」16.8%などの順になっています。

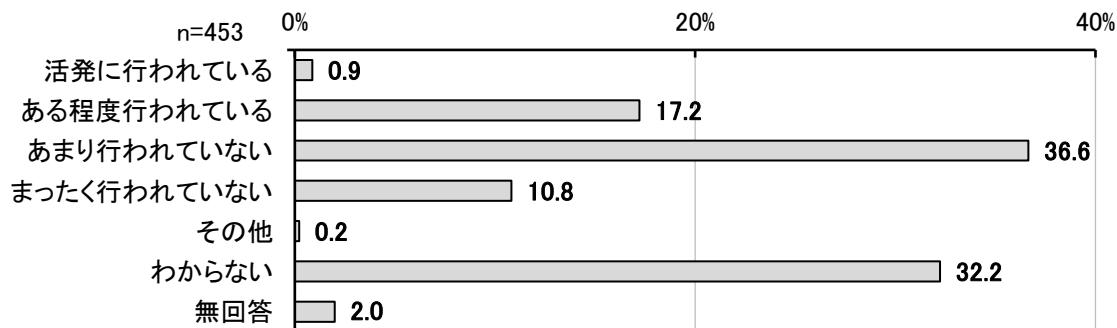
【全体】単数回答



問 お住まいの地区では、世代間交流が行われていますか。（1つに○）

地域の世代間交流についてみると、「あまり行われていない」+「まったく行われていない」が47.4%、「活発に行われている」+「ある程度行われている」が18.1%で、差は29.3ポイントとなっています。また、「わからない」が32.2%となっています。

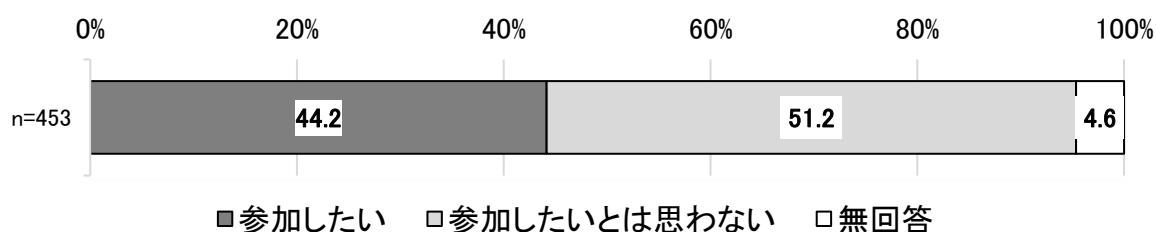
【全体】単数回答



問 世代間交流の場があれば参加したいですか。（1つに○）

世代間交流の場への参加意向についてみると、「参加したい」44.2%、「参加したいとは思わない」51.2%と、差は7.0ポイントとなっています。

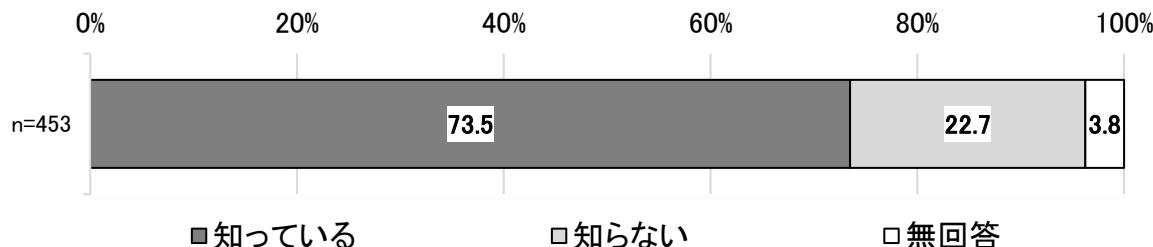
【全体】単数回答



問 あなたは災害時の避難場所・避難所を知っていますか。(1つに○)

災害時の避難場所・避難所の認知についてみると、「知っている」73.5%、「知らない」22.7%と、7割の方は災害時の避難場所や避難所を知っています。

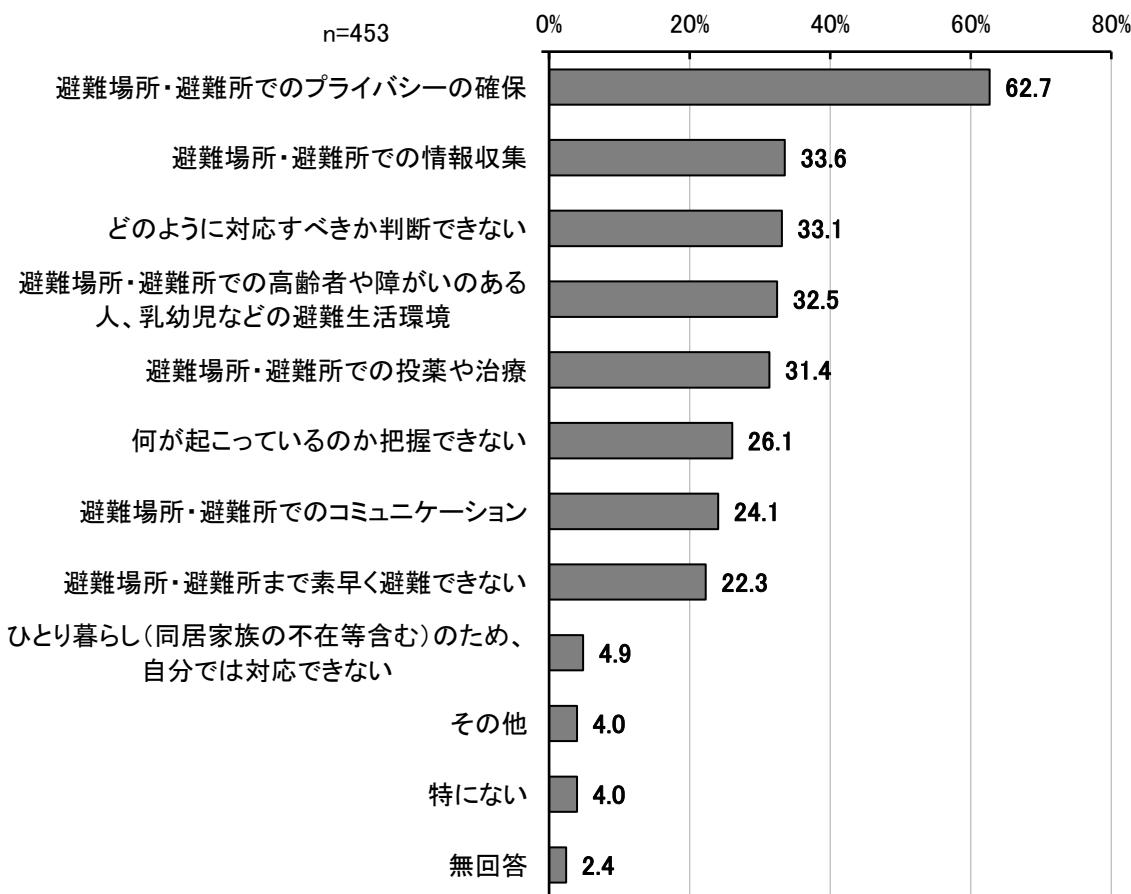
【全体】単数回答



問 あなたは、災害による避難時、どのようなことに困ると思いますか。(○はいくつでも)

災害時の困りごとについてみると、「避難場所・避難所でのプライバシーの確保」が62.7%と最も高く、次いで「避難場所・避難所での情報収集」33.6%、「どのように対応すべきか判断できない」33.1%などの順になっています。

【全体】複数回答

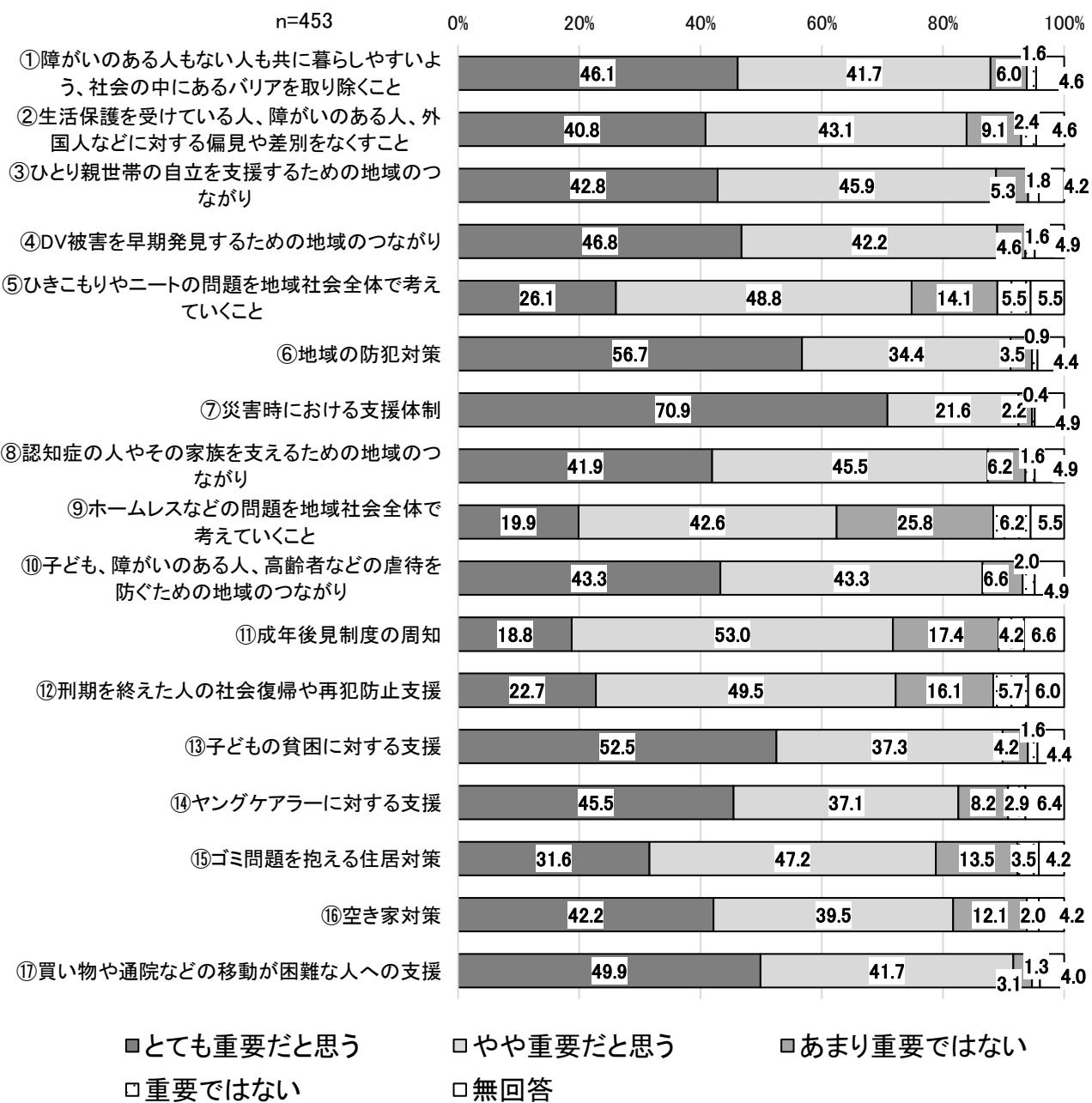


問 あなたは、次のような福祉的課題について、どの程度重要だと思いますか。

(①～⑯のそれぞれについて、○は1つ)

福祉的課題についてみると、特に重要な項目（「とても重要だと思う」+「やや重要だと思う」）は「⑦災害時における支援体制」が92.5%と最も高く、次いで「⑯買い物や通院などの移動が困難な人への支援」91.6%、「⑥地域の防犯対策」91.1%などの順となって います。

【全体】単数回答

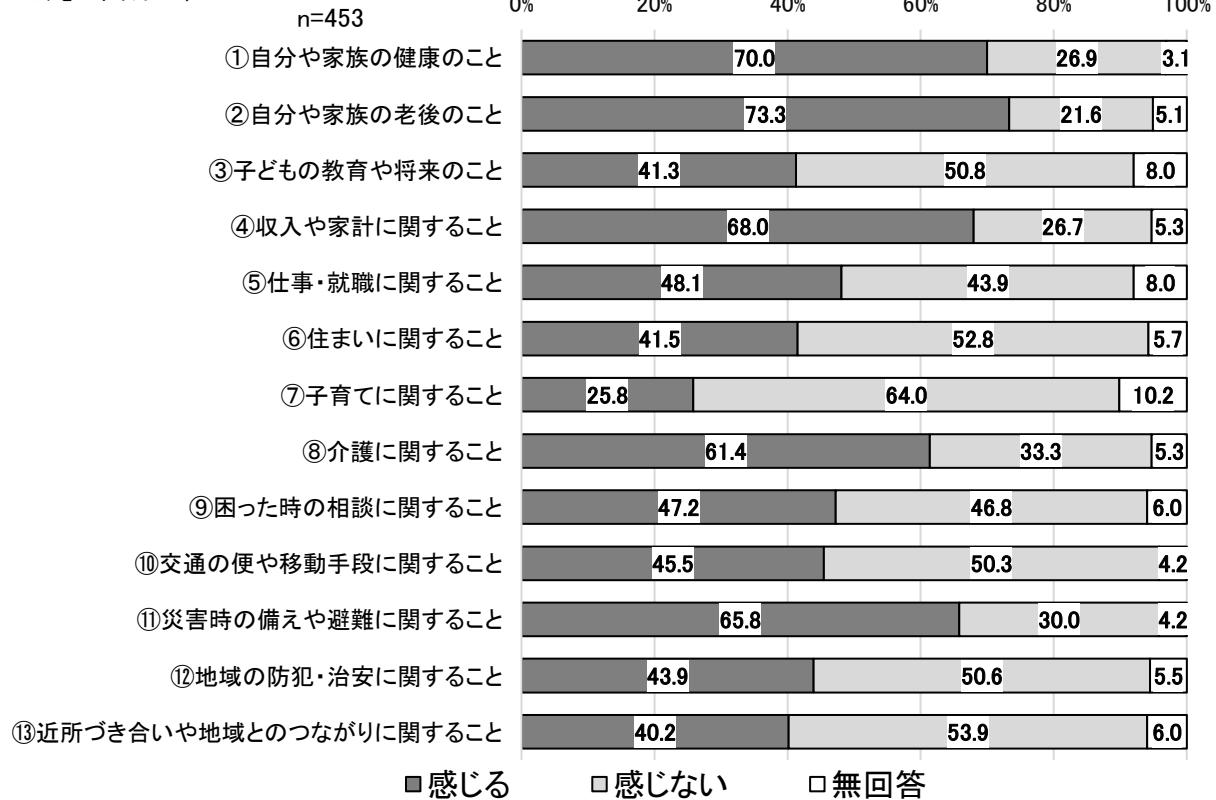


問 あなたは、以下のようなことに不安や悩みを感じていますか。

(①～⑬のそれぞれについて、○は1つ)

不安や悩みを感じている状況についてみると、「①自分や家族の健康のこと」、「②自分や家族の老後のこと」、「④収入や家計に関すること」、「⑧介護に関すること」、「⑪災害時の備えや避難に関すること」で「感じる」が6割以上となっています。

【全体】単数回答



■感じる

□感じない

□無回答

問 あなたは、以下のことについてだれに（どこに）相談していますか。

(①～⑬のそれぞれについて、○はいくつでも)

相談相手についてみると、各項目で「身内（家族・親族）」と「友人」の割合が高くなっています。一方で、「介護に関すること」、「子育てに関すること」、「近所とのトラブル」では「特に相談していない（しない）」の割合が最も高くなっています。

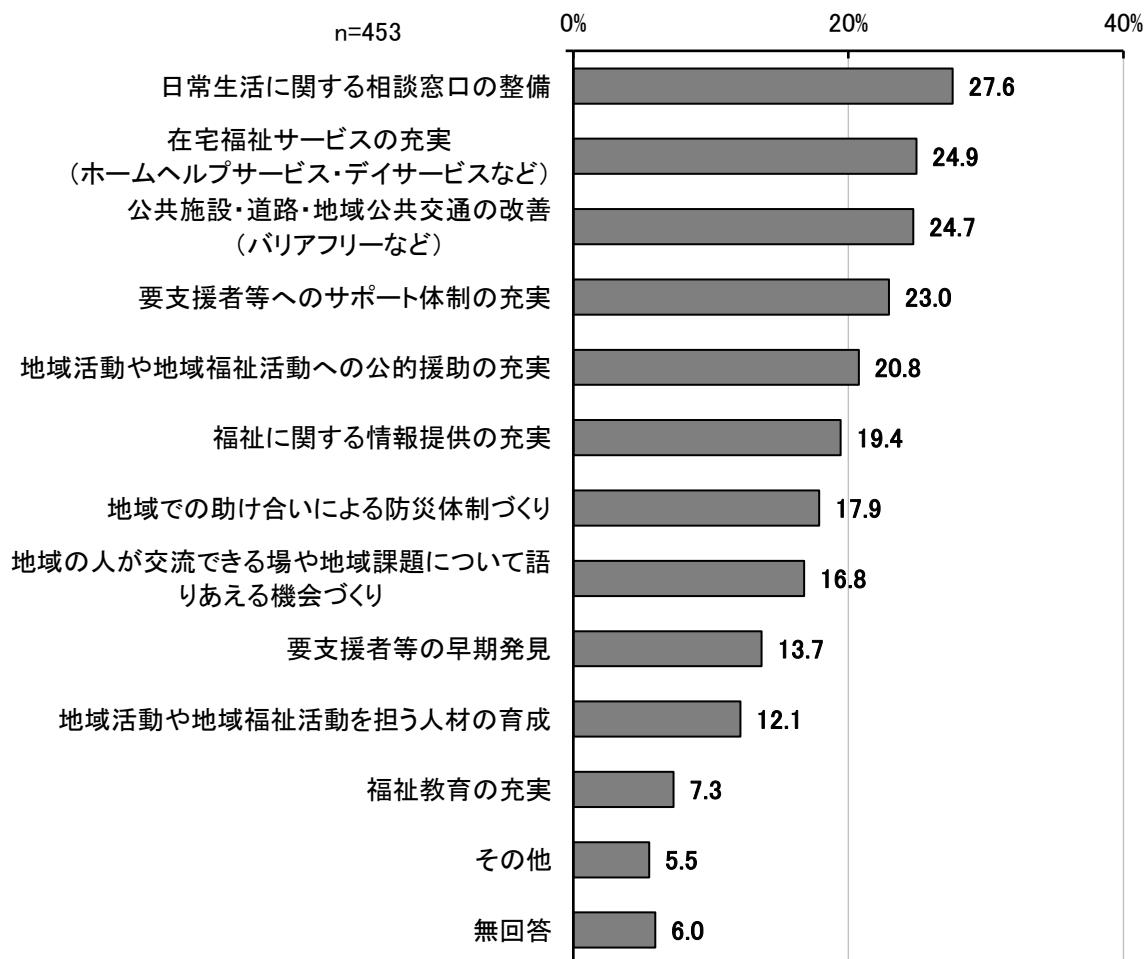
【全体】複数回答

	①自分や家族の健康のこと	②自分や家族の生活や将来のこと	③介護に関すること	④子育てに関すること	⑤家計などの経済的問題	⑥近所とのトラブル
身内(家族・親族)	81.7	76.4	42.6	38.4	55.2	38.4
友人	26.5	25.8	11.3	19.4	7.5	10.4
近所の人	2.2	0.9	1.6	1.8	0.2	8.8
職場の人	11.9	10.2	7.7	10.4	4.0	3.3
医療関係・福祉サービス事業所	12.6	2.9	10.6	2.0	0.9	0.2
民生委員・児童委員	0.2	0.2	0.9	0.9	0.2	1.1
市などの相談窓口	1.8	1.8	4.6	1.1	2.0	4.2
その他	0.7	0.9	1.1	2.4	1.6	2.4
特に相談していない（しない）	13.0	18.8	45.7	45.7	38.4	49.0
無回答	0.4	1.1	3.5	9.5	3.8	4.2

問 あなたは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、今後どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

住み慣れた地域で暮らしていくために必要なことについてみると、「日常生活に関する相談窓口の整備」が27.6%と最も高く、次いで「在宅福祉サービスの充実(ホームヘルプサービス・デイサービスなど)」24.9%、「公共施設・道路・地域公共交通の改善(バリアフリーなど)」24.7%などの順になっています。

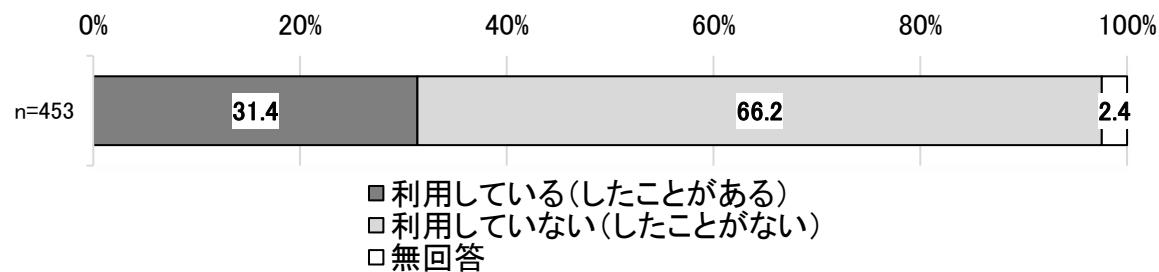
【全体】複数回答



問 あなたやあなたの家族は、行政による福祉サービス（高齢者、障がいのある人、子育て世帯、低所得者に対する相談や支援など）を利用していますか（または利用していましたか）。（1つに○）

福祉サービスの利用状況についてみると、「利用している（したことがある）」が31.4%、「利用していない（したことがない）」が66.2%で差は34.8ポイントとなっています。

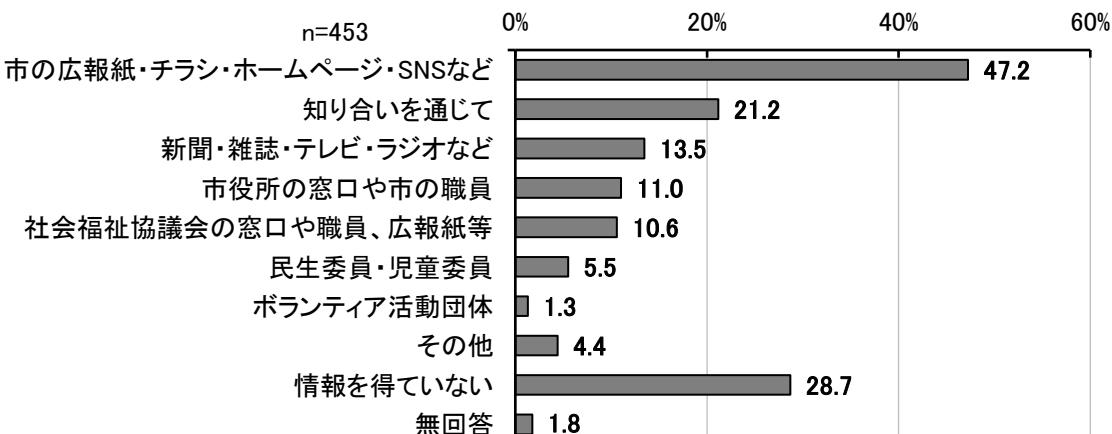
【全体】単数回答



問 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。（○は3つまで）

福祉サービスに関する情報の入手先についてみると、「市の広報紙・チラシ・ホームページ・SNSなど」が47.2%と最も高く、次いで「知り合いを通じて」21.2%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」13.5%などの順になっています。
また、「情報を得ていない」が28.7%となっています。

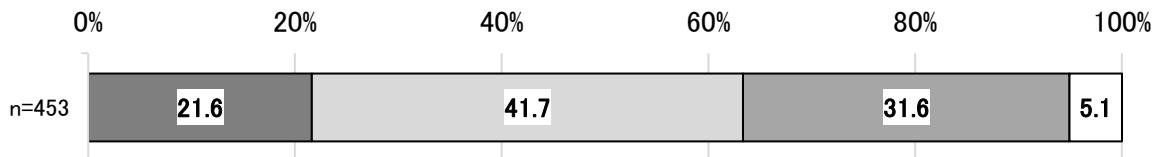
【全体】複数回答



問 あなたは、成年後見制度について知っていますか。（1つに○）

成年後見制度の認知についてみると、「② 聞いたことがあるが、内容までは知らない」+「③ 聞いたことがなく、内容も知らない」が73.3%となっています。

【全体】単数回答



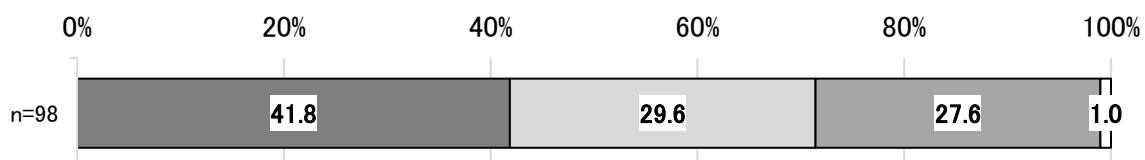
- ① 名前も含めて知っている
- ② 聞いたことがあるが、内容までは知らない
- ③ 聞いたことがなく、内容も知らない
- 無回答

「①名前も含めて知っている」を選ばれた方のみ

問 もし、あなたご自身や親族の判断能力が衰えてしまった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。（1つに○）

成年後見制度の利用意向についてみると、「① 利用したい」41.8%、「② 利用したくない」29.6%で差は12.2ポイントとなっています。また、「③ わからない」27.6%となっています。

【全体】単数回答

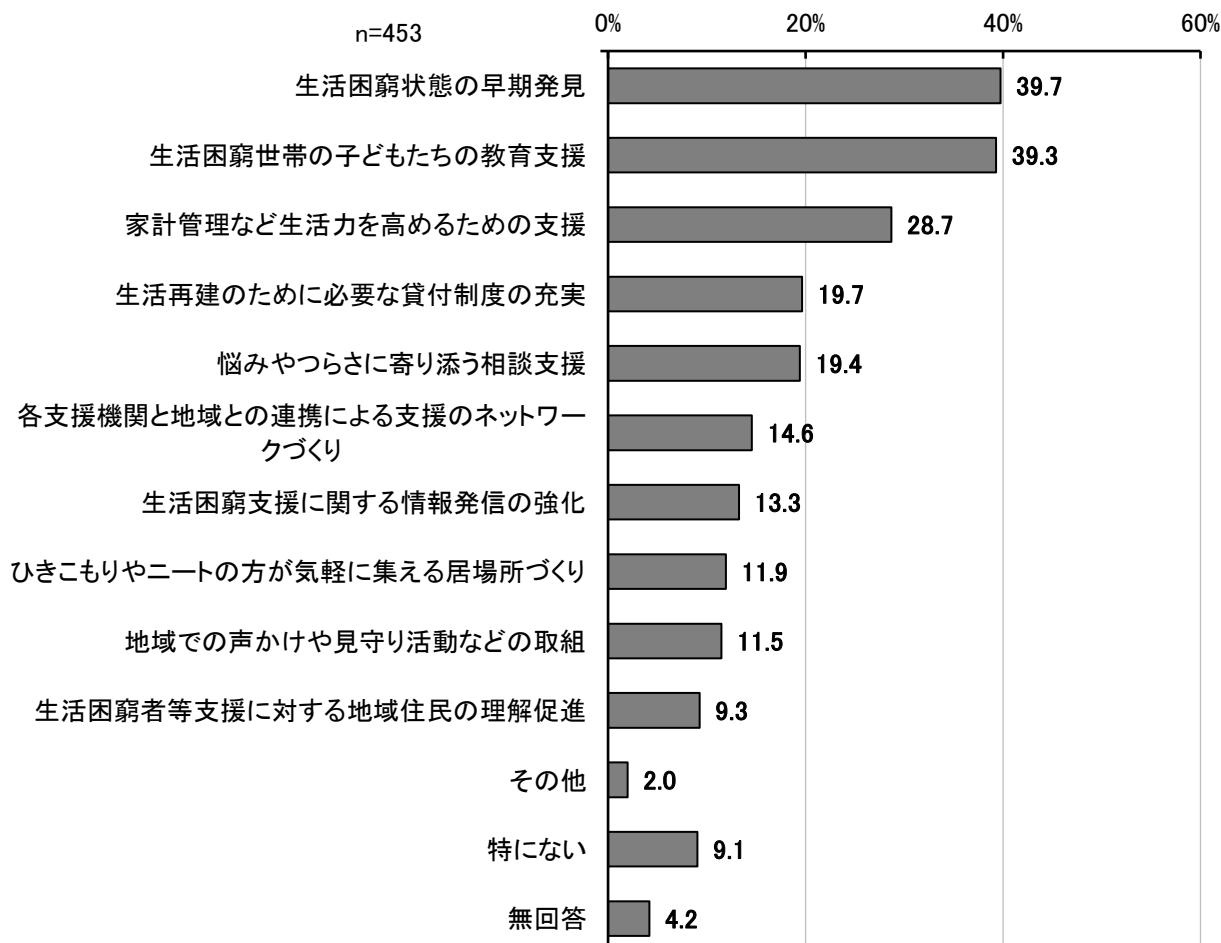


- ① 利用したい
- ② 利用したくない
- ③ わからない
- 無回答

問 あなたは、生活困窮にある世帯への支援として、今後どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

生活困窮にある世帯への支援として必要なことについてみると、「生活困窮状態の早期発見」が39.7%と最も高く、次いで「生活困窮世帯の子どもたちの教育支援」39.3%、「家計管理など生活力を高めるための支援」28.7%などの順になっています。

【全体】複数回答

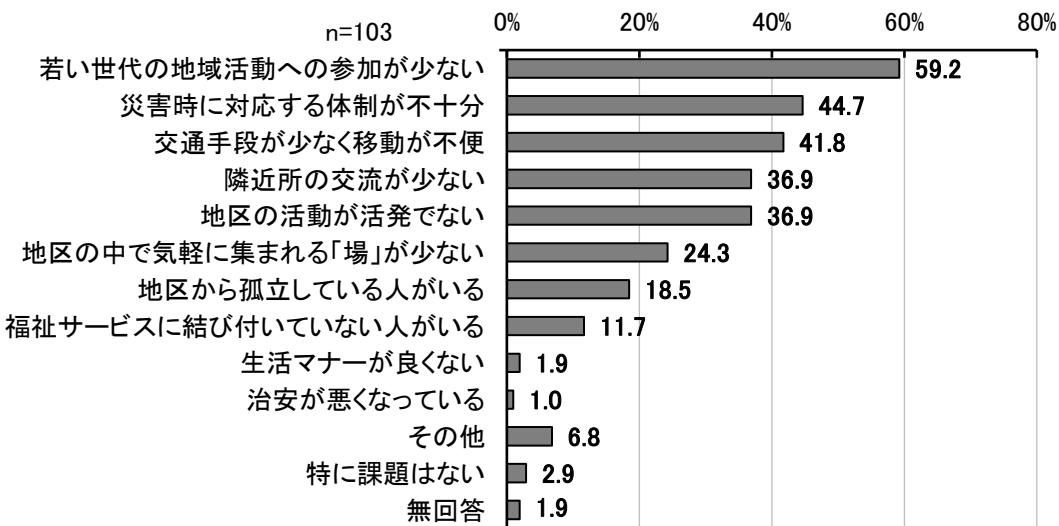


(2) 民生委員・児童委員調査

問 あなたの担当地区では何が課題だと思いますか。(○はいくつでも)

地区の課題についてみると、「若い世代の地域活動への参加が少ない」が 59.2%と最も高く、次いで「災害時に対応する体制が不十分」44.7%、「交通手段が少なく移動が不便」41.8%などの順になっています。

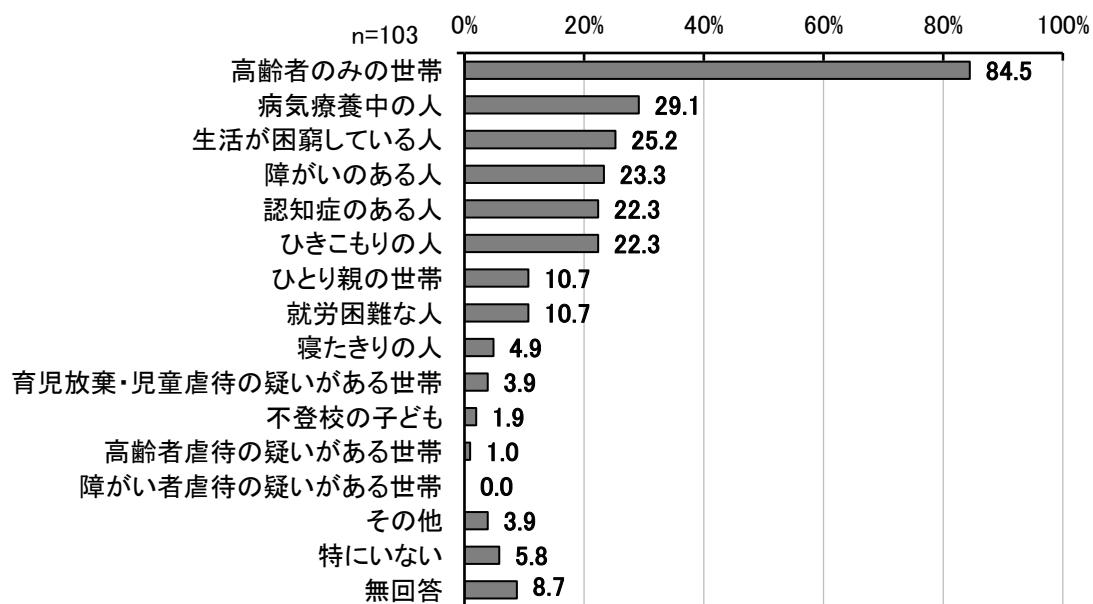
【全体】複数回答



問 あなたの担当地区で見守り対象としている方、または、世帯はありますか。(○はいくつでも)

地区で見守り対象としている方、世帯についてみると、「高齢者のみの世帯」が 84.5%と最も高く、次いで「病気療養中の人」29.1%、「生活が困窮している人」25.2%などの順になっています。

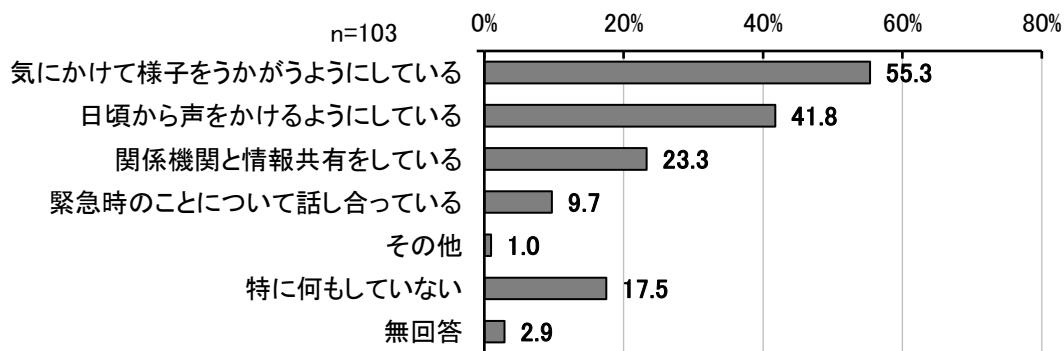
【全体】複数回答



問 災害時に支援が必要な人に対して日常的に支援していることはありますか。(○はいくつでも)

災害時に支援が必要な人に対して日常的に支援していることについてみると、「気にかけて様子をうかがうようにしている」が55.3%と最も高く、次いで「日頃から声をかけるようにしている」41.8%、「関係機関と情報共有をしている」23.3%などの順になっています。

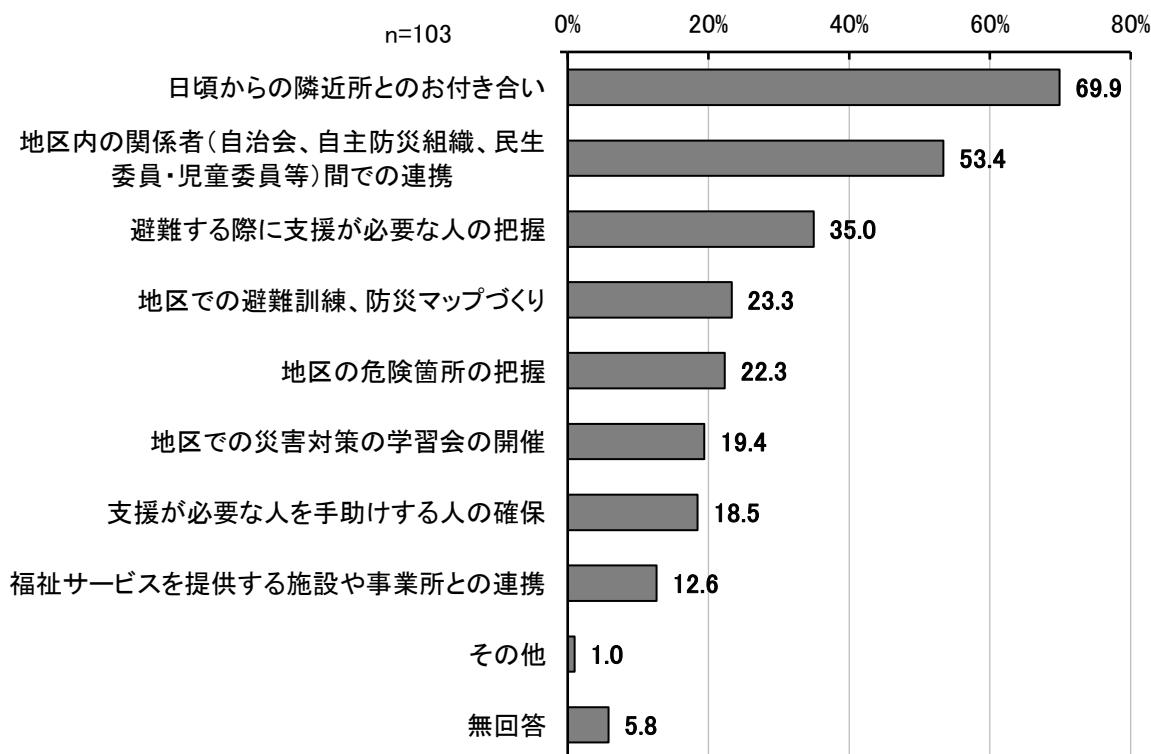
【全体】複数回答



問 災害時に住民が支え合う地域づくりを進めるには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで)

災害時に住民が支え合う地域づくりの推進に必要なことについてみると、「日頃からの隣近所とのお付き合い」が69.9%と最も高く、次いで「地区内の関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）間での連携」53.4%、「避難する際に支援が必要な人の把握」35.0%などの順になっています。

【全体】複数回答

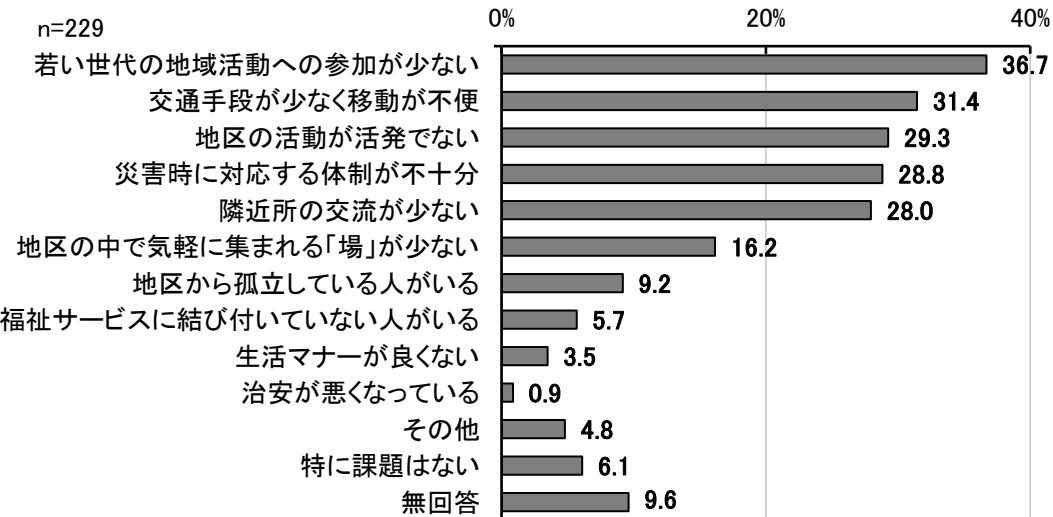


(3) 福祉委員調査

問 あなたの担当地区では何が課題だと思いますか。(○はいくつでも)

地区の課題についてみると、「若い世代の地域活動への参加が少ない」が 36.7%と最も高く、次いで「交通手段が少なく移動が不便」31.4%、「地区の活動が活発でない」29.3%などの順になっています。

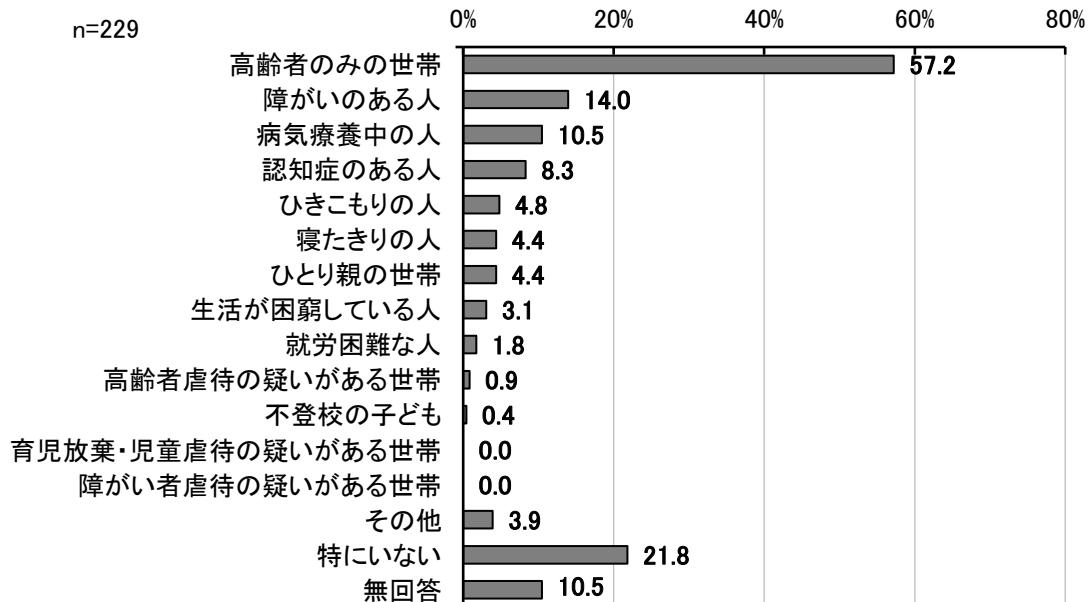
【全体】複数回答



問 あなたの担当地区で見守り対象としている方、または、世帯はありますか。(○はいくつでも)

地区で見守り対象としている方、世帯についてみると、「高齢者のみの世帯」が 57.2%と最も高く、次いで「障がいのある人」14.0%、「病気療養中の世帯」10.5%などの順になっています。

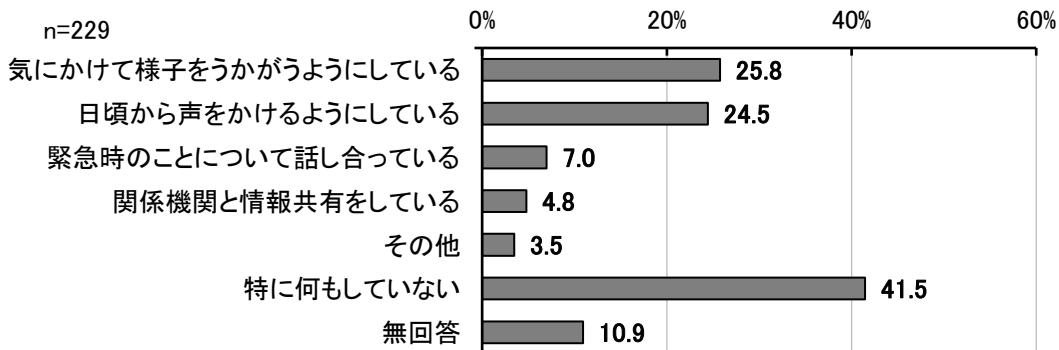
【全体】複数回答



問 災害時に支援が必要な人に対して日常的に支援していることはありますか。(○はいくつでも)

災害時に支援が必要な人に対して日常的に支援していることについてみると、「気にかけて様子をうかがうようにしている」が25.8%と最も高く、次いで「日頃から声をかけるようにしている」24.5%、「緊急時のことについて話し合っている」7.0%などの順になっています。

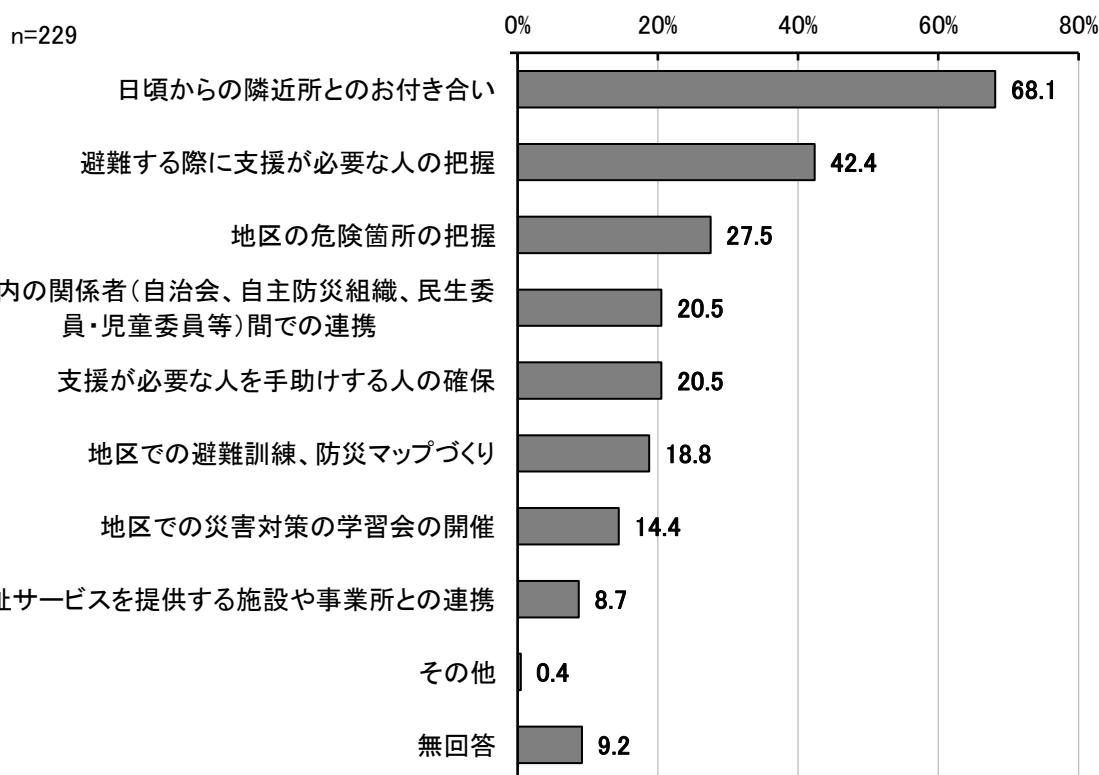
【全体】複数回答



問 災害時に住民が支え合う地域づくりを進めるには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで)

災害時に住民が支え合う地域づくりの推進に必要なことについてみると、「日頃からの隣近所とのお付き合い」が68.1%と最も高く、次いで「避難する際に支援が必要な人の把握」42.4%、「地区の危険箇所の把握」27.5%などの順になっています。

【全体】複数回答



3 ヒアリング・アンケート調査

①社会福祉協議会

調査対象者	さぬき市社会福祉協議会
調査時期	令和6年10月1日～令和6年10月2日
調査方法	オンラインでの対面形式で実施

②関係団体

調査対象者	医療機関、保護司会
調査時期	令和6年9月12日～令和6年9月26日
調査方法	手渡し配布、郵送・メール回収
配布数	2件
回収率	100.0% (2件)

(Ⅰ) 社会福祉協議会

○ひきこもり

- ・社会福祉協議会としては、まずは相談に来ていただかなければ、対応や支援ができないということがあります。その中で特に、若い世代のひきこもりの方は、親がいるため、相談に来ることがあまりなく、ひきこもりの実態が把握できていない状況となっています。

○子どもの貧困・ヤングケアラー

- ・ヤングケアラーの実態はあると考えており、学校や行政（子育て支援課など）が連携することで、早期発見に繋がると考えています。
- ・また、子どもの方から情報を受け取る窓口が無いことが、そのような実態がなかなか把握できていない理由の一つと考えています。

○福祉避難所

- ・研修を行っていても、実際に災害が起きた時に福祉避難所がどこまで機能するのかどうか見えてこない部分があるのが、職員目線の課題感となっています。

○老人クラブ

- ・会長の後継者不足等を理由に、今後も会員数が減少することを予想しています。一方で、全国的にも老人クラブの維持と人材確保は課題となっていますが、すぐに取り組める解決策がなかなか無い状況となっています。

○福祉人材の確保

- ・市民後見人については、1期生、2期生ともに60代以上の方が務めています。一方で、お金を扱う仕事でもあり、歳を重ねて判断力が低下することも考えると、高齢の方が市民後見人になっても活動できる期間が限られます。そのため、今後は現役世代の方にも呼びかけて、市民後見人の養成に向けた取組を進める必要があると考えています。
- ・日常生活支援員については、事業の利用者が増加している一方で、依然として人材確保が難しい状況となっています。
- ・防災ボランティアについては、ボランティア数は70名ほどとなっていますが、年代は60～80代がほとんどで、若い世代のボランティア確保に向けた取組が必要であると考えています。

(2) 関係団体

○地域での福祉活動、交流活動について

- ・医療機関、保護司会ともに、地域住民が参加できるイベントの開催や、団体（事業所）として地域住民主催の行事や集まりへ参加することにより、地域住民との交流を図っています。また、地域の抱えている福祉課題やニーズについても把握をしながら活動しています。

○地域の助け合いなどについて

- ・保護司会では、地域での福祉活動を進める上で、住民相互の「助け合い」や「支え合い」、「ボランティア活動」を充実させていくために「犯罪や非行のない地域社会づくりの構築」、「見守りや声かけ運動により、未然に犯罪や非行を防ぐ」、「協力雇用主等の発掘により立ち直りの支援」、「再犯防止の為の協力体制」が必要と考えています。
また、医療機関では、地域福祉を充実していくために、人材育成や医師派遣への連携の強化、機能維持のための投資及び情報発信など、行政の支援が必要と考えています。

4 地区座談会（ワークショップ）結果

（Ⅰ）実施概要

第5期地区地域福祉活動計画の策定に向けて、地域住民（地区いきいきネット役員、福祉団体、施設職員、ボランティア活動実践者等）に参画いただき、3回のワークショップ形式での地区座談会を開催しました。

- 第1回：地区座談会の目的の共有、第4期地区地域福祉活動計画の振り返り。
- 第2回：地域生活課題の抽出、自助・互助・共助・公助の視点でできることを整理。
- 第3回：第2回を踏まえ、第5期地区地域福祉活動計画の策定に向けた取りまとめ。

地区	回数	開催日	開催時間	場所
津田地区	第1回	令和6年9月4日	13時30分～	津田働く婦人の家
	第2回	令和6年11月5日	13時30分～	
	第3回	令和6年12月13日	13時30分～	
大川地区	第1回	令和6年9月4日	18時30分～	大川社会福祉センター
	第2回	令和6年10月31日	19時00分～	
	第3回	令和6年12月20日	19時00分～	
志度地区	第1回	令和6年9月10日	13時30分～	志度社会福祉センター
	第2回	令和6年10月31日	13時30分～	
	第3回	令和6年12月19日	13時30分～	
寒川地区	第1回	令和6年9月9日	13時30分～	さぬき市役所寒川庁舎
	第2回	令和6年11月1日	13時30分～	
	第3回	令和6年12月24日	13時30分～	
長尾地区	第1回	令和6年9月19日	19時00分～	長尾公民館
	第2回	令和6年11月28日	19時00分～	
	第3回	令和6年12月19日	19時00分～	

(2) 第4期地区地域福祉活動計画の評価と課題

第1回の地区座談会では、第4期地区地域福祉活動計画の評価と課題の整理を行いました。各地区の内容（一部抜粋）は以下の通りです。

津田地区	柱（キーワード） ①人材の育成、②ふれあいの場づくり、③安心安全なまちづくり
できて良くなったと思うこと	<u>①人材の育成</u> ・”子どもは地域の宝”できる時にできる人ができることをしようと、学校支援ボランティアがたくさんいること。 <u>②ふれあいの場づくり</u> ・子どもたちの登下校への見守り活動が継続されていること。 ・津田地区老人クラブ主催の「にこにこカフェ」が住民の方にかなり浸透してきており、居場所づくりとなっていること。 ・ふれあいまつりが規模を縮小しても開催・継続できていること。 ・ふれあいサロン等からさわやか荘へ職員派遣の依頼が増えてきており、職員が参加・交流ができていること。 <u>③安心安全なまちづくり</u> ・地域福祉推進員研修会が、具体的な支援を考えるきっかけになっていること。 ・自治会によって防災組織や訓練が実施されていること。
できなかった理由 (課題)	<u>①人材の育成</u> ・若い人が参加・交流する場（行事・イベント）は、どういうものがあるかよく分からぬこと。 ・雇用の関係で定年が伸び、働いている世代が地域活動に参加できないこと。 <u>②ふれあいの場づくり</u> ・隣近所での声かけやかかわりが少なくなってきたこと。 ・地域の子どもの減少により、交流の場も減ってきていること。 ・子ども会と老人会が一緒に活動できる場を設定して交流を図れば、顔見知りの関係ができて今後の災害に備えられるのでは。 ・コロナ等の影響により、交流が深まらなかつたこと。 <u>③安心安全なまちづくり</u> ・自治会員が集まっている場所で防災関係の話をする機会を持てなかつたこと。 ・防災訓練は各自治会で温度差があり、一回も実施していない自治会もあること。

大川地区	柱（キーワード） ①ふれあい・ささえあい、②地域ぐるみ、③安心安全な環境づくり
できて良くなったと 思うこと	<p><u>①ふれあい・ささえあい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・き～まいおいでまい（気軽に集える居場所）は好評で、継続して開催できている。ボッチャ大会では、小学生やさざんか園の利用者も参加し有意義であったこと。 ・やまびこの風で、大人の遠足や買い物支援を行うことができたこと。 <p><u>②地域ぐるみ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り隊は、安否確認を兼ねて高齢者の家に訪ねることができていること。 ・80歳以上の一人暮らし、85歳以上の老夫婦世帯にトイレットペーパー等を持って、安否確認を兼ねて訪問できること。 ・南川地区では、2回のアンケートを実施できていること。 <p><u>③安心安全な環境づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大川地区防災研修会を開催し、自治会長等地域のリーダーに参加していただくことができ、防災への理解を深めることができたこと。 ・今年度も防災頭巾を小学校新入生に配布したこと。
できなかつた理由 (課題)	<p><u>①ふれあい・ささえあい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の戸数が少なく、高齢者が多く、指導者がいないこと。 ・3世代交流事業では、子ども（小学生）がおらず、1世帯のみの家庭ばかりのため交流事業は成り立たないこと。 ・老人クラブ2クラブが休会したこと。 <p><u>②地域ぐるみ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法によって、どこまで聞いていいか難しくなっていること。 ・高齢化に伴い、外出する人と家にこもる人に二分化されていること。 ・山間部では、高齢者世帯（一人暮らし世帯）が増えていること。 ・地域で困っていることを自治会では話をしていないこと。 ・以前のような地域イベントがなくなったこと。（れんげまつり、みろくまつり、さくらまつりなど） <p><u>③安心安全な環境づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会で議題にはあがっているが、どう進めるかで先に進めていない。 ・施設の防災訓練は実施しているが、地域を巻き込んだ訓練ができていない。 ・空き家について、法律の知識を十分に知らないこと。 ・地区ごとの防災避難所の話し合いが必要であること。

志度地区	<p>柱（キーワード）</p> <p>①地域福祉活動の推進、②ボランティア活動の推進 ③交流の場・人・支え合いづくりの推進、④情報発信・収集</p>
できて良くなったと 思うこと	<p>①地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験的なデマンドタクシーの利用として、停留所の設置を10ヶ所程度設定し、移動販売車もデマンドタクシーも停留所近くにしていること。 ・コミュニティバスを活用し、大窪寺参拝企画を実施したこと。 <p>②ボランティア活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校の見守りで子ども達からのあいさつや笑顔が増えてきていること。 <p>③交流の場・人・支え合いづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の祭りで、世代間交流ができていること。 ・年1回地域の活性化事業を開催し、子どもからお年寄りまで集って居場所づくりができていること。 ・小田地域内で小田ふれあいカフェや朝市など人の集まる場を作っていること。 ・地域の世代交流の場として、若い世代が中心となる行事を行っていること。 <p>④情報発信・収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所など自治会単位での話し合いが進んできていること。 ・いきいきネットのデジタル講習会により、ラインで隣近所の人とコミュニケーションが取れるようになったこと。
できなかった理由 (課題)	<p>①地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デマンドタクシーは良かったが、空席が目立つこと。 ・自治会長の任期が短縮化しはじめており、そのうえ高齢化が進み、若い世代の担い手が不足していること。 <p>②ボランティア活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化でボランティアがいないため、有償ボランティアに移行していく必要性があるのではないか。 ・ボランティア活動について理解が進んでいないこと。 ・生活の困りごとを相談できる仕組みづくりと立ち上げは行ったが、それが活用されていないこと。 <p>③交流の場・人・支え合いづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後ふれあいサロンに子育て世代を招待し、交流を図っていくこと。 <p>④情報発信・収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の方も仕事などで増えてきているが、言葉が分からぬのでコミュニケーションが取りにくいこと。

寒川地区	柱（キーワード） ①地域の絆、②要援護者対策、③子どもたち
できて良くなったと 思うこと	<p>①地域の絆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り活動が進み始めたこと。 ・花いっぱい運動は事業所への配布のほか、市民病院、神前駅への花のプランター設置が喜ばれていること。 <p>②要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協と民協共催でふれあいの会が実施できしたこと。 ・社協、民生委員、福祉委員、自治会長協力のもと、避難行動要支援者名簿等の更新ができていること。 <p>③子どもたち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒小レンジャーが中心となって、登下校の見守り活動がしっかりできていること。 ・大人が挨拶することで、小学生の挨拶がだんだん上手になって、中学生・高校生になっても挨拶ができていること。
できなかった理由 (課題)	<p>①地域の絆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンのお手伝いをする人がなかなか集まらないこと。 ・集会所の活用ができていないこと。また、食事会やいろんな行事でみんなが一堂に会してする機会がなくなったこと。 ・花いっぱい運動は共同募金の寄付をいただいたところだけになっていること。 ・自治会長・福祉委員は毎年変わるような状況で、継続していくないこと。 <p>②要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心安全カードを知らない人が多いこと。 ・ひとり暮らしの人は安心安全カードがうまく使えるよう、中身を改良した方が良い。 <p>③子どもたち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自治会離れが進み、加入率が減ってきていること。 ・自治会で活動・行事がなくなったのでふれあいの場がなくなったこと。 ・ふれあいサロンの中で、一緒にラジオ体操をやって、助成金をいただけるという形で広めていってはどうか。

長尾地区	<p>柱（キーワード）</p> <p>①地域支え合い活動の展開、②防災意識の向上と共助の体制づくり、 ③魅力ある地域づくり、④福祉の担い手づくりと社会参加の推進</p>
できて良くなったと 思うこと	<p><u>①地域支え合い活動の展開</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに会った折には、積極的に声掛けをしていること。 ・毎月8日のあいさつ運動の推進継続していること。 ・地域の公民館で定期的なサロン活動を開催したこと。 ・夏休みに地域住民と子どもたちとの交流が行えたこと。 <p><u>②防災意識の向上と共助の体制づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の児童との防災訓練や防災学習への継続的参加ができていること。 ・いきいきネット事業にて防災訓練を実施し、少しづつ市民の方に浸透しつつあること。 <p><u>③魅力ある地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきネット事業を通して、地域歴史探訪ウォークを開催したこと。 ・造田夏まつり、造田福祉まつり、あじさいまつり等イベントが実施できていること。 <p><u>④福祉の担い手づくりと社会参加の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンや福祉活動に積極的に参加し、企画もしていること。 ・福祉委員は任期1年の方も多いが、広く市民に研修に参加してもらう機会になっていること。
できなかった理由 (課題)	<p><u>①地域支え合い活動の展開</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、社協、地域の役割分担を明確化できていないこと。 ・固定メンバーでの開催になっていること。 ・若い世代の声を取り上げる場の設定が必要であること。 <p><u>②防災意識の向上と共助の体制づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練は実施しているが、参加するだけの訓練で終わっていること。 ・参加者が限定されており、もっと広く市民を巻き込んだ防災訓練の開催を検討する必要があること。 ・地域、自治会単位での防災マップの見直しが進んでいないこと。 <p><u>③魅力ある地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代との接点がないこと。 ・高齢者は移動が困難な方も多く、イベント等への参加が困難になりつつあること。 <p><u>④福祉の担い手づくりと社会参加の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者が増加しており、買い物やゴミ出しなどの何らかの支援は必要だと感じること。 ・認知症や障がい者等の研修会には、積極的に参加しているが、活動にどう結び付けたらいいか分からないこと。 ・広く正しく福祉情報を市民へ周知できていないこと。

第3章 基本理念と基本目標

I 計画の基本理念

基本理念

思いやりと助け合いがあふれる 「いきいき福祉のまち さぬき」

～手と手を取り合い、みんなが笑顔で暮らせる地域共生社会をつくりましょう！～

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく健康で自立した生活を送ることができるよう地域で助け合い、支え合いながら暮らしやすいまちづくりを進め、地域共生社会の実現を目指すものです。

そのために、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、自分らしさを認め合い、みんなが力と知恵を出し合い、支え合えるまちづくりを進め、住民が主体となって問題解決の実践者として参加していくことが重要であると考えます。

本計画では、地域福祉計画におけるこれまでの考え方を踏まえ、新たな基本理念『思いやりと助け合いがあふれる「いきいき福祉のまち さぬき』を掲げます。

また、基本理念を形にしていく上で、「手と手を取り合い、みんなが笑顔で暮らせる地域共生社会をつくりましょう！」を本計画のスローガンとして掲げ、計画を推進します。

◎基本理念の考え方◎

○住民意識の変化、社会情勢、国の方向性等を踏まえるとともに、「地域共生社会」を実現するため、包括的な支援体制の構築、住民の主体的な助け合い・支え合い活動による取組を継続して推進していきます。

○第4期計画で重視してきた住民主体の支え合いによるまちづくりの方針を、地域共生社会のあり方を踏まえて継承し、支え手と受け手の関係を超えて住民一人ひとりが主役として参画することで、自助・互助による助け合いの地域づくりを目指します。

2 計画の基本目標

基本目標
1

地域共生社会の推進

市民の誰もが地域への愛着や、福祉への関心を持てるよう、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育を推進します。また、地域活動に参加しやすくなるよう、交流の場や機会の提供を図るとともに、様々な地域福祉に関わる活動の促進に向け、担い手の発掘と育成に努めます。さらに、市民全員が活躍できる地域を目指し、健康づくりや生きがいづくりを推進します。

市民の福祉意識の醸成や、住民、活動団体など地域の資源を最大限活用し、支え合いや助け合いの活動を促進することで、みんなで支えあう地域を目指します。

誰もが地域でいつまでも安心して暮らせるよう、災害時の支援等を行うとともに、犯罪被害を防止するため、日頃の見守り活動の推進等により、地域の防災力・防犯力の強化を図ります。

基本目標
2

安心な暮らしづくり

市民が安心して暮らせる地域に向けて、市民や地域、社会福祉協議会、行政等の関係機関が一丸となって取り組むことのできる支援体制づくりを行います。

また、関係機関での同一認識のもと、制度の狭間に陥ることのない、切れ目のない支援体制の強化と、支援につながりにくい人を早期に発見し、地域での見守り体制と相談支援機関へつなぐ仕組みづくりの強化に努めます。併せて、支援者が一人で抱え込むことがないように、分野の枠を超えて多機関が協働し、チームで支援を行うことにより、支援者を支援します。

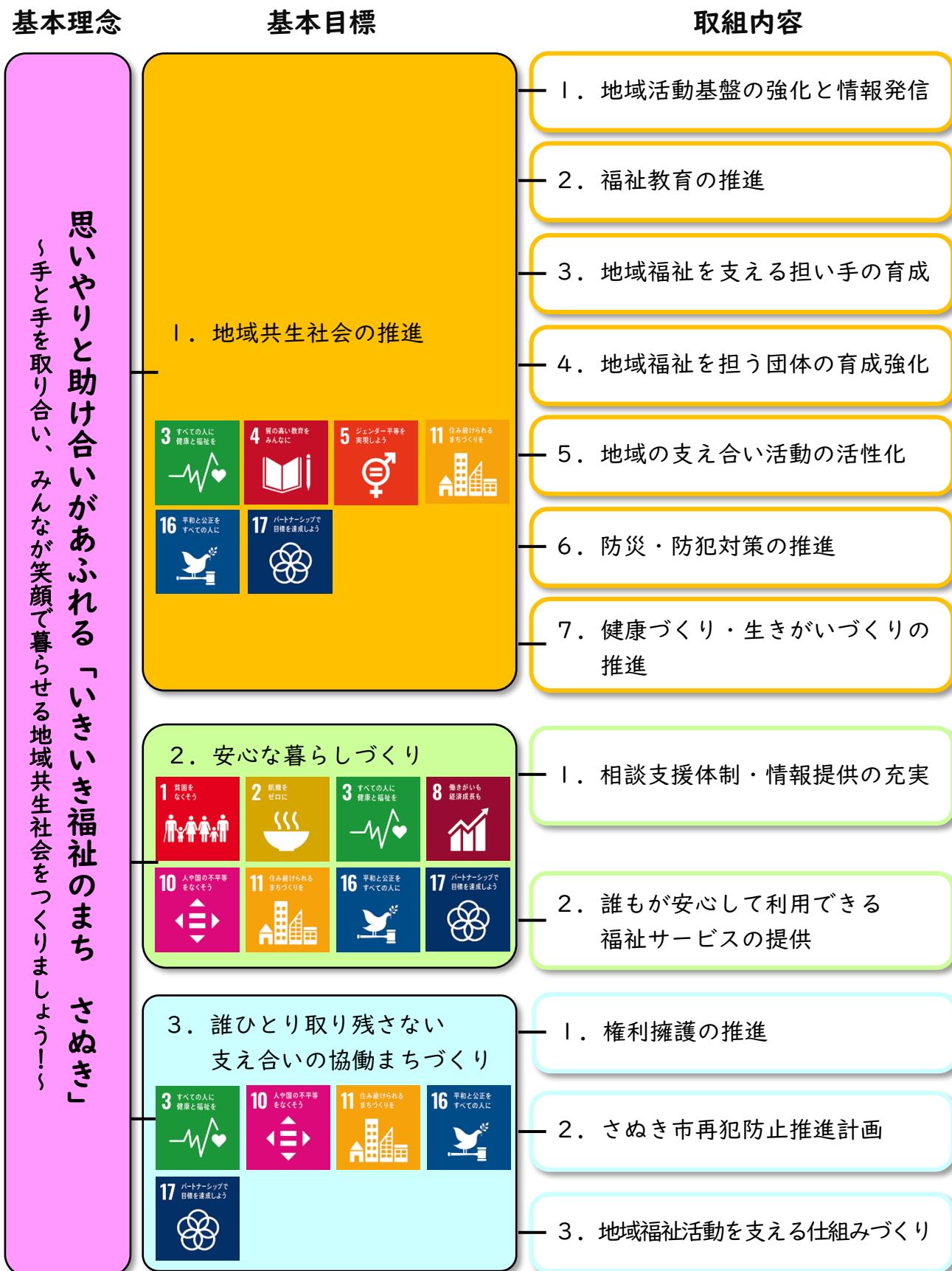
基本目標
3

誰ひとり取り残さない支え合いの協働まちづくり

困難を抱えるすべての人が必要なサービスを利用できるよう、サービスに関する情報をわかりやすく提供・発信することに努めるとともに、市民のニーズを把握する体制の構築を図ります。また、権利擁護の取組や再犯防止に関する施策を推進し、気軽に相談できる体制を整備します。

地域で暮らすあらゆる人の生活を支えるため、多様な主体による地域福祉活動の促進や権利擁護支援、高齢者や障がい者等の虐待防止等の施策拡充に取り組みます。

3 施策の体系



第4章 具体的な取組と今後の方向性

基本目標Ⅰ 地域共生社会の推進

■取組Ⅰ 地域活動基盤の強化と情報発信

【現状と課題】

少子高齢化が進行する中で、独居高齢者や単身世帯の増加など、家族のあり方の変化等により、地域のつながりが希薄化しています。地域や家族機能が弱まることで、自助・互助が弱くなり、生活課題が増加しやすい傾向となります。

市民アンケート結果では、自治会活動への参加状況は7割と高いものですが、ボランティア活動への参加は2割にとどまっています。民生委員・児童委員アンケート結果では、災害時に住民が支え合う地域づくりを進めるために必要なこととして、「日頃からの隣近所とのお付き合い」「地区内関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）間での連携」が挙げられています。

特に、地域自治組織である自治会等に加入しない世帯が全国的に増加しており、本市においても加入率が低下しています。地域では、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会など、様々な人々や団体が活動を行っているため、連携して取組を強化していく必要があります。

【施策の方向性】

①自治会の組織強化と活動の充実

地域自治組織の加入率を高めることや活動基盤を支えること、地区内関係者間でのつながりを強化することで地域コミュニティの充実・強化を図る取組を進めていきます。

②地域で活動する関係団体との連携強化

自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会等、組織・団体間の連携強化を図ります。

世代間交流の機会を提供できるよう、小中学校と連携して各種団体や福祉施設等との交流活動を推進します。

③地域福祉活動のための情報発信

地域福祉活動団体やグループが市民へ配布する情報誌・パンフレット等を市の施設等へ設置することについて協力するとともに、市のホームページなどを活用して情報発信等の充実を図ります。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・自治会へ加入し、自治会活動や地域行事に家族や友人を誘い、積極的に参加しましょう。・子どもや若い世代とのコミュニケーションを心掛けましょう。・自分の地域にどういう団体が活動しているか関心を持ちましょう。・各団体や市が発行する情報誌やパンフレットを活用し、積極的に情報収集をしましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・自治会の必要性を周知し、活動への参加を呼び掛けましょう。・働いている人や子育て中の人も、地域の活動へ参加しやすい環境をつくりましょう。・地域で活動する団体・組織同士で情報交換を行い、連携を強化しましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・福祉委員の役割について、職員間で協議し、明確化していくとともに、見守り活動とふれあいサロンを軸とした福祉委員研修会を開催します。・地域福祉推進員研修会を開催し、災害をキーワードにした共助への取組を図っていきます。・地域住民のうち、特に若年層へSNSを活用した周知・協力を行っていけるよう努めていきます。・老人クラブ等関係団体の会員減少が進む中、事業のすり合わせとスリム化及び財政面での事業の見直しを図っていきます。・社協広報紙「ふれねっと」で、必要な情報を的確にタイムリーに提供し、新しい情報を発信していきます。・ホームページを充実させ、市民が必要とする情報収集と情報提供に努めていきます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域と協力して自治会への加入促進に向けた取組を支援します。・コミュニティ助成事業などにより地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展を支援します。・各種団体や関係機関との情報交換を行い、連携強化に努めます。・世代間交流の機会を提供できるよう、小中学校と連携して各種団体や福祉施設等との交流活動を推進します。・地域の活動団体と定期的に情報交換を行い、適切な支援を行います。・広報、ホームページを充実させ、幅広い行政情報の提供と情報伝達の迅速化を図ります。

■取組2 福祉教育の推進

【現状と課題】

「誰もが安心して暮らせるまち」にするためには、市民一人ひとりが多様な生き方を受け入れ、共に支え合い、助け合い、生きる力を育むことが重要です。

市民アンケート結果では、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、「福祉教育の推進」を選択した割合は低い結果となりました。

市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃から福祉教育や様々な地域活動、ボランティア活動などの社会学習・社会体験の機会を通して福祉の学びを深めることが重要です。

【施策の方向性】

○福祉教育の充実

小・中・高等学校、社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係機関と協力しながら、福祉教育の推進や意識啓発活動を行い、すべての住民が地域福祉の推進役として活躍できるよう、生涯学習機会等を通じて、支え合う意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを進めています。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域の困り事に目を向けましょう。・身近な福祉について家族で話し合う時間をつくりましょう。・親子で地域のイベントや活動に参加しましょう。・家庭で親が手本となり、子どもに社会のモラルやマナーを教えましょう。・民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、ボランティア活動等の情報を入手し、福祉に関する学びを進めましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、ボランティア活動等の情報を地域に発信し、福祉意識の啓発を行いましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・子どものボランティア活動を推進するため、学校にチラシを配布し、内容の充実を図るとともに、ボランティアの確保に努めます。・小・中・高等学校における福祉教育・ボランティア学習の支援を行います。・福祉出前座談会開催の推進にあたり、地域に出向くためのプログラム開発（災害時の取組等）を行っていきます。・地域で計画的な福祉委員研修を実施し、活動の情報交換を行います。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域でのふれあいや支え合いを通して、地域福祉に関する意識啓発を図ります。・市民が福祉に関心を持つ環境づくりに向けて、地域福祉に関する講演会や講座、イベント、体験学習を開催します。・小・中・高等学校、福祉施設等と連携を図り、体験学習やボランティア活動等の福祉教育の機会の充実に努めます。・さぬき市少年育成センター補導員や関係機関と連携し、青少年の健全育成と非行防止を目的とした社会参加活動を実施します。

■取組3 地域福祉を支える担い手の育成

【現状と課題】

少子高齢化の進行により、福祉ニーズの多様化や増加が見込まれる中、地域における支え手の高齢化や担い手不足が課題となっていますが、60歳代以下の担い手が少ないのが現状です。

市民アンケート結果では、地域活動やボランティア活動の輪を広げるために必要なこととして、「ボランティア人材・リーダーの育成をする」と回答した割合は1割となっています。一方で、日頃から地域福祉に関わる社会福祉協議会へのヒアリング結果では、福祉人材の確保が課題として挙げられています。

地域福祉の推進を持続的に図るためにには、様々な年代や立場の市民の参画が重要であるため、担い手の確保に向けた取組を進めます。

【施策の方向性】

○地域活動の人材・リーダーの育成

子どもから高齢者まで、障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に参加できる地域活動の場や地域福祉活動への参加を促す仕組みの構築を図るとともに、活動の中心的な役割を担うリーダーや後継者の育成に取り組むことによって、住民の自発的で主体性のある活動の活性化を促進します。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアや地域の活動に関心を持ちましょう。・自分の知識や経験を生かした活動に積極的に参加しましょう。・家族、近所の人、友人・知人と誘い合って、地域の活動に参加しましょう。・地域の良いところやイベントなどについて SNS などを活用して広めましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域で協力してくれそうな人を探し、行事に参加してもらいましょう。・地域活動の中で指導者の育成に努めましょう。・退職世代の人材を生かす取組を推進しましょう。・誰もが気兼ねなく参加できる環境をつくりましょう。・人材を発掘・育成するためのイベントや研修会を開催しましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・福祉に関するボランティア活動について、情報発信や人材育成、相談対応、コーディネート、活動継続のための支援を行います。・地域福祉推進員研修会の実施にあたり、見守り活動とふれあいサロン、災害時の共助の取組を軸とした研修会を開催します。・ボランティア養成講座やフォローアップ講座を開催し、ボランティアの人材育成を図ります。・研修会を開催するにあたり、SNS を安全かつ有効に活用するための研修を盛り込むよう努めます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・人材確保に向けてボランティア活動の周知を図ります。・ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成を行います。・ボランティアの体験講座を強化し、住民がボランティアに触れる機会を充実させます。

■取組4 地域福祉を担う団体の育成強化

【現状と課題】

地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加し、人々の力が集まって活動が支えられています。各団体が十分に活動できるよう、情報共有の機会を設け、連携体制を構築することが重要です。

市民アンケート結果では、地域活動やボランティア活動の輪を広げるために必要なこととして、「気軽に相談できる窓口を増やす」「情報を積極的に発信する」と回答した割合が高くなっています。

ボランティア・NPO団体等が活動を行いやすくなるよう意見交換や交流できる場の提供を促進します。

【施策の方向性】

①ボランティアセンターの充実

社会福祉協議会のボランティアセンターは、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、支え合い活動をベースにしたボランティア活動を拡充し、効果的に活動を進めるための拠点です。社会福祉協議会を中心に各種ボランティア団体などへの活動支援を図るとともに、活動の場づくりや情報提供の充実、コーディネート機能の強化を図り、ボランティア活動を行いやすい環境づくりを推進します。

②ボランティア活動団体の育成と市民等の参加促進

ボランティア活動団体の取組を支援するとともに、新たな団体の発足や、さらなる活動充実のための基盤整備等を支援し、地域活動が活発に行われる地域を目指します。

また、活動団体の取組について情報発信を行い、市民の活動参加を促します。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。・地域で行われる様々な団体の交流イベントに参加しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・あらゆる世代がボランティアへの参加をしやすくするため、地域での情報提供や声掛けを行う環境をつくりましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援すること目的に、じぶんの町を良くするしくみとして、赤い羽根共同募金活動等を実施します。・老人クラブ等の事務局運営や団体活動の継続を支援します。・ボランティアセンターのボランティア運営委員が地域住民と交流や情報交換をする機会をつくっていきます。・さぬき市ボランティアネットワークに参加する団体が減ってきているため、ボランティアグループが参加しやすい体制づくりに努めます。・地域に必要なボランティアの情報を収集し、ボランティア養成講座の開催などボランティアの土壤づくりを行っていきます。・ボランティア情報紙「はっぴー」のボランティア情報を充実させるとともに、読んでもらえる紙面作りに努めます。・ボランティア情報紙「はっぴー」において、毎年12月にボランティア啓発月間を周知していきます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会や活動団体等への支援を行います。・各種活動に適切な支援を行います。また、さぬき市ボランティアネットワークへの支援を行うことで参加しやすい体制づくりに努めます。・住民がより参加しやすい活動内容を検討していく中で、現在の活動団体だけでなく、新たな活動グループへの支援も視野に入れて人材の確保を行っていきます。・社会福祉協議会と連携を図り、高齢者が活躍できる場や機会を確保していくとともに、自主活動グループの後継者育成支援、社会貢献や社会参加に対する关心を地域活動にうまく結び付ける仕組みづくりに努めます。・ボランティアの登録を増やすため、ホームページや広報紙でボランティアセンター事業や登録団体のPRを行います。

■取組5 地域の支え合い活動の活性化

【現状と課題】

社会情勢の変化により、地域社会の連帯感や近所付き合いの希薄化が危惧されています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年から、ますます高齢化が進行し、認知症高齢者や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加が予測されています。

市民アンケート結果では、近所の人との付き合いの程度について「たまに立ち話する程度」、「会えばあいさつはするが、話したりすることはほとんどない」、「付き合いがない」と回答した割合は全体の7割を占め、近所付き合いの希薄化が進行していることが分かります。民生委員・児童委員アンケート及び福祉委員アンケート結果でも同様に、地区的課題について「若い世代の地域活動への参加が少ない」「隣近所の交流が少ない」「地区的活動が活発でない」と回答した割合が高くなっています。また、住民同士支え合う地域づくりを進めるために、「高齢者のみの世帯」を重点的に見守り対象として活動を行っていることが分かります。

住民同土地域の様々な課題を共有し、お互いに助け合い、支え合う伝統的な自助・共助によって地域社会の連帯感を高め、世代を超えて支え合う地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムを構築することや社会全体で見守り支援する仕組みづくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

①地域住民の交流の促進

様々な世代の人々がふれあい、お互いが持っている考え方・能力などを把握・理解し合う関係を築いていくことや、子育て、障がい、介護等について相談できる居場所づくりを進めること等、地域において世代間交流のコミュニケーションを再生させ、多様なライフスタイルを持つ地域住民を包容できる地域社会の構築を進めます。

②生活支援体制整備事業の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して、その人らしく生活を続けられるよう地域包括ケアシステムの中の「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を充実していく事業であり、住民主体の協議・話し合いの場を設け、住民同士の支え合い活動を支援します。

③地域見守りネットワークの充実

住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域全体で見守る仕組みを作り、相談しやすい環境づくりを進めます。地域と行政とのパイプ役として活動する民生委員・児童委員や、地域福祉の相談者である福祉委員の活動を支援します。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶や声掛けを積極的に行い、地域の人と交流を持ちましょう。 ・地域のイベントや行事に家族や友人・知人、地域で協力してくれそうな人に参加を促しましょう。 ・隣近所とのコミュニケーションを大切にしましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や地域のイベントで、世代を超えて楽しみながら交流できる環境をつくりましょう。 ・子ども会・老人クラブ・婦人会等がイベントを協賛で実施し、地域で多世代が集まる機会を増やしましょう。 ・地域での交流を通して、お互いを見守っていく地域をつくりましょう。 ・声掛けだけでは支えが不足である場合は、行政と連携できる体制づくりを心掛けましょう。 ・暮らしや地域生活課題について、地域で話し合い、地域がどのようにしたら良くなるか考えてみる場をつくりましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きふれあいサロンの推進・支援を行います。 ・世話人（後継者）がいないため活動停滞や休止中のサロンがあることから、休止サロンの実態把握及び分析を行います。 ・参加者数が少ない子育てサロンでは、子育て支援センターと連携し、周知を図り参加者の増加を目指します。 ・地域ニーズを把握し、関係団体・機関との連携を図るとともに、地域ネットワーク会議等で居場所づくりの検討を行っていきます。 ・自治会ごとに災害時等に特化した地域福祉見守り隊の活動について座談会等で周知する機会を確保します。 ・地域トータルサポートネットワークを構築し、地域のニーズをキャッチし、見守りの仕組みづくりを進めます。 ・住民同士の支え合い活動や住民主体の地域づくりについて協議する場を設け、共に考え支援します。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や性別、障がいの有無等にかかわらず参加できるイベントを支援します。 ・子育て中の保護者が親子で集い、くつろいだ雰囲気の中で子育てについて相談したり、家庭教育について学んだりできる場を提供します。 ・隣保館などにおいて、地域住民の福祉の向上と人権・同和問題の解決を図り、地域住民や関係団体と交流を深めていくための拠点となる開かれたコミュニティセンターを目指します。 ・地域で活動する各種団体と定期的に情報交換を行い、適切な支援を行います。 ・地域の見守り活動や各種事業で把握した高齢者・障がい者等についての情報を、関係機関と協議しながら適切な福祉サービスに結び付けることができる体制づくりに努めます。 ・生涯学習分野で福祉増進に関わることを推進します。 ・住民同士の支え合い活動や住民主体の地域づくりについて、助言、調整、支援を行います。

■取組6 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

大規模災害が発生した場合、行政の取組「公助」のみでは限界があります。そのような時、住民同士で協力し助け合うことが、一人でも多くの生命、身体を守ることにつながります。

市民アンケート結果では、災害時の緊急避難場所・避難所について、7割の方は「知っている」と回答した一方で、2割の方は「知らない」と回答しています。

災害発生時に高齢者や障がいのある人、子どもをはじめ、全ての住民を守るために、各地域や各種関係機関・団体において、防災訓練を通じて防災・減災に関する知識の習得が必要となります。

また、「避難行動要支援者個別避難計画」を活用し、災害時の避難支援や安否確認等に役立てるとともに、平常時の地域の見守りや支え合い活動につなげていくことが求められています。民生委員・児童委員アンケート及び福祉委員アンケート結果では、災害時に支援が必要な人に対して日常的に支援していることとして、「気にかけて様子をうかがうようにしている」「日頃から声をかけるようにしている」と回答した割合が高くなっています。

防犯については、地域ぐるみで「自分たちのまちは自分で守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して取り組む必要性が高まっています。

市民アンケート結果では、「地域の防犯対策」を重要と考える割合は9割を超え、高い関心を持っていることが分かります。

子どもが安全・安心に暮らすことができるよう、交通指導員による登下校時の街頭補導や各種ボランティア団体による見守り活動等が行われています。特に認知症の方や高齢者等に対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの対策方法の周知や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供が重要です。

【施策の方向性】

①地域における防犯や防災対策の強化

災害発生時に全ての住民を守るために、防災・減災に関する情報発信に取り組むとともに、家庭においても防犯や防災などに備えた体制づくりを推進します。

地域における近隣市民相互の声掛けやパトロールなどによる連携、ネットワーク化を進めるとともに、防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組の充実を図ります。

②避難行動要支援者の支援体制の充実

要介護認定や障害者手帳の交付を受けている等により災害時に支援を要する要支援者は、情報の伝達、避難の判断・行動について、周囲からの支援が必要となります。

要支援者が平常時の見守りや災害時における支援ができるよう、避難行動要支援者名簿の適正な管理に努め、避難支援体制の構築を図ります。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・登下校時の子どもの見守りなど、子どもの安全確保に努めましょう。・自治会や自主防災組織が実施する防災・防犯に関する取組に積極的に参加しましょう。・避難時に困っている人がいたら、協力しましょう。・家庭で防犯、防災について話し合う機会を持ちましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・避難時に支援が必要な人も一緒に避難訓練をしましょう。・災害の際に迅速な対応ができるよう、交通の妨げになるようなものはないかなど、危険と思われる場所や物について自治会や行政と情報共有をしましょう。・地域の避難経路の安全性等を確保するため、定期的に清掃活動を行いましょう。・消費者被害や詐欺被害を未然に防ぐため、自治会等の集まり時に、情報交換や勉強会を行いましょう。・避難行動要支援者個別避難計画作成に協力し、有事の際に一人も取り残さない地域づくりを進めましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・各地域や各自治会へ出向き、防災マップづくりや座談会の推進を呼び掛けていきます。・地域の特性を踏まえた災害ボランティア研修会を開催していきます。・災害時のボランティアセンターの設置・運営者研修を行い、ボランティアセンター体制の構築を図ります。また、さぬき市災害ボランティア活動連絡会の中で、市や各種団体との連携を図っていきます。・災害発生時に災害ボランティア活動を円滑に、かつ効果的に行うため、災害ボランティアの事前登録を促します。また、災害ボランティア養成講座を実施します。・市、自治会、自主防災組織との連携による災害時支援体制づくりを進めます。・地域と連携して災害発生時に、実効性のある避難支援がなされることを目的に、個別避難計画を作成します。・さぬき市福祉委員研修会・地域福祉推進委員研修会を開催し、避難行動要支援者個別避難計画作成事業を推進します。・名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた場合は、避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報を提供し、地域での支援体制の強化を図ります。・避難行動要支援者個別避難計画作成事業を推進するとともに、安心シートについても、普及に努めます。・安心シートの配布には、個人情報等の取扱いに留意して事業を実施していきます。

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校や警察等、関係団体・組織と連携し、交通安全キャンペーンや交通安全教室等の各種交通安全啓発活動を実施します。 ・地域の高齢者や子どもを対象として交通安全講習会が開催できるよう、自治会や地域団体を支援します。 ・高齢者運転免許証自主返納等支援事業の周知を図ります。 ・自主防災組織が相互に協力・連携を高めていくよう、それぞれの組織が集まり、情報交換を行えるよう、支援を行います。 ・避難所や緊急避難場所、ハザードマップの更なる周知を図ります。 ・避難時及び災害後に心のケアができる体制の構築に努めます。 ・関係機関と連携を図りながら、防犯キャンペーンや防犯教室の開催等の各種防犯啓発活動を実施することで、防犯意識の高揚に努めます。 ・警察・少年育成センター・学校等の関係機関と不審者情報等を共有し、事件の未然防止に努めます。 ・子どもが安全・安心に暮らすことができるよう、少年育成センターの「こどもSOS事業」との連携を図ります。 ・道路の舗装や防犯灯の整備について、可能な限り速やかに対応していきます。 ・犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報提供を行います。 ・要支援者の体調や障がいに合わせて適正な支援ができるよう、福祉避難所の確保に向けて福祉施設や事業所と協議を行います。 ・避難所や緊急避難場所の安全性と利便性を確保するために、整備を行うとともに、地域や住民からの情報や要望を把握し、改善に努めます。 ・定期的に避難行動要支援者名簿の管理と更新を行います。 ・名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた場合は、避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報を提供し、地域での支援体制の強化を図ります。
-------	---

■取組7 健康づくり・生きがいづくりの推進

【現状と課題】

高齢化が進行する中、市民アンケート結果では、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」について、7割の方が不安や悩みを感じています。また、新型コロナウイルス感染症により市民の生活スタイルや健康に対する意識は変化しています。健康長寿の取組においては、単に平均寿命を伸ばすだけではなく、健康寿命の延伸が求められています。健康寿命の延伸は、行政だけの取組では解決せず、市民一人ひとりが健康意識を持ち生涯を通じた健康づくりが必要です。

自殺対策については、その背景に過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な要因が複雑に関係していると言われており、精神保健の分野だけでなく、医療や福祉、教育、労働など、様々な分野の人や組織が連携し、「生きることの包括的な支援」として対策に取り組んでいくことが重要です。

【施策の方向性】

①健康づくりの推進

健康づくりは、自助努力だけでなく、地域の中での健康づくりや介護予防、高齢者、障がい者の社会参画の提供など仕組み作りが大切です。住民が日常生活の中で、運動習慣、食生活改善や生きがいづくり等を行うことができるよう、仲間づくりや環境を整備することで健康寿命を延ばし、いつまでも元気で暮らせるような生涯現役社会の地域づくりを目指します。

②自殺対策の推進

「さぬき市自殺対策計画（さぬき・すこやかプラン21（第3次））」に基づき、自殺対策やこころの健康に関する取組を進めます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・簡単な体操やウォーキング等、日頃から運動することを心がけましょう。・地域で開催されるウォーキング、スポーツイベントに積極的に参加しましょう。・定期的に健康診断を受診しましょう。・自分のこころの健康に関心を持ち、悩んだら専門機関や相談窓口へ相談しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・身近な人の悩みに気づいて、声掛け、見守り、支援機関に繋ぎましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・老人クラブ・いきいきネット等、高齢者にとって身近な場所で介護予防に取り組めるような活動の支援や情報発信を行うとともに、関係機関と連携し、多くの市民が参加できるような仕組みづくりを推進します。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・健康や運動、栄養教室等を開催し、地域住民が集まって健康づくりを行う取組を推進します。・各地域の団体と協力して、市民の健康維持活動の推進を図ります。・各種検診（健診）の受診率を向上させることで、生活習慣病の発症と重症化予防につなげ、市民の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を進めます。・介護予防のためには、「運動」「栄養」「社会参加」を充実させ、フレイルにならないようにすることが重要であることから、高齢者の通いの場で講座やフレイルチェックを実施し、参加者の拡充に努めます。・食生活改善推進協議会、地域、学校等において、地域での料理教室、イベント、給食等を活用し、地産地消の推進を図ります。・自殺対策計画に基づき、全庁的な自殺対策の取組を推進します。・自分や身近な人の心の健康に関心を持ち、危機的状況に対処できる市民を増やすために、こころの健康づくり講演会や各種健康教室等で自殺対策に関するリーフレットの配布、広報紙等での啓発を行います。

基本目標2 安心な暮らしづくり

■取組Ⅰ 相談支援体制・情報提供の充実

(重層的支援体制の整備、生活困窮者の自立支援、孤独・孤立対策の推進)

【現状と課題】

近年、生活困窮やひきこもり、8050問題、介護と育児を行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」等の地域住民が抱える課題が複雑化・複合化していることから、従来の高齢、障がいなど属性別の相談支援体制では、対応しきれない事案が増えています。属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法の改正により、令和3年度に重層的支援体制整備事業が創設されました。

市民アンケート結果では、日常生活に関する相談相手は、「身内（家族・親族）」と「友人」が中心で、介護や子育て、近所とのトラブルに関しては「特に相談していない（しない）」という割合も高くなっています。一方で、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために今後必要なこととして、「日常生活に関する相談窓口の整備」の割合が最も高くなっています。また、福祉的課題のうち「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいよう、社会の中にあるバリアを取り除くこと」、「ひとり親世帯の自立を支援するための地域のつながり」、「認知症の人やその家族を支えるための地域のつながり」、「ヤングケアラーに対する支援」が重要と考える割合は8割、「ひきこもりやニートの問題を地域社会全体で考えていくこと」が重要と考える割合は7割となっています。また、生活困窮にある世帯への支援として必要なことは、「生活困窮状態の早期発見」が最も高くなっています。

国では、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、基本的な施策、国及び地方の推進体制等について定める孤独・孤立対策推進法を制定（令和6年4月1日施行）しました。孤独・孤立の問題を抱える人は行政への相談がしづらい場合があることから、相談対応や居場所づくりなどが必要となります。そのため、孤独・孤立の問題についての市民理解の醸成や地域づくり、関係機関との連携の強化、潜伏的な課題を抱えた人とのつながりをつくる仕組みづくりなどが重要です。

また、様々な生活課題や福祉課題を抱える市民が、より早く確実に必要な情報を入手し、問題解決を果たすためには、SOSのキャッチから専門サービスの提供までの一貫したシステムを行政等と地域が協働して構築する必要があります。

【施策の方向性】

①身近な相談窓口の充実

近年、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間や世帯の複雑化・複合化した生活課題が社会問題となっています。

重層的支援体制整備事業はそうした問題を市全体の支援機関・地域の関係者がまるごと受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の支援を一体的に実施します。

また、多岐にわたる相談に対応するため、市の関係各課や社会福祉協議会、各種団体等と連携を図り、市民が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

②包括的相談支援の推進

介護、障がい、子育て、生活困窮の相談窓口や社会福祉協議会などで相談される問題のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例は、多機関協働事業者が調整役を担い、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組により、包括的相談支援の推進を目指します。

③社会参加に向けた支援の推進

人や地域とのつながりの希薄化といった本人やその世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために、個別に支援します。

本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチング等の支援プランを作成し、マッチング後も定期的な連絡を試みる等のつながりの維持に向けた働きかけを行います。

④地域づくりに向けた支援の推進

血縁・地縁・社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り等のセーフティーネットの充実を図ります。

⑤孤独・孤立の問題を抱える人への支援

長期の引きこもり等の課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、アウトリーチ等を通した継続的支援により、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成することで、課題の改善に向けともに取り組みます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・困ったことがあったときに、どこに相談したらいいか情報を収集し、家族で共有しましょう。・住んでいる地域の民生委員・児童委員、福祉委員を把握しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域の見守り体制の中で支援が必要と思われる人に対して、行政の窓口を案内しましょう。・広報紙や市のホームページを確認し、地域へ情報提供しましょう。・生活に困窮している人、ヤングケアラーやダブルケアなど、地域で困っている人や孤立している人を見つけた場合は、相談支援機関につなげましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人、自ら相談に来られない人など潜在的な支援ニーズを抱えた人の情報を早期に把握し、支援を届ける積極的なアウトリーチを実施します。・生活福祉資金貸付事業の実施にあたり、長期滞納者の中には所在不明や応答拒否など、電話連絡や訪問などの介入ができない人も多いことから、今後は償還計画の見直しも視野に入れた検討を行い、併せて事業自体の相談につながらない人への対応方法を考えます。・生活困窮者自立相談支援事業の実施にあたり、困窮世帯には情報が入りにくく、相談窓口の周知が行き届かないことも多いため、今後は、関係機関等が連携を図り、積極的に訪問支援に努めていきます。・地域のニーズのキャッチと相談者を適切な支援につなぐための職員のソーシャルアクション能力の向上を目指します。・重層的支援体制整備事業を推進し、相談支援体制の充実、地域づくりの中核を担える人材のスキルアップを図ります。・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人と共に、地域づくりを担えるように、香川おもいやりネットワーク事業の促進を図ります。・相談支援のニーズを早期に把握するとともに、当事者が地域で孤立することのないよう民生委員・児童委員や福祉委員との連携を深めます。・社会参加支援について、個別性の高いニーズにも対応できるよう地域における社会資源との調整・活用・開発を行います。

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の相談内容を明確化し、周知を図ります。 ・必要な情報・サービスが住民に届くよう、必要に応じて専門職等が訪問を行います。 ・社会福祉協議会や地区組織と連携し、相談内容に応じた対応を行います。 ・継続的な支援が必要な相談者につながり続けるため、専門職による伴走支援を実施します。相談者の状況に応じて、適切な支援機関の専門員がコーディネーターとなり、サービス利用や地域参加を支援します。 ・市内小中学校の教育相談担当教員、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の合同研修会、中学校区内での情報交換等を行うことで、相談体制づくりに取り組みます。 ・配慮が必要な家庭や児童への支援に努めます。 ・大川圏域地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に市内の企業・事業所、各種団体、香川労働局、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、県などの関係機関と連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりに努めます。 ・地域ケア会議を通して把握した様々な問題の解決に向け、自助・互助を高めることでの地域の基盤づくりや新たな資源の検討などに取り組みます。 ・隣保館の相談事業において、人権、教育、福祉、就労などについて、関係行政機関や社会福祉施設等と連携を密接に図り問題解決に向けた適切な支援に繋ぎます。 ・さぬきッズ子育てサポートセンター（こども家庭センター）にて、子育てに関する多様な相談に対応します。 ・子育て支援アプリや SNS 等多種媒体を活用するとともに、随時内容の更新を行います。 ・行政情報のバリアフリー化を目指します。 ・複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者への住宅確保支援などを通じて、包括的・継続的な支援を行い、ハローワーク等と連携しながら、生活困窮状態からの自立を促します。 ・孤独・孤立の問題に関する相談窓口の周知や、問題についての市民理解の醸成を図ることで、問題を抱えた人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。
-------	---

■取組2 誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供

【現状と課題】

地域での生活を支える福祉サービスの充実は、誰もが望む重要なことです。必要な時に必要なサービスや支援が受けられるよう、適切なサービスを提供するとともに質の高いサービスを確保することが必要です。

福祉サービスは社会福祉法人のほか、民間企業やNPO団体など多様な主体が提供しています。誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を送り続けることができるよう、各種サービスや相談支援体制の充実など施策の計画的な推進に取り組むことが必要です。利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス事業者は良質なサービス提供と職員の資質の向上に努めていく必要があります。また、サービス利用に関する苦情や相談に対して、適切に対応、解決が図られるよう、関係機関の連携を強めていくことが重要です。

【施策の方向性】

①多様なニーズに対応した福祉サービスの充実

介護保険制度において、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘・養成等の地域資源の開発やそのネットワーク化などについて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び定期的な情報の共有・連携強化の場としての「協議体」の運営等を通じ、新たな生活支援サービス等の創出に取り組んでいます。

引き続き、様々な主体が福祉事業や活動に参入することで、利用者のサービスの選択の幅を広げ、生活上の課題が生じても、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、地域における福祉サービスの適切な利用の推進を図るとともに、新しいサービスを開発・展開する団体や事業者に対して支援の充実を図ります。

②認知症支援体制の充実

認知症予防、早期診断・早期対応を行うための相談体制の充実、認知症地域連携体制の充実など認知症施策の総合的な取組を推進します。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に必要なサービスは何かを考えましょう。 ・サービスを利用しておかしいと感じることや疑問に思うことがあれば相談しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス以外の部分で、ごみ捨てや買い物など、地域で困っている人をサポートできる環境をつくりましょう。 ・日頃の声掛けや挨拶によって地域の見守り体制を構築し、地域でサービスを必要としている人やサービスの利用について困っている人を支援しましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・さんさん在宅支援サービス事業の推進にあたり、介護保険制度の見直しを踏まえて、地域の多様なニーズに対応できるような仕組みづくりを検討していきます。 ・ファミリー・サポート・センター事業の推進にあたり、「まかせて会員」を増やし、会員が安心して活動できるようフォローアップしていきます。 ・キッズ・トータル・サポートネットワーク事業の推進にあたり、子育て世帯が参加しやすい環境づくりやソフト面での充実を図っていきます。 ・日常生活自立支援事業の推進にあたり、判断能力が不十分なため支援を必要とする利用者は、年々増加しており、世帯での支援が必要なケースや多額の借金があるため弁護士に依頼するケース等、内容は多岐に渡っていることから、今後も生活支援員の確保に努めていきます。 ・権利擁護の担い手を育成するために、市民後見人等が活動しやすいように支援体制を整備していきます。 ・福祉サービス苦情解決事業の実施にあたり、職員の質の向上のための内部研修会の開催と職員教育の実施を行っていきます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者や障がい者の日常生活を送るための権利や利益を守り、適切なサービスの利用ができるよう、福祉サービスの周知と普及に努めます。 ・各種計画の策定時に実施したアンケート調査やヒアリング等の意見収集を行い、市民のニーズを把握します。 ・住民や地域からの情報を基に、支援が必要な人に対して個別での対応を行います。 ・事業やサービスの質の向上につなげるため、各種福祉計画策定時には計画の評価や進捗管理を行う体制を整備していきます。 ・サービスの適正な利用について検証し、必要に応じて施設や事業所との意見交換や情報提供、指導を行っていきます。 ・医療・介護等の連携による認知症の人への支援としては、できる限り早い段階からの支援として、医療・介護専門職による認知症初期集中支援チームを配置し、認知症地域支援推進員と連携をしながら、認知症の正しい理解の普及啓発・早期発見に努めます。 ・認知症高齢者など行方不明になる可能性のある方への支援策として、見守りネットワークを活用し、早期発見に向けた連携体制の充実を図ります。 ・認知症の人や家族の身近な地域で、様々な取組や応援者がつながる仕組みである「チームオレンジ」の活動を推進します。

基本目標3 誰ひとり取り残さない支え合いの協働まちづくり

■取組Ⅰ 権利擁護の推進

【現状と課題】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度であり、誰もが安心して地域生活を送るために必要な手段のひとつです。

市民アンケート結果では、7割以上の人人が成年後見制度の内容を知らないと回答した一方で、内容を知っている2割のうち4割の人が「利用したい」と回答していることから、制度を十分に理解し、利用につなげていくことが重要となります。

また、高齢者や子どもへの虐待、DVなどを未然に防止するためには、行政と地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

市民アンケート結果でも、「DV被害を早期発見するための地域のつながり」、「子ども、障がいのある人、高齢者などの虐待を防ぐための地域のつながり」を重要と考える割合は8割を超えており、啓発活動による意識の醸成や地域での見守りなど、一人ひとりの虐待防止行動の気づきや地域での取組が重要です。

引き続き、成年後見制度の周知及び利用促進や虐待防止啓発、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるように支援する仕組みづくりなど、これまで以上に権利擁護に関する取組を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

①成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人等を支援し、誰もが安心して地域で生活していくために、権利擁護の施策を推進します。

②虐待防止

虐待やDV等の問題への対応については、背景に様々な要因からなる複合的課題があるケースも多いことから、関係機関との連携のもと、高齢者、障がい者、子ども等への虐待や暴力等の未然防止と、早期発見、早期対応に努めています。

③サービス利用者の権利擁護

心身の状況などにより判断能力が不十分で、福祉サービスを適切に利用できないだけでなく、日常的な金銭管理を一人では行うことも困難な利用者に対しては、福祉サービスの利用や金銭管理を支援する福祉サービス利用援助事業の取組を推進します。

利用者が、自分の希望にあったより良質なサービスを適切に選択できるよう、またできるだけ自立して地域で生活がおくれるように援助します。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・認知症や知的障がい、精神障がい等への理解を深めましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について理解を深めましょう。・成年後見制度の利用が必要だと思われる人を中核機関（成年後見制度等の利用を相談できる機関）につなげましょう。・虐待を見たり聞いたりした場合は、積極的に市や相談機関に連絡しましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護の担い手を育成するために、市民後見人等が活動しやすい支援体制を整備していきます。・成年後見制度の周知にあたって、広報紙やホームページ等を活用した周知を行います。・利用者に適切な福祉サービスの利用援助を行うとともに、自分で預金通帳や大事な書類の管理に不安がある人には、福祉サービス利用援助事業の支援を行い、地域で安心して日常生活を送ることができるよう努めます。・医療や介護・障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や地域の見守りにより、支援を要する人を早期に把握し支援につなげられるよう目指します。・行政と連携し、成年後見制度等を必要とする人が安心して生活ができるよう地域で支える体制（中核機関）を社会福祉協議会が行政から受託し、地域連携ネットワークの構築を行います。

行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用により、対象者を法律的に保護し、サービス等の利用や財産管理等の支援を行います。・権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関において、成年後見制度が必要な人への支援を行います。なお、中核機関の業務については、社会福祉協議会に委託します。・成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、自ら申立てすることが困難な方や申立てる親族がない方の成年後見制度市長申立てを実施していきます。また、申立ての経費や成年後見人等への報酬の負担が困難である方に対して、成年後見制度利用支援事業による助成を実施します。・後見人等とサービス提供事業者、福祉委員、民生委員・児童委員等との連携によるチーム体制での支援を進めていきます。・高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待の防止や早期発見に向け、市の窓口で相談・通報の受付や、地域包括支援センターを中心として虐待を発見した人等が速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や地域の見守り活動等との連携を深めます。・虐待対応に関するマニュアルに基づき、関係団体と連携し支援します。・虐待を未然に防ぐため、子育て家庭の現状把握及び相談支援を常日頃から行い、早期から虐待のリスクを注視します。・DV被害者等への支援を行います。・認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力に不安がある方が、地域で安心して自立した生活を送れるよう福祉サービス利用援助事業等による支援を行います。
-------	--

◎さぬき市成年後見制度利用促進基本計画

I. さぬき市成年後見制度利用促進基本計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がい等によって判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度であり、平成11(1999)年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、平成12(2000)年4月から開始した制度です。平成28(2016)年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国ではこれまでの取組と、更にノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。また、法では県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備等に努めることが明示され、平成29(2017)年3月に、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年法律第29号)第14条第1項の規定に基づき、さぬき市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として、さぬき市成年後見制度利用促進基本計画を定めることとします。

2. 計画の性格と位置付け

(1) 計画の根拠

この計画は、法第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画であり、「さぬき市第5期地域福祉計画・さぬき市第5期地域福祉活動計画」の基本理念である「思いやりと助け合いがあふれる「いきいき福祉のまち さぬき」を推進するための基本計画です。

(2) 上位計画との整合性

本計画は、本市の最上位計画に位置付けられる「第2次さぬき市総合計画」と調和し、体系上の関連計画である「さぬき市第5期地域福祉計画・さぬき市第5期地域福祉活動計画」と一体的に連動して取り組み、「さぬき市障害者計画・さぬき市障害者福祉計画」とその他の関連計画との整合性を図ります。

(3) 計画の期間

「さぬき市第5期地域福祉計画・さぬき市第5期地域福祉活動計画」に準ずるものとします。

3. 成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力の不十分な人が、財産管理や日常生活での契約 等で不利益や悪徳商法の被害者になることがないよう、適切な後見人（代理人）等を選び、本人を法的に保護し、権利と財産を守り支援する制度です。

4. 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるように、保健・医療・福祉に加え、司法も含めた連携の仕組みを構築し、適切に必要な支援につなげる地域連携の体制づくりを行います。

(1) 地域連携ネットワークの3つの役割を実現させる体制整備を推進します。

- ① 権利擁護支援が必要な人の早期発見及び支援
- ② 早期の段階からの相談及び対応ができる体制の整備
- ③ 意思決定支援及び身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組みを段階的に整備します。

- ① 本人を後見人と主に支える「チーム」による対応
地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。
- ② 地域における「協議会」等の体制づくり
個々のケースに対応する「チーム」による対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がそのチームを支援する体制を構築します。
本市では、地域連携ネットワークとして、「権利擁護推進ネットワーク会議」を協議会として設置しています。

5. 中核的な機関の設置

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得る手法を蓄積し、地域における連携・対応強化を推進していく役割を担います。

(1) 中核機関の設置・運営形態

- ① 設置の主体

中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市が有する個人情報を元に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性等から、市が中核機関を設置します。

② 運営の主体

地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、本市では、さぬき市地域包括支援センターを中核機関として位置付けます。

(2) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

① 広報機能

② 相談機能

③ 成年後見制度利用促進機能

ア 受任者調整（マッチング）等の支援

イ 担い手の育成・活動の促進（市民後見人の育成・支援）

ウ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

④ 後見人支援機能

⑤ 不正防止効果

6. 成年後見制度の利用支援

成年後見制度利用支援事業により、成年後見市長申立てと費用助成を行います。

(1) 市長申立て

判断能力が十分でない人が成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等が申立てを行うことが難しい場合は、調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

(2) 費用助成

成年後見制度の申立てに要する費用や成年後見人等の報酬に係る費用の負担が困難な人に対し費用の助成を行います。

■取組2 さぬき市再犯防止推進計画

【現状と課題】

全国で刑法犯検挙率は減少傾向にありますが、一方で検挙者数に占める再犯数は上昇し続けており、約半数に達しています。

また、市民アンケート結果では、「刑期を終えた人の社会復帰や再犯防止支援」を重要と考える割合は7割となっています。

住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。社会復帰したこうした人々を地域で孤立させないために「息の長い」支援が求められます。犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて、行政、民間団体や関係機関などの連携強化に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

○再犯防止推進計画

更生保護関係の支援者・団体や関係機関などが連携して、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、市民や地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないことで、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。この計画を、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）第8条に基づく、「さぬき市再犯防止推進計画」として位置付けます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」への理解を深め参加しましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・犯罪や非行をした人たちの社会復帰について関心を持ち、誰もがお互いを理解し合うように努め、素直に、想いや考えを伝えることができる地域をつくっていきましょう。・保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加や協力をていきましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・犯罪や非行の防止に努めるとともに、地域の理解促進に向け、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等の広報・啓発活動に取り組みます。・地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を持ち、あらゆる関係団体で連携を図りましょう。・保護司等を中心として、罪を犯した人たちや非行に陥った人たちの立ち直りを支援しましょう。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・再犯防止推進計画の施策に取り組み、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。・障がい者就業・生活支援センターなど、生活困窮者自立支援制度などの福祉施策を活用して、犯罪をした人等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着ができるよう支援します。・刑を終えた人の更生を助け、犯罪予防及び再犯防止に努めている保護司会及び更生保護女性会等の活動を支援します。・再犯防止に関する地域の理解促進を図るため、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等の広報・啓発活動に取り組みます。

◎さぬき市再犯防止推進計画

この項目を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付け、以下の施策に取り組みます。

- 1 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 2 地域における更生保護活動及びその啓発活動を行う保護司や保護司会、更生保護女性会などの更生保護関係の支援者及び団体が行う活動等の支援及び充実を図ります。
- 3 犯罪や非行をした人等について、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関及び保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係機関の支援者、団体並びに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の福祉関係機関等との連携により、必要な福祉支援へ結び付け、地域全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
- 4 市民の再犯防止への理解促進を図るため、更生保護に関する記事を掲載するなど、本市の広報媒体を活用した啓発に努めます。

■取組3 地域福祉活動を支える仕組みづくり

【現状と課題】

多様化する福祉ニーズに対応し、地域福祉を市と一体となって支えて行くために、社会福祉協議会への活動支援や連携は重要になります。

また、全ての人たちが住み慣れた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、地域の中で暮らす人たちが相互に見守り、支え合う仕組みづくりが必要になります。

そのためには、地域の人たちが日常にふれあい、交流していくことが必要であり、様々な機能を持った場（活動拠点）づくりが必要です。

また、市内の移動手段として、通勤・通学や高齢者等の移動を支援するコミュニティバスの運行は定着しており、今後も市民ニーズに応えるコミュニティバスの運行や公共交通の利便性向上に向けた取組が必要です。

【施策の方向性】

①社会福祉協議会との連携強化

多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉協議会の活動を支援します。また、相互の事業に対し、連携協働によるネットワークを強化するために計画段階から参画して、情報共有・共通認識の下で事業を実施します。

②活動拠点の整備及び充実

地域の人たちが、自宅から歩いて行ける所を地域福祉の基礎的な範囲として捉え、いつでも自由に利用でき、そこに行けば誰かに会えるといった「居場所」と、地域の人たちが必要とする機能を備えた拠点の整備と充実を図ります。

また、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安心して地域社会の中で生活していくよう、公共施設や活動拠点のバリアフリー化の推進に取り組みます。

【各主体の取組方針】

住民の取組	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会の活動へ積極的に参加しましょう。・ボランティア会員への登録やイベントの活動支援等、地域の一員であると自覚し、自主的に取り組みましょう。・市の文化や自然等「良いところ」に目を向け、次世代につなぐことを心掛けましょう。
地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域のゴミ拾いや草刈りなど美化活動に取り組みましょう。・社会福祉協議会の各支所と情報を共有しましょう。・行政や社会福祉協議会と連携し、拠点の確保・整備について地域の意見を反映させましょう。・地域の福祉施設や公共施設跡地など交流の拠点として活用できるような施設を見付け、居場所づくりの提案をしましょう。・少人数の集まりにも自治会館を利用できるよう働き掛けましょう。
社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">・さぬき市いきいきネット連絡協議会を開催し、各地区いきいきネット連絡会の活動状況や課題解決方法等を検討していきます。・各地域いきいきネット、ボランティア団体、行政機関等との連携を強化し、情報共有や活動に対する協力体制を築いていきます。・地域福祉活動が長期的に継続できるように、地域の課題を地域の住民と一緒に考え地域づくりの展開を目指していきます。・ふれあいサロン等の事業継続のための人材育成を考え、研修会や講座を開催しスキルや知識向上を図っていきます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会の活動支援を行うとともに、事業実施の上の課題について解決に向けた検討を合同で行います。・地域福祉の推進に当たって中心的な担い手となる社会福祉協議会と定期的に情報交換を行い、共通認識を持って事業を推進していきます。・公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい施設となるよう努めます。・地域の活動拠点として地域の施設を利活用できるよう働き掛けます。・コミュニティバスや公共交通機関等の移動手段について改善に向けた検討を行い、誰もがいつでも集まりやすい環境を目指します。

第5章 地区地域福祉活動計画

I 津田地区

○基本コンセプト

「みんなでつくる住みよいまち！」

～青い海と緑とあたたかい絆～みんなで育む地域力～

○地域福祉活動計画

ビジョン | 人材の育成

地域の課題
・若い世代の人材不足
・後継者不足
課題に対する解決策
・地域行事やイベントを通して関係をつくる
・若い方が参加できる機会や交流会を実施し、活動の理解を促す
・活動しやすい場づくりの提供や声かけを行う
・地域団体との連携を増やす
・研修会等を実施する
自分ができること（自助）
・地域行事に積極的に参加する
・おせっかいな人になる
・周りへの声かけをする
近隣や地域でできること（互助・共助）
・定期的に集まる機会を作る
・地域で活動する各種団体と情報の共有や連携を持てる情報交換の場をつくる
・若い世代が参加しやすい環境や交流の場をつくる（スポーツ大会等）
・地域福祉推進員研修会を開催する

ビジョン2 ふれあいの場づくり

地域の課題	
・自治会機能の低下 ・高齢者世帯の増加 ・人間関係の希薄化	・地域内での若い世代との交流不足 ・地域の子どもとの交流の場の減少
課題に対する解決策	
・地域交流の場づくりと活動への理解を促す ・子ども世代との交流の機会をつくる	・多世代が一緒に活動する場をつくる
自分ができること（自助）	
・自治会に关心を持つ ・周りへの声かけをする	・自らあいさつをする
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・自治会全体で参加できる行事を行う（防災訓練、ふれあいサロン、子ども会、清掃活動等） ・ふれあいまつりを継続実施する ・ふれあいサロン活動を推進する ・あいさつ運動を継続実施する ・学校支援ボランティアを通して子どもたちとの交流をもつ ・多世代交流を検討する ・ふれあいウォーキング大会を継続実施する	

ビジョン3 安心・安全なまちづくり

地域の課題	
・自治会機能の低下 ・災害への意識の向上	・高齢者の通院、買い物、ゴミ出し支援
課題に対する解決策	
・防災訓練、防災研修を実施する ・地域や自治会内で支え合いサービスを創出する ・研修会や訓練の実施を通して家庭・地域防災を考える機会を持つ	・見守り活動を推進する
自分ができること（自助）	
・自治会に关心を持つ ・各家庭ごとに防災備品を準備する	・防災訓練、防災研修に参加する
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・高齢者友愛訪問を継続実施する ・見守り隊活動を推進する ・自治会単位で防災マップの作成や避難経路の確認をする ・地域や自治会内で助け合える環境・仕組みづくりを検討する ・子ども世代も参加できる防災訓練を考える	・防災訓練、防災研修を実施する

○年次計画（ロードマップ）

ビジョン1 人材の育成				
【具体的な活動】①地域行事やイベントを通じて関係をつくる				
令和7年度 ・祭り、清掃活動、クロスカントリー、スポーツ大会等への参加	令和8年度 ・振り返りと継続実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→
【具体的な活動】②研修会等を実施する				
令和7年度 ・地域福祉推進員研修会の実施	令和8年度 ・振り返りと継続実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→

ビジョン2 ふれあいの場づくり				
【具体的な活動】①多世代交流の場をつくる				
令和7年度 ・ふれあいまつりの実施 ・ふれあいウォーキング大会の実施 ・にこにこカフェの実施	令和8年度 ・振り返りと継続実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→
【具体的な活動】②ふれあいサロン事業を推進する				
令和7年度 ・ふれあいサロン代表者会の実施 ・自治会への呼びかけ	令和8年度 ・振り返りと継続実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→
【具体的な活動】③子ども世代との交流の機会を作る				
令和7年度 ・あいさつ運動の継続実施 ・学校支援ボランティア活動の推進	令和8年度 ・振り返りと継続実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→

ビジョン3 安心・安全なまちづくり				
【具体的な活動】①防災意識の向上を図る				
令和7年度 ・防災訓練、防災研修の実施 ・避難行動個別避難計画作成の推進	令和8年度 ・振り返りと継続実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→
【具体的な活動】②見守り活動を推進する				
令和7年度 ・地域見守り隊の活動の推進 ・高齢者友愛訪問の継続 ・高齢者安全安心事業の推進	令和8年度 ・振り返りと継続実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→
【具体的な活動】③地域や自治会での支え合いサービスを創出する				
令和7年度 ・生活支援体制整備事業の推進 (津田地区話し合いの場)	令和8年度 ・振り返りと継続実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→

2 大川地区

○基本コンセプト

「おもいやりとやさしい心の通うまち 大川」

～出会い、ふれあい、支え合い～

○地域福祉活動計画

ビジョンⅠ 支え合いの仕組みづくり

地域の課題	
・隣近所の関係が希薄 ・誰でもいつでも交流できる場所が不足 ・高齢者の買い物支援が必要 ・高齢者のゴミ出し支援が必要	・通院・外出が困難 ・独居老人・高齢者世帯の増加 ・空き家の増加
課題に対する解決策	
・地域の自治会館や空き家を利用した居場所をつくる ・買い物やゴミ出し、移動支援の仕組みをつくる ・困りごとを相談できる、つないでもらえる場をつくる	・移動販売を有効活用する
自分ができること（自助）	
・まずは楽しいことを求めて外出する	・積極的に交流する
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・南川地区（やまびこの風）に学び、松尾、富田でも移動支援や支え合いの仕組みづくりを考える ・移動スーパーを検討する ・居場所づくりを検討する ・地域の困りごとを知る	・移動販売車を有効活用する ・空き家の利活用を考える

ビジョン2 安心・安全なまちづくり

地域の課題	
・近年多発する災害が不安	・声かけ・見守りが必要
・空き巣や詐欺が不安	・特殊詐欺等被害防止対策が必要
課題に対する解決策	
・見守り隊を継続して実施する	・子どもの見守り活動の充実を図る
・防災研修、防災訓練を実施する	・防犯研修会を実施する
自分ができること（自助）	
・自らあいさつをする	・声かけを積極的に行う
・家族で防災について話し合う	・防災グッズや非常食を備蓄する
・住宅の耐震化、家具を固定する	・防災研修、防災訓練に参加する
・近所の人（子ども・高齢者・障がい者等）を見守る、気にかける	
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・地域見守り隊を拡充する	・自治会等で防災訓練を実施する
・大川地区防災研修会を継続実施する	・あいさつ、見守り活動を拡充する

ビジョン3 ふれあいの場づくり

地域の課題	
・老人クラブやサロンの減少	・高齢者が多く、心配な家庭が多い
・自治会ごと、自治会内での交流が希薄	・子どもが集まる場所が必要
・子どもの減少	
・核になるもの（商業施設・工場・会社）がない	
課題に対する解決策	
・地域で集える場所を確保する	・世代間交流を実施する
自分ができること（自助）	
・おせっかいな人になろう	・自分から積極的に出るようにする
・地域の行事に参加する	
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・楽しい自治会の集まりを考える	・サロン活動を強化する
・子どもとの交流を続ける	・3世代交流を検討する
・助け合いの地域通貨を作る	・き~まい・おいでまいを継続する
・高齢者ができる行事を考える「おじいちゃん、おばあちゃんの知恵袋講座」等を実施する	

ビジョン4 つながり・人づくり

地域の課題
・世話人の減少
・後継者の養成が必要
課題に対する解決策
・地域福祉を支える人材づくりを行う
・既存の地域行事を通して、新たなボランティアの発掘を行う
自分ができること（自助）
・行事への参加や参加の呼びかけを行う
近隣や地域でできること（互助・共助）
・魅力ある研修会を開催する
・若い世代が参加できるようなイベントを立案する
・研修会等学習の機会を設ける
・各行事への参加・協力を促す

○年次計画（ロードマップ）

ビジョン1 支え合いの仕組みづくり				
【具体的な活動】①居場所づくりを推進する ②地域で集える場所を確保する				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・自治会や空き家を利用した居場所づくりの検討 ・自治会への呼びかけ	・振り返りと継続実施			→
【具体的な活動】③地域でできる生活支援等の仕組みづくりを検討する ④地域の困りごとを把握する				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・買い物やゴミ出し、移動支援の検討 ・困りごとの調査（アンケート実施） ・移動スーパーの可否についてのアンケート実施	・アンケートの結果により事業の検討	・事業の実施や計画の見直し		→

ビジョン2 安心・安全なまちづくり				
【具体的な活動】①地域見守り隊事業を推進する ②見守り訪問を継続する				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・地域見守り隊の育成 ・地域見守り隊の募集（広報活動） ・日常の中での何気ない見守り実施 ・ひとり暮らし訪問（年末訪問） 事業の継続実施 ・センサーライト設置事業の推進	・振り返りと継続実施			→
【具体的な活動】③防災・防犯意識の向上を図る				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・大川地区防災研修会継続実施 ・自治会等で防災訓練の実施 ・新入生防災頭巾の配布の継続 ・避難行動個別避難計画作成の推進 ・各種事業での防犯研修の実施	・振り返りと継続実施 ・研修会等内容の検討	・振り返りと継続実施		→

ビジョン3 ふれあいの場づくり

【具体的な活動】①ふれあいサロン事業を強化する

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・自治会への呼びかけ ・ふれあいサロン代表者会の実施	・振り返りと継続実施			
				→

【具体的な活動】②既存の行事と連携した行事を実施する ③3世代交流事業を推進する

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・学校、関係機関と協議 ・3世代交流事業の検討 ・シニア健康教室の継続（老人クラブ） ・き～まいおいでまいの継続（ボランティア） ・ふれあい焼いも大会への参加継続（さぬき南幼稚園） ・もちつき大会への参加継続（さぬき南幼稚園） ・わいわいまつり参加継続	・振り返りと継続実施			
		→		

ビジョン4 つながり・人づくり

【具体的な活動】①研修会等学習の機会を設ける

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・地域福祉推進員研修会の参加	・振り返りと継続実施			→

【具体的な活動】②地域福祉活動を支える人材づくりを推進する

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・やりたいこと、経験やスキル等を活かした活動支援 ・若い世代が参加できるような楽しいイベントの立案	・事業計画に向けた検討の実施	・事業の実施や計画の見直し	・振り返りと継続実施	→

3 志度地区

○基本コンセプト

「ぬくもりとやさしさで支え合う町」

～人の和・思いやりで未来を開く わが町～

○地域福祉活動計画

ビジョンⅠ 支え合いづくりの推進

地域の課題
・高齢化に伴う移動問題
・地域内の人間関係が希薄化
課題に対する解決策
・近隣や地域内でのあいさつや声かけ
・困りごとなどを気軽に相談できる体制づくり
・地域で行っている買い物支援の充実・拡充
・地域内の交流の実施
・ボランティア（有償含む）を組織化するなどの検討
自分ができること（自助）
・あいさつや声かけをする
・近所など方に声かけし、一緒に行ける時はお連れする
近隣や地域できること（互助・共助）
・各地域で移動支援について検討する
・既存の地域資源を把握し、情報提供をする
・地域で行っている買い物支援の充実・拡充をする
・困りごと相談を実施する
・日頃から近隣などにあいさつや声かけをして顔の見える関係づくりを進める
・有償を含むボランティアなどの仕組みづくりを検討する
・地域について生活支援体制整備事業などで話し合える場を持つ

ビジョン2 安心・安全なまちづくりの推進

地域の課題
・防災意識が希薄 ・地域の見守り
・災害への備え ・緊急時への備え
課題に対する解決策
・要支援者の確認 ・災害時の地域対応についての検討 ・共通理解を図るため自治会などの防災訓練の実施 ・見守り活動の実施 ・地域の防災意識向上のため、研修や学習などの場づくり
自分ができること（自助）
・防災グッズを常備する ・災害時の避難場所や避難経路を確認する ・災害時の対応の順番を考える ・隣近所へのあいさつや声かけをする ・自分から地域の人に積極的に声かけする
近隣や地域でできること（互助・共助）
・個別避難計画の作成や自治会の要支援者・危険箇所を確認する ・災害への意識を高める研修会・訓練等を実施する ・自治会ごとの防災訓練を実施し、共通理解を図る ・地域の防災計画の作成を検討する ・高齢者・一人暮らし・子どもの登下校時など見守り活動を実施する ・安心シートの活用など緊急時の連絡体制や対応について検討する

ビジョン3 交流・ふれあいの場づくりの推進

地域の課題	
・地域に集える会や居場所の不足 ・自治体内の絆の弱体化 ・イベントや居場所までの移動問題	・少子・高齢化での役員等の不足 ・外国の方とのコミュニケーション
課題に対する解決策	
・居場所づくり・活動の検討 ・多世代、外国の方などが参加できる行事の実施 ・ふれあいサロンなどの既存の居場所を活性化し、研修会などを通した世話人や役員の育成 ・居場所までの移動問題の検討	・地域にある施設・空き家等を有効活用
自分ができること（自助）	
・参加しやすいように声かけをする	
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・公民館など地域にある施設等を有効活用する ・多世代や外国の方が参加・交流できる行事などの実施を検討する ・ふれあいサロンなどの既存の居場所を活性化させるような研修会などを通し世話人や役員を育成する ・居場所までの移動問題について検討する	

ビジョン4 人材の育成

地域の課題	
・高齢化による人材不足 ・自治会長等の役員の任期の短縮化 ・複雑な引き継ぎ作業	・若い世代の後継者の育成 ・役職の兼務（負担の増加） ・人口の減少
課題に対する解決策	
・育てたい人材の早期発見・声かけ ・積極的な学習の機会づくり ・年齢を問わない活動を通した若い担い手の育成 ・役割分担を行い負担を分散化	・仕事内容の整理・廃止 ・自治会内でのルール化の検討
自分ができること（自助）	
・地域からの呼びかけ・行事などに積極的に参加する ・友達・近隣の方などに声かけし、誘い合わせて行事等に参加する ・若年層の地域行事の参加を促す ・地域の良いところをPRする（SNSの活用）	
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・育てたい人材を地域の行事やイベントを通して発掘し、後継者を育成する体制づくりをする ・研修会の実施や行事の役割から後継者を育成する ・自治会などで年齢を問わず活動を行い若い担い手を育成する ・若い方も興味持てるようSNSなどを活用するなどし、地域やイベントのPRをする ・役職の兼務などで負担が集中しないよう、役割分担を行い業務内容の整理をする ・自治会内などで役員のルールについて検討する	

○年次計画（ロードマップ）

ビジョン1 支え合いづくりの推進					
【具体的な活動】①地域生活課題を把握し、その対応を検討・実施する					
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
・日頃から近隣などへ声掛けや挨拶を意識し、話しやすい関係づくりに努める ・地域生活課題などについて情報交換・情報共有などができる話し合いの場を定期的に持つ ・気軽に困りごと相談などができる仕組みづくりを検討する					→
【具体的な活動】②高齢者等の移動問題について検討する					
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
・移動スーパーの活用など買い物支援について検討・実施・拡充していく ・有償ボランティアなどの仕組みづくりの検討をする	・買い物支援の実施・継続	→	・引き続き検討・実施・継続	→	

ビジョン2 安心・安全なまちづくりの推進					
【具体的な活動】①地域を見守る視点を持つ					
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
・日頃からの声掛けや挨拶などを通し、日常の些細な異変に気づけるようにしておく ・見守り隊などでの高齢者の見守り活動や訪問活動の継続と新規見守り隊の立ち上げの検討を行う ・登下校時の子どもの見守り活動を継続する					→
【具体的な活動】②緊急時や災害に備え、地域の対応について検討する					
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
・個別避難計画の作成・更新を行う ・安心カードの活用について検討・実施する ・地域の危険箇所や避難経路について把握する ・防災訓練や研修会を検討・実施し、継続的に実施していくことで防災意識を向上させる ・地域の防災計画について検討する	→				→
			・引き続き検討・実施	→	

ビジョン3 交流・ふれあいの場づくりの推進

【具体的な活動】①ふれあいサロン事業の活性化を図る

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・ふれあいサロン世話人研修会などを通し、情報交換などしながらサロンの活性化と世話人の育成を進める ・ふれあいサロンの再開や新規立ち上げを検討する				
				→

【具体的な活動】②誰もが集まり、交流しやすい居場所づくりを推進する

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・地域にある施設や空き家等の有効活用を検討しながら居場所づくりを検討・実施する ・多世代や外国の方が参加・交流できる行事・イベントを検討する	→	・引き続き検討・実施・継続	→	
				→

ビジョン4 人材の育成

【具体的な活動】①若い世代の地域参加を促し、後継者を育成する

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・若い世代の参加を促すような地域のイベントや行事、手段を検討・実施する ・地域行事やイベントを通じて地域の団体などと繋がり、人材の発掘を行う ・SNSなどを利用するなどして地域やイベントをPRしていく	・検討・実施			
		→		

【具体的な活動】②人材育成のための研修会など学習の機会を設ける

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・福祉推進員研修会などの研修会に参加する ・地域の行事やイベントを通して、地域内における福祉の役割について学ぶ機会をつくる				
	→			

4 寒川地区

○基本コンセプト

「温もりを感じるまち」

～人も地域も元気な町に～

○地域福祉活動計画

ビジョンⅠ 交流支え合い活動の推進

地域の課題
<ul style="list-style-type: none">・子どもとの交流不足（地域の人との）・地域交流機会の減少・自治会未加入者の増加・コロナ禍後の行事等再開・地域の高齢者との接点希薄・コミュニティーバスの利便性・地域住民同士の関係の希薄化・世代間交流の場がないこと・コロナ禍後の行事等を再開しても参加が少ないとこと・不登校の増加・免許返納後の移動手段・高齢者の買い物、通院の移動手段
課題に対する解決策
<ul style="list-style-type: none">・自分から進んで行事に参加する・地域全体に正しく情報が伝わる仕組みづくりを検討していく・自治会内で顔を合わす機会を増やし、地域の課題を共有する・既存事業（ふれあいサロン、地域見守り隊）を活用し、交流の場を増やしていく・幅広い世代（子どもから高齢者）が参加したいと思える場づくりを検討していく・隣近所の高齢者に対して、何気ない見守り活動を行なう・あいさつからコミュニケーションを図る・支援の担い手不足から、まずは担い手を増やすための仲間づくりを進める・既存の事業（サロン、見守り隊）を活用し、必要な支援につないでいく・担い手に対しての有償化の検討していく
自分ができること（自助）
<ul style="list-style-type: none">・積極的に行事等に参加するよう意識する・顔の見える近所づきあいに努める・子どもや若年世代へのあいさつ、声掛けを推進する・家庭、隣近所の何気ない日常会話をするよう意識する・声掛け、あいさつを積極的に行う・自治会で、ふれあいサロン、若者や子供会等の行事を行う・隣近所の何気ない見守り活動を意識する・友人、知人を行事等に誘う・ラジオ体操活動を推進する・家庭で健康について考える、話し合う
近隣や地域できること（互助・共助）
<ul style="list-style-type: none">・情報を地域で共有する・ふれあいサロンの活性化するための方策を検討する・子どものサロン参加を促進する・自治会活動の活性化について考える・呼びかけ誘いあい活動を推奨する・楽しくお得感のあるイベント開催を検討する

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ・いつでも誰でも参加できる居場所づくりを検討する | ・世代別行事の開催を検討する |
| ・花いっぱい運動推進でふれあいの場づくりを推進する | |
| ・デマンドタクシーの普及活動を推進する | |
| ・移動手段について具体化するために検討していく | |
| ・福祉施設の資源活用について話し合う（施設との協議の場） | |
| ・ふれあいサロン活動の活性化を推進する | ・見守り活動を推進する |

ビジョン2 地域情報の共有と福祉情報発信

地域の課題	
・情報を共有する仕組みがないこと（正確な情報を迅速に提供する）	
・個人情報について保護のみが優先され、有効活用できていない、いろいろな活動に制限があること	
・安心安全カードの普及更新ができていない、認知度も低いこと	
課題に対する解決策	
・安心シートや個別避難計画等の事業について知る	
・安心シートや個別避難計画等の事業を通して、高齢者や要援護者と関係を構築していく	
自分ができること（自助）	
・安心シートの作成・普及に努める	・日頃から隣近所と仲良くする
・勉強会や研修会に積極的に参加する	
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・安心シートのPR活動を行なう	・個別避難計画作成の協力、PR活動を推進する
・見守り活動を推進する	・研修会の企画し、実施する
・訪問時（高齢者ふれあい訪問、見守り等）での見直し更新を行なう	

ビジョン3 地域福祉を支える担い手の育成

地域の課題	
・生涯学習の機会が少ないとこと	・自治会離れ、不参加
・行事開催の減少	・自治会活動の必要性を感じていないこと
・役員等の後継者育成	・60歳代の参加が困難
課題に対する解決策	
・家庭内で地域について関心を持ち、隣近所とも付き合いを密にしていく	
・自治会内で地域の課題を共有する場を持ち、自治会員皆が地域課題について考える機会を増やす	
・自治会、地域内で次世代の担い手育成として声掛けしていく	
・研修会や勉強会を通じて人材育成を行なう	・地域のリーダー育成を進める
自分ができること（自助）	
・家庭内で地域のことに関心を持つ	・隣近所での情報共有に努める
・地域行事、研修会に積極的に参加する	
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・誘いあい、声掛け活動を進める	・後継者の育成について協議する
・若年世代への参加呼びかけを行なう	・育成のための研修会の企画し、開催する

ビジョン4 防災・防犯対策の推進

地域の課題	
・空き家の増加（管理困難）	・空き家増加に伴う草木管理
・山林、田畠の管理が困難	・災害、防災に対する意識低下
課題に対する解決策	
・空き家の有効活用を地域で考えてみる	・防災訓練へ積極的に参加する
・自治会単位での危険個所の調査や防災マップ作成を推進する	
自分ができること（自助）	
・家庭で防災について話し合う	
近隣や地域でできること（互助・共助）	
・地域で防災訓練の企画し、実施する	・地域で危険個所の調査、確認を行なう
・地域で防災マップづくりを推進	・空き家情報を地域で共有する

○年次計画（ロードマップ）

ビジョン1 交流・支え合い活動の推進				
【具体的な活動】①ふれあいサロン事業の推進・支援				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・啓発冊子を作成し、活動の広報啓発 ・サロンの場を世代間交流や情報共有の場として積極的に活用 ・世話人の負担軽減を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施と評価 			
【具体的な活動】②交流の場づくり・高齢者支援				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・日常での何気ない見守り実施 ・地域見守り隊事業の推進 ・高齢者ふれあいの会の継続開催 ・高齢者ふれあい訪問の継続実施 ・高齢者向け講座の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施と評価 			
【具体的な活動】③地域ニーズを把握し、地域でできる仕組みづくりを検討、実施				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段の調査と地域のニーズ把握 ・アンケートや調査結果により事業の検討・実施 ・移動スーパー等の活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施や計画見直し 			
ビジョン2 地域情報の共有と福祉情報発信				
【具体的な活動】①地域生活課題を共有する場づくり				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業から地域で情報共有できるかを検討 ・地域生活課題について考える場を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施と評価 			
【具体的な活動】②住民に向けた福祉情報提供・発信手段の多様化の推進				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・有効な情報発信手段について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画実施・見直し 			
【具体的な活動】③要支援者の見守り支援				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動個別避難計画作成の推進 ・安心シートの活用と推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施と評価 			

ビジョン3 地域福祉を支える担い手の育成

【具体的な活動】①地域リーダー育成のための研修会等学習の機会設置

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進委員研修会の開催と見直し ・福祉意識向上を目指した研修・講座の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容の検討実施 			

【具体的な活動】②自治会活動の活性化・若い世代との交流

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいウォーキングの開催と見直し ・幅広い世代交流イベントの検討 ・既存イベントとの連携に向けての協議 ・寒小レンジャーの見守り継続 ・ラジオ体操の推進 ・花いっぱい運動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存行事内容の評価・実施 			

【具体的な活動】③地域のことに関心を持つ担い手の育成

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・児童への福祉教育推進 ・まちづくりの会との連携協議 ・経験やスキルを活かせる活動の場づくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容の検討・計画 			

ビジョン4 防災・防犯対策の推進

【具体的な活動】①防災・減災の意識向上

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災訓練継続実施 （★数値目標：年1回） ・小地域単位での防災訓練の推進 ・小地域単位での安否確認の推進 ・地区・自治会の防災訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施と評価 			

【具体的な活動】②防犯対策への意識向上

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事、自治会、サロンでの防犯教室開催の推進 （★数値目標：年1回） ・防犯教室への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施と評価 			

5 長尾地区

○基本コンセプト

「お接待のこころを大切に」

文化と福祉のまち ~声をかけあい人と人が繋がる笑顔のまち~

○地域福祉活動計画

ビジョンⅠ 地域コミュニティの普及拡大

地域の課題
<ul style="list-style-type: none">・子どもの減少・世代間交流の機会の減少・コロナ禍を経て、その後の取組・高齢者の買い物、通院の移動手段・住民同士のつながり希薄・魅力ある居場所づくり・多世代が参加できるスポーツ大会等の取組・自治会離れや不参加・参加者の固定化
課題に対する解決策
<ul style="list-style-type: none">・自分から進んで行事に参加する・地域全体に正しく情報が伝わる仕組みをつくる・自治会内で顔を合わす機会を増やし、地域の課題を共有する・既存事業（ふれあいサロン、地域見守り隊）を活用し、交流の場を増やしていく・幅広い世代（子どもから高齢者）が参加したいと思える場をつくる・隣近所の高齢者に対して、何気ない見守り活動を行なう・あいさつからコミュニケーションを図る・支援の担い手不足から、まずは担い手を増やすための仲間づくりを行なう・既存の事業（サロン、見守り隊）を活用し、必要な支援につないでいく
自分ができること（自助）
<ul style="list-style-type: none">・自分から進んで行事に参加する・地域全体に正しく情報が伝わる仕組みをつくる・自治会内で顔を合わす機会を増やし、地域の課題を共有する・既存事業（ふれあいサロン、地域見守り隊）を活用し、交流の場を増やしていく・幅広い世代（子どもから高齢者）が参加したいと思える場をつくる・隣近所の高齢者に対して、何気ない見守り活動を行なう・あいさつからコミュニケーションを図る・支援の担い手不足から、まずは担い手を増やすための仲間をつくる・既存の事業（サロン、見守り隊）を活用し、必要な支援につないでいく
近隣や地域でできること（互助・共助）
<ul style="list-style-type: none">・あいさつ運動の継続・充実を図る・サロン活動再開への働きかけを行なう・新規サロンの掘り起こしや既存サロンを継続していくための勉強会の企画、実施する・見守り活動についての研修会の企画・実施する・多世代が参加できるニュースポーツ大会の企画・実施する・高齢者の移動問題などについて話し合う場を設ける・高齢者のみならず地域住民誰もが気軽に話ができる機会を増やす・声掛けやあいさつについての研修会の企画・実施する・地域の公共施設等の清掃活動を行なう

ビジョン2 安全な暮らしの確保

地域の課題
・防犯、防災に対する意識低下 ・広く市民を巻き込んだ防災啓発 ・防災マップの作成と更新 ・訓練のマンネリ化 ・空き家、休耕田の増加
課題に対する解決策
・家庭から地域へ防災意識の向上を図る ・防災訓練へ積極的に参加する ・自治会単位での危険個所の調査や防災マップづくりの推進に努める
自分ができること（自助）
・家庭内で防災に关心を持つ ・隣近所での情報共有に努める ・家庭で防災グッズを揃える ・地域行事、研修会に積極的に参加する
近隣や地域でできること（互助・共助）
・地域防災訓練の継続、充実を図る ・地域の小学校と連携した防災訓練の継続実施していく ・防災・防犯をキーワードとし、地域の中高生や消防団などの団体とのつながりをつくる ・地区自主防災組織の強化と連携に努める ・自主防災組織を増やす働きかけを行なう ・地域の中で防災士の育成と活用していく ・地域での安否確認訓練の実施、充実を図る ・防災マップの作成と更新を行なう ・個別避難計画作成や自治会の要支援者・危険箇所の確認に取り組む

ビジョン3 生涯を通じた健康・生きがいづくり

地域の課題
・若い世代との接点が希薄 ・世代間交流の機会の減少 ・高齢者の参加が困難 ・住民同士の関係希薄（無関心） ・生涯学習の機会が少ないこと ・コロナ禍を経て、その後の活動
課題に対する解決策
・自分の周りの地域を知る ・地域の誰もが参加できるイベントを企画し、実施する ・若い世代へ地域の歴史や良いところを知ってもらう
自分ができること（自助）
・家庭内で地域のことに関心を持つ ・地域行事、研修会に積極的に参加する ・自治会活動への参加、呼びかけしていく ・隣近所のあいさつ、声掛けを行なう
近隣や地域でできること（互助・共助）
・自治会活動の活性化していく ・地域の既存イベントへの参画、継続、充実していく ・コロナ禍で中止になっていた事業、イベントの再開をする ・高齢者・一人暮らし・子どもの登下校時など見守り活動を実施する ・地域の団体と連携したイベントの企画、実施する ・ふれあいサロンの充実を図る

ビジョン4 地域福祉を支える担い手の育成

地域の課題
<ul style="list-style-type: none">・地域リーダーの人材不足・若年世代との接点希薄・広く住民への正確な情報伝達・認知症高齢者や障がいの方への理解不足・高齢化による担い手不足・福祉委員活動の未認知
課題に対する解決策
<ul style="list-style-type: none">・地域について関心を持ち、隣近所とも付き合いを密にしていく・自治会内で地域の課題を共有する場を持ち、自治会員皆が地域課題について考える機会を増やす・地域内で次世代の担い手育成として声掛けしていく・研修会や勉強会を通して人材育成を行なう・イベントを通して新たな人材の発掘を行なう・担い手に対しての有償化の検討を行なう
自分ができること（自助）
<ul style="list-style-type: none">・地域行事、研修会に積極的に参加する・知人、近隣の方などに声をかけし誘い合わせて行事等に参加する・地域の良いところをPRする（SNSを活用する）
近隣や地域でできること（互助・共助）
<ul style="list-style-type: none">・防災を軸とした事業を通して、地域の中高生とのつながりをつくる・福祉委員活動活性化のための事業や研修会の企画、実施を行なう・地域イベントを軸として、多世代参加を募り、そこからつながりをつくる・若い世代が興味を持てるようSNSなどを活用し、地域やイベントのPRを行う・地域住民だけでなく、地域の良いところを生かした人材発掘を行なう・地域の手助けが必要な方がいることを知る （認知症の方のサポート体験、支援学校との交流事業等）・研修会の実施や行事の役割から後継者を育てる

○年次計画（ロードマップ）

ビジョン1 地域コミュニティの普及拡大				
【具体的な活動】①あいさつ運動の継続・拡充				
令和7年度 ・あいさつ運動の継続と拡充 （★数値目標：毎月1回）	令和8年度 ・継続実施と評価	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				→
【具体的な活動】②既存事業を活用し交流の場や機会を増やす				
令和7年度 ・ふれあいサロン事業の推進 ・見守り、声掛け活動の推進	令和8年度 ・継続実施と評価	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		→		
【具体的な活動】③地域の交流拠点の場をつくる				
令和7年度 ・地域拠点（公民館等）を積極的に活用した交流の場づくり ・拠点の清掃活動実施、参加	令和8年度 ・実施と評価	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		→		
【具体的な活動】④地域生活課題に対応する仕組みをつくる				
令和7年度 ・地域生活課題について話し合う場を定期的に開催し、地域で必要な支援を検討	令和8年度 ・ニーズ把握、調査、協議	令和9年度 ・実施と評価	令和10年度	令和11年度
		→		

ビジョン2 安全な暮らしの確保

【具体的な活動】①防災・減災の意識向上を図る				
令和7年度 ・地域防災訓練（地域住民、学校）の継続実施	令和8年度 ・継続実施と評価	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		→		
・自治会単位での安否確認活動の推進 ・自主防災組織の充実と連携 ・防災マップ作成、更新の推進 ・家庭から防災意識の高揚	・実施、評価			
		→		
【具体的な活動】②防犯への意識向上を図る				
令和7年度 ・既存事業を通じての防犯教室開催の推進 ・防犯教室等の企画、実施 ・防犯教室への積極定期参加	令和8年度 ・検討、実施	令和9年度 ・実施と評価	令和10年度	令和11年度
		→		

ビジョン3 生涯を通じた健康・生きがいづくり

【具体的な活動】①既存イベントの拡充継続と再開を進める

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・各地域で開催しているイベントの継続実施と拡充 ・コロナ禍で中止となっていたイベントの再開実施	・継続実施と評価			→

【具体的な活動】②世代間交流事業の推進を図る

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・若年世代が参加しているイベント、行事への参画と連携 ・誰もが参加しやすいイベントの開催を検討	・検討、実施	・実施と評価	→	

ビジョン4 地域福祉を支える担い手の育成

【具体的な活動】①地域住民に地域のことや福祉情報を正しく知ってもらう

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・地域福祉推進委員研修会の開催 (★数値目標：年1回) ・福祉委員研修会の企画、実施 ・地域の福祉施設や学校との交流事業を検討	・継続実施と評価			→

【具体的な活動】②幅広い世代や他地域の方に地域に関心を持ってもらう

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・既存イベントでの地域PR ・SNSを活用して地域PRするとともに地域外にも応援者の発掘 ・将来の担い手となる中高生対象に参加してもらえる行事等を検討	・検討、実施	・実施と評価	→	

第6章 計画の推進体制

I 推進体制づくり

本市における地域福祉を推進していくためには、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動している全ての人」が推進の担い手となります。

具体的には、地域住民、団体、自治会をはじめとする住民自治組織、一般企業、商工会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、社会福祉法人、社会福祉従事者、福祉関連民間事業者などです。

今後、これらの人や団体がそれぞれの立場でつながりを持ち、地域の課題解決のため、積極的に情報交換を行い、福祉活動に取り組むことができる推進体制をつくることが大切です。

2 組織体制の整備

地域福祉の推進には、保健、福祉、医療の分野のみならず、教育や都市計画の分野など、様々な分野との連携が必要となります。そのため、計画の推進に当たっては、府内の総合的な推進体制を構築し、市の健康福祉部の各課及び関係部局との連携・情報共有体制を構築します。また、日常的な連携については、福祉総務課と社会福祉協議会を中心となり、随時連携を図りながら計画の推進に当たります。

3 パートナーシップ体制の整備

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となることから、パートナーシップ体制の整備を図ります。

4 計画の広報・啓発

地域福祉の推進にあたっては、行政はもとより、住民をはじめとする地域の様々な主体が、それぞれの役割分担のもと、地域一体となって取り組んでいくことが重要となります。

これらの主体が地域福祉の理念と目標を共有し、地域福祉の推進に能動的に取り組めるよう、広報紙やホームページ、イベント等、様々な媒体や機会を活用し、計画の広報・啓発を行います。

(1) 住民への啓発

本計画で示した内容については、広報紙やホームページなどの情報発信媒体の活用により周知を行います。

また、より効果的な周知を図るため、地域における各種イベントや講演会等の開催を利用し、地域での情報発信方法を検討し、地域福祉推進についての普及啓発を行います。

(2) 地域活動団体や事業者などへの啓発

自治会や民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等をはじめとした地域福祉活動団体、サービス提供者等は、地域福祉推進にあたっての重要な担い手です。

こうした地域福祉活動団体や各種事業者に対して、地域福祉に対する理解を促進するため、地域福祉についての説明会や報告会などの開催を検討し、地域福祉推進についての普及啓発を行います。

5 計画の評価・進行管理・見直し

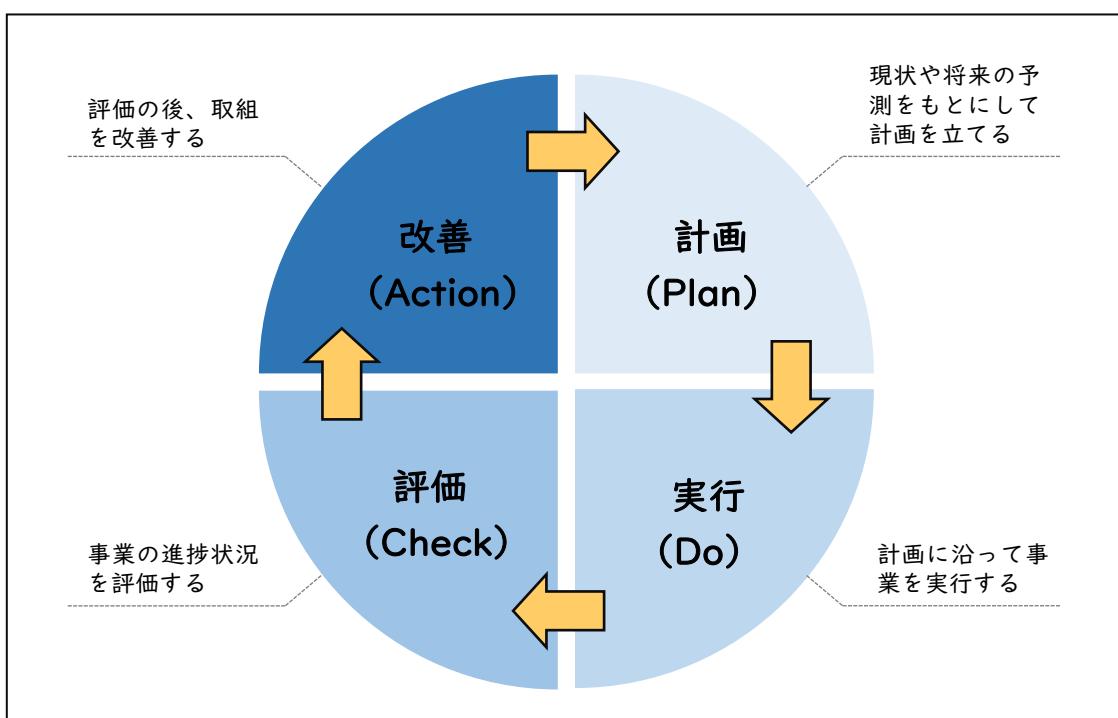
(1) さぬき市地域福祉計画

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に調査、分析及び評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のP D C Aサイクルの構築を行います。

本計画は、各地域における地区地域福祉活動の実施状況、各関連計画の進行状況や今後の様々な社会保障制度の見直しなどを踏まえながら、必要に応じて見直しや修正を行います。

また、高齢者福祉・障がい福祉・子育て支援・健康増進等、関連する計画の見直しにあたっては、地域福祉計画の理念を共有しつつ、各計画が持つ本来の目的に沿った効果的な施策の展開がなされるよう調和・整合を行います。

P D C Aサイクルのイメージ



(2) さぬき市地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、「地区住民活動計画」でもあり、社会福祉協議会の単年度の事業計画として、計画的に事業を進めます。また、社会福祉協議会の組織内だけでなく、評価・推進組織として「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、関係者による定期的な計画評価を行い、意見を聴き、これらの評価は、隨時、社会福祉協議会のホームページ等により公表します。また、地区の地域福祉活動計画については、「地区いきいきネット連絡会」を中心に、年に数回の定期的な協議の場を持って、計画の進捗状況や取組による効果に関する評価や今後の進め方について、継続して協議をしていきます。

資料編

I さぬき市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し必要な事項を検討するため、さぬき市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療又は福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 行政関係担当者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年10月1日より施行する。

2 第4条の規程にかかわらず、この要綱による最初の委員会は市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日より施行する。

2 さぬき市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 さぬき市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、さぬき市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 保健・医療又は福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 行政関係担当者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

4 地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は別途定める。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- | この要綱は、平成15年10月1日より施行する。

3 さぬき市第5期地域福祉計画策定委員会委員名簿及びさぬき市第5期 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	大区分	氏名	所属等
1	学識経験者	國方 弘子	徳島文理大学
2	保健・医療又は 福祉関係者	吉本 照代	香川県東讃保健福祉事務所
3		溝渕 茂樹	一般社団法人大川地区医師会
4		尾崎 民子	介護老人保健施設ヌーベルさんがわ
5		岡 慎也	障害者支援施設のぞみ園
6		遠藤 忠行	さぬき市民生委員児童委員協議会連合会
7	各種団体 関係者	井上 武夫	さぬき市連合自治会
8		藤井 邦子	さぬき市婦人団体連絡協議会
9		安藝 真理	さぬき市PTA連絡協議会
10		平野 通	さぬき市老人クラブ連合会
11		岡村 隆次	さぬき市身体障害者団体連合会
12		吉田 ひとみ	社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
13		入谷 康仁	さぬき市総務部危機管理課
14	行政関係者	大高 哲也	さぬき市辛立文化センター
15		高嶋 宏	公募による選任
16	その他市長が 特に必要と 認める者	秋村 英里	公募による選任

4 さぬき市地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・委員名簿

(1) 津田地区

津田地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 津田地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、津田地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会津田支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が會議に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年10月1日施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

No.	大区分	氏名	所属等
1	福祉関係者	荒川 和也	社会福祉法人 津田福祉会
2		吉原 博美	さぬき市社会福祉協議会副会長
3	各種団体関係者	國方 光廣	津田地区いきいきネット連絡会会長
4		和田 喜樹	津田地区いきいきネット連絡会副会長
5		白澤 清貴	津田地区いきいきネット連絡会副会長
6		吉岡 慶一郎	津田地区いきいきネット連絡会役員
7		田中 正明	津田地区いきいきネット連絡会役員
8		大森 郁代	津田地区婦人会会长
9		平野 通	津田地区老人クラブ連合会会长
10		池田 英範	津田地区老人クラブ連合会副会長
11		山田 礼子	津田地区老人クラブ連合会副会長兼女性部長
12		高雄 忠樹	津田地区老人クラブ連合会理事
13		犬伏 美奈子	津田地区民生委員児童委員協議会副会長
14		木村 英司	津田地区民生委員児童委員
15		中野 昭子	津田地区民生委員児童委員
16		菊池 和美	津田地区主任児童委員
17		石塚 恵子	学校支援ボランティアコーディネーター
18		新開 達志	津田小学校 PTA 会長

(2) 大川地区

大川地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 大川地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、大川地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会大川支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が會議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

No.	大区分	氏名	所属等
1	福祉関係者	山下 勝正	さぬき市手をつなぐ育成会会長
2		眞子 佳寿代	さぬき市障害者支援施設管理者
3		岡部 貴彦	さざんか荘園長
4	各種団体関係者	有馬 義幸	大川地区いきいきネット連絡会会長
5		小倉 望	大川地区いきいきネット連絡会副会長
6		藤井 邦子	大川地区いきいきネット連絡会副会長
7		田中 健次郎	大川地区いきいきネット連絡会役員
8		中川 順子	大川地区いきいきネット連絡会役員
9		頼富 勉	大川地区いきいきネット連絡会役員
10		有馬 サチ子	大川地区いきいきネット連絡会役員
11		朝倉 茂	大川地区いきいきネット連絡会役員
12		木村 茂夫	大川地区いきいきネット連絡会役員
13		頼富 昌和	大川地区いきいきネット連絡会役員
14		富田 晃子	子育てサロンおひさまひろば代表
15		松家 弘武	さぬき南小学校 PTA 代表
16		行梅 義照	松尾まちづくりの会副会長
17		岡田 輝夫	松尾まちづくりの会副会長
18		佐藤 安恵	さぬき市老人クラブ連合会女性部長
19	学識経験者	西森 武	大川地区いきいきネット連絡会役員
20		大谷 迪子	ふれあいサロン代表者

(3) 志度地区

志度地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 志度地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、志度地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員35名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 地区いきいきネット役員
- (5) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会志度支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

- この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

No.	大区分	氏名	所属等
1	地区いきいきネット役員	井上 武夫	志度地区いきいきネット連絡会会長
2		本間 立治	志度地区いきいきネット連絡会副会長
3		石原 均	志度地区いきいきネット連絡会副会長
4		藤井 悠平	志度地区いきいきネット連絡会理事
5		植村 伸司	志度地区いきいきネット連絡会理事
6		瀬尾 克也	志度地区いきいきネット連絡会理事
7		網野 政芳	志度地区いきいきネット連絡会理事
8		田村 勲	志度地区いきいきネット連絡会理事
9		山田 能之	志度地区いきいきネット連絡会理事
10		池田 幸嗣	志度地区いきいきネット連絡会理事
11		中村 敬	志度地区いきいきネット連絡会理事
12		大村 一彦	志度地区いきいきネット連絡会理事
13		井上 綾子	志度地区いきいきネット連絡会理事
14		岡村 隆次	志度地区いきいきネット連絡会理事
15		山本 千景	志度地区いきいきネット連絡会理事
16		松島 明日香	志度地区いきいきネット連絡会理事
17		池田 洋子	志度地区いきいきネット連絡会理事
18		多田 一明	志度地区いきいきネット連絡会理事
19		伊賀 友子	志度地区いきいきネット連絡会監事
20		丸山 春子	志度地区いきいきネット連絡会監事

No.	大区分	氏名	所属等
21	福祉関係者	白井 加代子	鴨庄地域いきいきネット
22		中尾 吉久	鴨部地域いきいきネット
23		藤井 恭子	鴨部地域いきいきネット
24		石原 博司	小田地域いきいきネット
25		池田 瞳	小田地域いきいきネット
26		井内 啓	末地域いきいきネット
27	各種団体関係者	池田 隆子	志度地区老人クラブ連合会女性部長

(4) 寒川地区

寒川地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 寒川地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、寒川地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員40名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

（1）地区いきいきネット役員

（2）福祉関係者

（3）各種団体関係者

（4）学識経験者

（5）その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会寒川支所において処理する。

(その他の)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

No.	大区分	氏名	所属等
1	地区いきいきネット役員	樋村 浩二	寒川地区いきいきネット連絡会会長
2		多田 美代子	寒川地区いきいきネット連絡会副会長
3		間嶌 法文	寒川地区いきいきネット連絡会副会長
4		藤明 洋和	寒川地区いきいきネット連絡会理事
5		安松 孝	寒川地区いきいきネット連絡会理事
6		遠藤 忠行	寒川地区いきいきネット連絡会理事
7		山下 ハツ子	寒川地区いきいきネット連絡会理事
8		玉木 道子	寒川地区いきいきネット連絡会理事
9		木下 朋明	寒川地区いきいきネット連絡会理事
10		出口 玲子	寒川地区いきいきネット連絡会理事
11		白井 真裕美	寒川地区いきいきネット連絡会理事
12		藤田 久美	寒川地区いきいきネット連絡会理事
13		井川 茂弘	寒川地区いきいきネット連絡会理事
14		大風 武市	寒川地区いきいきネット連絡会理事
15		山口 公千	寒川地区いきいきネット連絡会理事
16		船井 孝行	寒川地区いきいきネット連絡会理事
17		小山 桂子	寒川地区いきいきネット連絡会理事
18		山本 二三代	寒川地区いきいきネット連絡会理事
19		松原 圭子	寒川地区いきいきネット連絡会理事
20		十川 隆	寒川地区いきいきネット連絡会理事
21		廣瀬 強	寒川地区いきいきネット連絡会理事

No.	大区分	氏名	所属等
22	地区いきいき ネット役員	島崎 龍雄	寒川地区いきいきネット連絡会理事
23		遠藤 久男	寒川地区いきいきネット連絡会監事
24		山下 誠司	寒川地区いきいきネット連絡会監事
25	各種団体関係者	六車 健	寒川地区老人クラブ連合会会长
26		廣瀬 文江	神前婦人会会长
27		神崎 えり子	寒川ヘルスマイト会長

(5) 長尾地区

長尾地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 長尾地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、長尾地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員35名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 地区いきいきネット連絡会役員
- (2) 地区民生委員児童委員協議会
- (3) 各種団体関係者
- (4) 地域福祉活動実践者
- (5) 社会福祉施設関係者
- (6) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会長尾支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日より施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日より施行する。

この要綱は、令和6年9月19日より施行する。

No.	大区分	氏名	所属等
1	地区いきいきネット連絡会役員	野崎 恭一	長尾地区いきいきネット連絡会会长
2		多田 敬三	長尾地区いきいきネット連絡会副会长
3		山本 保夫	長尾地区いきいきネット連絡会副会长
4		寒川 由美	長尾地区いきいきネット連絡会副会长
5		松原 保	長尾地区いきいきネット連絡会理事
6		三谷 成浩	長尾地区いきいきネット連絡会理事
7		眞部 陽子	長尾地区いきいきネット連絡会理事
8		阿部 吉則	長尾地区いきいきネット連絡会理事
9		久米 幸一	長尾地区いきいきネット連絡会理事
10		松原 壮典	長尾地区いきいきネット連絡会理事
11		奈良 正史	長尾地区いきいきネット連絡会理事
12		眞鍋 映子	長尾地区いきいきネット連絡会理事
13		中川 清之	長尾地区いきいきネット連絡会監事
14		朝倉 裕子	長尾地区いきいきネット連絡会監事
15	地区民生委員児童委員協議会	高嶋 須美子	長尾地区民生委員児童委員
16		板倉 滋樹	長尾地区民生委員児童委員
17		安部 貴美子	長尾地区民生委員児童委員
18	各種団体関係者	稻田 俊雄	長尾地域いきいきネット理事
19		柏原 修二	長尾地域いきいきネット理事
20		松岡 裕明	長尾ふるさと青友会顧問
21		多田 照代	造田地域いきいきネット理事

No.	大区分	氏名	所属等
22	各種団体関係者	山津 雅子	造田婦人会会长
23		岩崎 真紀	造田地域いきいきネット理事
24		十河 敏美	造田地域いきいきネット理事
25		矢井 清二	造田地域いきいきネット理事
26		寒川 壽子	前山地域いきいきネット理事
27		安部 美津子	多和地域いきいきネット理事
28	地域福祉活動 実践者	小松 明美	前山集落支援委員
29		川田 浩誉	前山の里山を守る会
30		多田 梨恵	多和集落支援委員

さぬき市第5期地域福祉計画
さぬき市第5期地域福祉活動計画

発行年月：令和7（2025）年3月

発行・編集：さぬき市・さぬき市社会福祉協議会

住 所：〒769-2395

香川県さぬき市寒川町石田東甲935番地1

«さぬき市福祉総務課»

電話：0879-26-9902 FAX：0879-26-9945

ホームページ：<https://www.city.sanuki.kagawa.jp/>

«さぬき市社会福祉協議会»

電話：0879-26-9940 FAX：0879-26-9942

ホームページ：<https://sanuki-syakyo.jp/>